

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

6月会議	6月4日	開会
	6月5日	閉会

七ヶ浜町議会

令和6年6月4日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第1号

令和6年6月4日（火曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年6月4日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第34号 特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第35号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第36号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第38号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第39号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第40号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 3 報告第 2 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 4 報告第 3 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 5 報告第 4 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日6月4日は休会日ですが、議事の都合により令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、11番岡崎正憲議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議の日程は本日から明日5日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は本日から明日5日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告をいたします。

前回の3月会議から今回の6月会議の開始前までにおける七ヶ浜町議会の諸活動について、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。

平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

行政報告を申し上げます前に、4月29日発令の春の叙勲にて渡邊善夫前町長が旭日双光章を受賞されたことに対し祝意を申し上げたいと思います。

渡邊善夫前町長は、高校を卒業後、民間企業に数年在籍の後、昭和37年4月、七ヶ浜町役場に奉職、町民課窓口をはじめ各行政事務を担当の後、企画財政課長、国際村事務局長を歴任されました。平成15年4月には七ヶ浜町長に就任し、その豊かな経験と聡明な頭脳をもって行政をリードし、12年6か月にわたり町勢の発展に努められました。途中、町民の暮らしに大打撃を与えた東日本大震災に遭遇し、自らも被災されたにもかかわらず、自身の生活を後回しにし、常に先頭に立ち、被災者の暮らしと町の早期復旧のために努められました。さらには、被災者の住まいの確保を最優先とする町復興のための整備計画を立てられました。氏の歩みはその後のまちづくりの指針ともなっております。

このたびの叙勲に対し心より敬意と祝意を申し上げたいと思います。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議の開会に当たり、令和6年定例会3月会議以後における行政報告を申し上げます。

3月11日、追悼行事として、東日本大震災から13年目となる今回は、公園墓地蓮沼苑内の慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場に献花台を設置し、自由献花といたしました。当日は、伊藤環境大臣と渡邊善夫前町長が追悼においでになられ、町長と共に献花を供えられました。町民の皆様には14時46分のサイレンとともに黙禱を促し、震災で犠牲になられた方々を追悼いたしました。

仙台トヨペット株式会社パピヨングリーン基金よりハイブリッド車のアクアが寄贈され、3月19日に贈呈式が行われました。御寄贈いただいた自動車は環境に優しいハイブリッド車で、ふだんは公用車として利用しますが、災害時には非常電源としても使える防災車として活用いたします。

3月30日、さくら放課後児童クラブの開所式を行いました。施設が新しくなったことにより、定員はこれまでの40人から70人になり、待機児童の解消にもつながりますし、子供たちが伸び伸びと過ごせる環境の提供にもなりました。

4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が展開されました。7日には交通安全車両パレード、翌日には交通安全のり出し作戦を実施し、一般町民やドライバーに交通事故の防止を呼びかけました。本町の交通死亡事故ゼロは、皆さんの御尽力により5月31日時点で927日を達

成しております。これからも死亡事故ゼロが続き、これまでの最長記録3,278日を更新できたらと考えておりますので、引き続き皆様のお力添えをお願いいたします。

4月18日、七ヶ浜町消防団が総務大臣から令和5年度消防団地域貢献表彰を受賞しました。この表彰は、その年度に消防団員の確保に顕著な功績のあったと認められる場合に表彰の対象となります。

本町では、少子高齢化の課題を抱えながらも、令和3年度から七ヶ浜町スポーツフェスタの会場内にて消防広場のブースを設けるなど、消防団への理解を深めていただく数多くの機会を設けて、団員の募集にも様々な工夫を行ってまいりました。その結果、団員数の減少に歯止めがかかり、令和5年度には数年ぶりに団員数が前年を上回る状況となりました。引き続き地区消防団が地域の身近な存在として住民の安心と安全を守る重要な役割を担っていただきたいと思っております。

5月3日及び4日、七ヶ浜国際村でアラウンド・ザ・ワールド・イン七ヶ浜を開催いたしました。この事業は、これまで開催されていたインターナショナルデイズの代わりとなるもので、記念すべき第1回目はタイ王国を取り上げ、同国東北地方のルーイ県ダーンサーイ市で行われるピーターコーンフェスティバルをピックアップして実施しました。2日間で2,342人の方に御来場いただき、形を変えた国際村のゴールデンウィークイベントとして世界の祭りや文化を広く知っていただくよい機会となりました。

5月12日、町営野球場で第70回地区対抗野球大会が行われました。記念すべき大会では、花渚浜地区が優勝し、2位は松ヶ浜地区、3位には代ヶ崎浜地区と遠山地区という結果となりました。地区対抗の競技に燃えるという七ヶ浜人の気質がプレーの随所に見られた大会となり、どの試合も非常に白熱した見応えのあるものとなりました。

5月21日、防犯カメラつき自動販売機のお披露目式が行われました。町、キリンビバレッジ株式会社と塩釜警察署の間では防犯活動に関する協定を本年2月19日に締結し、本町の防犯意識の高揚と犯罪防止にお力添えをいただいております。見守り自動販売機は、花渚浜多目的広場に設置され、犯罪から私たちの身を守る新たな強い味方として加わりました。今後もさらに地域の見守り活動の強化と犯罪の抑止に努め、明るいまちづくりに努めてまいります。

5月21日、七ヶ浜ロータリークラブ主催による震災復興記念モニュメント除幕式、引渡式が行われました。同モニュメントは、「復興の碑」と銘を打ち、七ヶ浜ロータリークラブの創立30周年の記念事業として町に寄贈されたもので、菖蒲田浜海浜公園駐車場の入り口に東日本大震災復興の記念モニュメントとして建立されました。震災から13年が経過し、本町におきまし

ても沿岸部の景色や装いが大きく変わる中、震災の経験を伝える贈り物として後世に伝えてまいりたいと思います。

5月25日、第5回小学校・地区民合同大運動会が開催されました。当日は、強風ではありましたが、夏の訪れを感じさせるような強い日差しが照りつける中、グラウンドには子供たちの生き生きとした元気あふれる姿がありました。小学校と地域が一体となって子供たちの成長を見守り、そして子供たちの一生懸命に競技に取り組むけげな姿は、集まった人たちに新たな元気と安らぎを与える有意義な一日となりました。

引き続き町民の安全安心を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜町の「健幸で心かようまちづくり」に向け職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

[副町長 平山良一君 降壇]

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明をお願いします。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第34号から議案第41号までの8議案、そして報告が4件であります。詳細につきましては後ほど担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第34号特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、特定復興産業集積区域において取得した施設等の課税免除対象者について改正し、適用期限を延長するものであります。

次に、議案第35号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減

免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第36号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約について所要の変更を行うものであります。

次に、議案第38号は令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正の額は5億3,834万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ77億4,134万3,000円とするものであります。

まず初めに、令和6年度税制改正に伴う定額減税による影響額としては、町税、いわゆる個人住民税で7,499万5,000円の減収となりますが、地方特例交付金、いわゆる減収補填特例交付金で町税減収分同額の7,499万5,000円が交付されることとなります。

歳出の主な内容としましては、湊浜地区における交通安全対策用地購入事業、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事への追加、物価高騰対応重点支援給付金支給事業、児童手当法改正に伴う児童手当への追加、不妊検査費及び不妊治療費助成事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等であります。

主な財源としましては、児童手当負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、宮城県不妊検査費及び不妊治療費助成事業補助金、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金等を充当しております。また、地方債補正を1件計上しております。

次に、議案第39号は令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正の額は395万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億5,295万3,000円とするものであります。

内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業等であります。

次に、議案第40号は令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

3条予算、収益的支出の営業費用に133万7,000円を増額するものであります。

内容としましては、水道料金調定収納システム改修業務委託料の計上に伴い増額するもので

あります。

次に、議案第41号は令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

3条予算、収益的収入の営業外収益に4万9,000円を増額、収益的支出の営業費用に14万5,000円を増額するものであります。

主な補正の内容としましては、企業会計に移行したことに伴い、共済保険料を増額、マンホールカード印刷費への追加による増額であります。

次に、報告第1号七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例、報告第2号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例、報告第3号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されたことから、令和6年3月31日に必要な条文等の改正をしたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書に関する報告であります。

以上、御提案いたしました議案等について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

女性の健康支援はと今後のがん対策はの2問について質問をさせていただきます。

1問目、女性の健康支援はについてでございます。

女性の社会進出や能力発揮など、女性が活躍する環境の整備が進んでいます。妊娠・出産・育児期だけでなく、生涯にわたって女性の健康維持や増進への支援に取り組むことにより、さらに社会や町の活性化につながると考えます。女性が抱える健康やライフスタイルの課題、若

い世代が将来のライフプランを考えての健康管理など、女性の健康課題への理解が必要と考え、以下の点について伺います。

1点目、経済産業省が推進するフェムテックについて、本町の考えを伺います。

2点目、厚生労働省の生育医療等基本方針において、プレコンセプションケアに関する体制整備を図るとしています。プレコンセプションケアの「プレ」は何々の前のことで、コンセプションは受精、懐妊のことです。

プレコンセプションケアは、おなかに新しい命を授かる前の健康管理を意味します。平成24年に世界保健機構のプレコンセプションケアを妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的介入を行うと提唱し、国際的に取組が推進されています。日本では成育医療等基本方針において、安全安心で健やかな妊娠、出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアの実施など、需要的に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされています。

プレコンセプションケアの本町の考えと活用について伺います。

3点目、性的マイノリティーや女性のライフプランの多様化で、妊娠、出産を全く考えていない方がいるのも当然です。結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、特定の価値観を押しついたりプレッシャーを与えることがあってはなりません。子供を持つ選択をするしないにかかわらず、若い世代が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康づくりに向き合うことは、妊娠、出産を望む人たちだけでなく、家族皆の健康と幸福につながる大切なことだと考えます。

プレコンセプションケアに関しての本町での周知や相談窓口、情報提供などを考えているか伺います。

続いて、2問目、今後のがん対策はについてでございます。

厚生労働省の令和4年度人口動態統計月報年計の概況を見ると、病気による死因のトップは悪性新生物で24.6%を占めております。その次に多いのは心疾患14.8%、老衰11.4%となっております。国民の2人に1人ががんになり、4人に1人が亡くなっております。がんは7期にわたり病気の死因のトップを維持しています。

がん治療も様々な治療法が確立されていますが、検診を受けることによって、がんの死亡率を今よりも減らすことができるとされています。厚生労働省は、がん検診の受診率の目標を60%以上としております。

まずは予防と早期発見が重要と考え、以下の点を伺います。

1点目、胃がん検診の種類別に見ますと、大きく胃部エックス線検査、胃内視鏡検査、血液検査のペプシノゲン法があります。町の胃がん検診はエックス線検査ですが、検査の際のバリウムを誤嚥することを心配する声があります。また、早期胃がんの発見率は内視鏡検査のほうが一般的に高いとされていることから、本町での胃がん検診を胃部エックス線検査と胃内視鏡検査を選択して受けられるような体制を考えないか伺います。

2点目、がん統計2023によりますと、子宮頸がんは年間約1万7,000人が罹患し、約3,000人が亡くなっております。私は、子宮頸がんを起こすヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチン接種とキャッチアップ接種について、2022年6月定例会において一般質問しております。

令和4年4月に積極的勧奨が再開されて2年が過ぎ、積極的勧奨再開とともに、定期接種を逃した女性を対象に実施したキャッチアップ接種は3年間の期限限定措置ですので、本年度末に終了予定とされています。本年2月、厚生労働省が事務連絡にてHPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知について発出し、キャッチアップ接種期間が残り1年となることを踏まえ、対象者に再度の個別通知を行う等、周知徹底するよう依頼が出されております。厚労省の依頼を受けて、本町においてもキャッチアップ対象者に個別通知されていると思いますが、直近ではいつ通知したのか、また周知方法は個別通知のみなのか伺います。

3点目、日本では2020年12月に肛門がんや尖圭コンジローマの予防を目的として、9歳以上の男性にもHPV4価ワクチンを接種できるようになっております。男性へのHPVワクチン接種の目的は、男性本人のHPV感染による病気の予防とパートナーへの感染予防や社会全体への感染リスク低下など、接種可能となる意義は多大と言えます。男性へのHPVワクチン接種の周知の考え方を伺います。

以上、町長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、女性の健康支援は、第2問、今後のがん対策はについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の1問目の御質問、女性の健康支援はについてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、経済産業省が推進するフェムテックに対する町の考えはについてお答えさせていただきます。

フェムテックにつきましては、経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針に

において国が掲げる女性の活躍においてフェムテックの推進が示されております。

「フェムテック」は「女性」と「テクノロジー」を組み合わせた造語でございます。一般的には生理や更年期などの女性特有の健康課題について、民間企業が取り組む先進的な技術を用いて解決へと導く製品やサービスのことでございます。

議員御質問のフェムテックの本町の考え方につきましては、生涯にわたる女性特有の健康問題を解決する一つとして大変有効なツールであると認識しております。国において現在実証事業を進めているところでありますので、本町においても国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問、プレコンセプションケアに関する本町の考えと活用についてお答えをさせていただきます。

プレコンセプションケアにつきましては、若い世代の一人一人が早い段階から将来の妊娠、出産を見据えた健康管理を意識することで、自身の健康を増進するとともに、生まれてくる子供の健康にもつながることから、重要な取組と認識しております。

妊娠、出産に関する内容を含め、正しい健康の知識を持つためには、学童期、思春期や妊娠・出産時期などそれぞれのライフステージに応じた支援体制が必要と考えております。町内の各小中学校におきましては、妊娠中の体の変化に関する授業や新生児人形を使った育児体験、また助産師を招き、妊娠、出産等に関する授業を実施しております。また、母子健康手帳交付の際の妊婦健診の受診勧奨では、妊娠中の食生活など健康に関する情報提供や相談事業などはプレコンセプションケアの視点で取り組んでいる事業であります。

次に、3点目の御質問、子供を持つ選択をするしないにかかわらず、若い世代が日々の健康や生活に向き合うことは大切だと考える、プレコンセプションケアについての周知や相談窓口等の情報収集、情報提供の考えはについてお答えをさせていただきます。

昨年9月に開催した親子すまいるフェスタにおきまして、本町と包括連携協定を結んでおります明治安田生命保険相互会社との共同で女性の健康をテーマとしたブースを開設し、若い世代を対象に健康チェックや子宮がん検診などの啓発と情報提供を行っております。

今後も各種事業や健診などの機会に広く情報提供してまいりますとともに、町のホームページなどでも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、今後のがん対策はについてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、町の胃がん検診はエックス線検査だが、バリウムを誤嚥する心配があるこ

とや、早期胃がんの発見率は胃カメラ検査のほうが一般的に高いとされていることなどから、本町での胃がん検診を受診対象者がエックス線検査か胃カメラ検査かを選択して受診できる体制を考えないか伺うについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、本町の胃がん検診の現状についてお答えをさせていただきます。

胃がん検診は、毎年度、検診一括表で検診に関する意向調査を行っております。35歳以上の希望する方に対し、集団による胃部エックス線検査を今年度は8月中旬の10日間、母子健康センターをはじめ各地区避難所等において実施しております。

なお、未受診対策としまして、今年度は10月19日及び20日の2日間を母子健康センターにて実施する予定であります。

令和3年度から令和5年度の3年間を見ますと受診者は毎年度1,000人台で推移しております。議員御質問の胃部エックス線検査または胃カメラ検査を選択できる受診体制につきましては、実施体制の整備に加え、検査結果を踏まえたフォロー体制の確立が重要と考えております。

今後は、実施体制についての調査及び関係機関との調整方法の研究に加え、近隣市町における動向を注視しつつ、費用対効果も含め、その実施方法及び必要性等を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、HPVワクチンのキャッチアップ接種について、対象者に対する再度の個別通知をいつ出しているのか、また周知方法は個別通知のみかについてお答えします。

議員御承知のとおり、ヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチンにつきましては、令和4年4月から令和7年3月までの3年間において、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種できる、いわゆるキャッチアップ接種を実施しております。

町では、令和6年4月1日付で対象者のうちHPVワクチンの接種を完了していない方に対し再度の個別通知を行ったほか、ウェブサイト及び広報紙においても周知を行ったところであります。

次に、3点目の御質問、男性のHPVワクチン接種の周知を考えないかについてお答えさせていただきます。

男性のHPVワクチンにつきましては、本人やパートナーへのHPV感染防止と社会全体の感染リスク低下につながるものと期待をするものでございます。

現在、国では男性に対しても定期的予防接種として位置づけることの是非について検討するとともに、その有効性や安全性について整理をしているところでございます。

町といたしましては、今後の国の動向を注視しながら、情報発信、啓発に関して依頼があっ

た場合には対応してまいりたいと考えております。

以上、熊谷議員の一般質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

まず、フェムテックについてでございます。

しちがはま男女共同参画プラン2022-2026の第2章、基本目標IV「職場における女性の活躍推進」には「女性の職業生活における活躍を進めるために、職場全体でワーク・ライフ・バランスを推進し、また多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です」とあります。また、同ページの男女共同参画の推進に関する施策の方向10には「女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう事業者に対して働きかけます」とあります。この文言はフェムテックの考えが含まれていると思います。

本町におきまして、フェムテックを活用した働く女性の就業継続支援について、調査、検討、企業からそのような相談があったときに対応できるような体制を今後取っていくかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員がおっしゃられたことに対して、現在これといった検討というのはまだ立っておりません。ただ、今後、先ほど町長の答弁がありましたとおり、国ではいろいろな実証実験とかやっております。かつ今おっしゃられたとおり、フェムテックの背景といったものを考えていきますと、今後どのようなものか研究していきたいと考えております。なお、そういったものについては、確かに今後いろいろなものがいろいろこれから国から情報が我々に届いてくると思います。それを参考にして今後我々として検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、国が進めているということでございます。

女性が働く環境といたしまして、大企業だけではなくて、例えば介護職に従事されている、その職場は女性が多いかと思えます。それから販売店とかそういうところでも女性が活躍されている、またこの役場の中でも女性の職員の方がたくさんいらっしゃいます。

そういう中で、例えば山口市を見ますと山口市職員労働組合にフェムテックの考え方が導入されております。自治体の関係団体としては初めての取組ということで、フェムテックの取組

の一つとして、月経プログラム、更年期プログラムを開始したそうでございます。市職員を対象に、関連のセミナー動画や、医療機関と連携してオンライン診療サービスを実施しているという紹介がございました。

今後、先ほど答弁では国の動向を見ますということでございますが、本町といたしましても将来的にこのような取組を考えられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 議員がおっしゃられている町の事業所のこととフェムテック。

○議長（安倍敏彦君） もう一度、熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、山口市を紹介させていただきました。本町といたしましても女性の職員の方がたくさんいらっしゃるということで、町としてもこのような取組をする可能性があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 具体的なものにつきましては今ここで申し上げることができないんですけども、ただ、我々職員の中には専門職である保健師とかそういった者がおります。なので、そういった女性の健康問題、そういった課題とかありましたら、我々の職員がいつでも相談体制は整えておりますので、今はまずはそこにて対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、続いて2番目に移ります。プレコンセプションケアの取組についてでございます。

プレコンセプションケアの取組は、都道府県等の単体組織で完結するのは難しいと言われております。自治体内の健康、福祉、教育、労働等の関係部署との連携、それから外部の関連機関との連携、市町村との連携の観点から、地域の実情や取組に合った連携の在り方を調整することとされております。本町におきましては、県や関連機関との連携は考えているのか、なされているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答させていただきます。

現在、町の取組といたしましては、町長の答弁にもございましたとおり、町内各学校におきまして健康教育を進めるとか、あとは町の子ども未来課において母子手帳の際にプレコンセプションの視点で啓発をしているとか、そういった取組はしております。

今後、各ライフステージに応じた周知、健康支援を実施するかということにつきましては、情報共有を図りながら今後検証していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今のは私が再質問でまさにその部分を言おうと思っていたところでございますので、その前に、例えば県の発信とか情報提供とか、それからプレコンセプションケアの考えに基づいて活動している団体とか、そういうところに関しての連携だったりというのは取っているのかどうか伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現在のところ、連携は具体的には取っていない状態でございますけれども、今後、町の周知方法とかそういったところにおきまして、こういった形で連携できるかというのは考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これからどんどんプレコンセプションケアの取組について県とか関連団体の動きが出てくるのではないかと考えております。

ただいま町長、担当課長から、小中学校で性教育等々が行われていると、それから妊産婦に対しても何らかの形でプレコンセプションケアの情報をしているということでございます。

プレコンセプションケアの目的といたしまして、若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうことや若い世代の男女が将来より健康になることなどの実現によって、より健全な妊娠、出産のチャンスを増やし、次世代の子供たちをより健康にすることとあります。

プレコンセプションケアに関して、今までの御紹介をいただきましたけれども、今後もっとこのことに関しまして情報提供だったり具体的な取組というものがなされていくことが大事なことだと思いますけれども、その観点で今後の取組、具体的なものがあるかどうか伺いたと思います。ありましたらば、実際に御紹介いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。

今後、新たな取組、具体的に説明ということでございますけれども、今現在やっている事業に関連して新たに取り組める事業は今後考えていきたいと考えております。国がどういう取組をしているかという部分について、周知の部分で発信をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 学校と妊産婦の間には、若い世代、学校を卒業して社会人になりたての

若者もいるということで、その間の方々にも周知の仕方だったり情報提供だったりそういうものが必要になってくるのではないかなと、町としてそういう情報提供をぜひすべきだと感じております。

3点目に移りたいと思います。

なぜ今コンセプションケアが必要か。

いわき市のホームページを見ますと、若い世代、リスクのある妊娠が今増えていると。若い女性の痩せとか肥満の増加、出産年齢の高齢化など、リスクの高い妊娠が増加している。また、不妊の悩みも増加している。生理不順を放置していたり、生理痛を我慢していたり等は将来の不妊の原因になることがある。男女共に妊娠や出産に関する正しい知識を得て行動することが将来の不妊のリスクを減らす。それから、人生100年時代、子供を持つ選択をするしないにかかわらず、若いうちの健康的な生活習慣の積み重ねにより健康は培われる。自分が思い描くライフプランが実現できるようプレコンセプションケアを始めましょうと、これがいわき市のホームページに載っているわけです。

子供たち、小中学生に対しての性教育と人の体、そういうことをすることも大事でございますけれども、そこから自分の健康をより深く考えて、それを身近な生活の中でどう取り組んでいくか、こういうことも大事になってくると思っております。これをぜひ意識することが大事だと思いますので、そういう環境も大事だと思います。

若い世代が健康増進を意識し、健康になることで、より質の高い生活を実現するために適切な情報提供が大切になってきております。先ほど2問目で申し上げましたけれども、今後本町では情報収集したものをぜひその対象者に情報提供することが大事だと思いますけれども、再度伺います。具体的に積極的に情報収集する、それを積極的に情報提供する、そのような考えを持っているかどうか、するようになっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 積極的な周知に関しましては、町のホームページにプレコンセプションケアについてということで周知を図っております。その中でプレコンノートというものがあるんですけれども、自分の健康管理をする上で、それを使って自分の健康がどうなっているかというのを自覚して意識するというノートでございます。そちらもリンクづけをして周知をしているところでございます。

若い方への積極的な周知につきましては、そういった方々が集まる各種事業等におきましてどういった周知方法ができるかというところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、ホームページのお話がありまして、私も大和町のホームページを見させていただきました。それから名取市、富谷市等のホームページも見させていただきました。いわき市のホームページを御紹介させていただきましたけれども、大和町のホームページも大変親切で、なぜプレコンが必要なのか等々、具体的に適正な体重だったり栄養バランスのことだったりということが具体的に載っております。本町のホームページは残念ながら確認できませんでした。

具体的にこのように一つ一つの項目に対して丁寧にホームページ等々に載せることは大事だと思っております。これを読むことによって、プレコンというのはこういうことなんだ、今後健康に関して取り組んでいかなければいけない、自分自身も取り組んでいかなければいけないと感じられると思いますけれども、うちのホームページ、1つのボタンだったり次のボタンですぐにこれに行くような掲載の方法といたしますか、若い子供たちは慣れていらっしゃるかと思うんですけども、なかなかある程度の年齢、特に私なんかは一生懸命こっちのボタンを押して、こっちのボタンを押してと感じるんですけども、プレコンに関してもっと検索しやすいような、そして丁寧な載せ方をするような考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そちらの掲載の仕方につきましても、今後工夫をしていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 課長からプレコンノートの御紹介がありました。これは私も見させていただきましたけれども、基本的なことから載っておりますので、ぜひこれを活用していただきたいと思います。

その中に、プレコンセプションケアのチェックシート、男性用と女性用がありますけれども、こちらホームページに載せているのかどうか、それから活用する方法として何か考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） プレコンノートにつきましては、現在ホームページに載せておりますけれども、男性用、女性用というところについては確認ができませんので、回答を控えさせていただきます。こちらの活用する方法につきましてもホームページ等で発信していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ見て確認していただいて、活用していただけるような工夫をしていただければと思っております。

ほかのところのホームページを見ますと、例えば、関連リンクとしてこども家庭庁のスマート保健相談室とか健やか親子21、国立成育医療センターのプレコンセプションケアセンターの掲載等へ誘導しているホームページがありますけれども、本町におきましてもそのような誘導のリンクをつけているのか、つけていなければ今後つけるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらについてはリンクでそちらに誘導するような周知の仕方をしております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目のがん対策でございます。胃がん検診でございます。

仙台市は、令和元年度から胃内視鏡検査を導入し、胃がん検診の受診方法を選択制にしております。その評価も大変有効になっているということで、令和2年度の結果といたしましても一定の効果があったということでございます。

早期発見・早期治療の観点からも、先ほど町長からは近隣自治体等々もあるということで、多分塩釜医師会、そういうところの決定もあると思いますけれども、ぜひ、特に高齢者はバリウムを飲んでいる途中でげっぷをしたり、それで誤嚥してしまうということがありますので、積極的に本町といたしましてもそのような選択制をすべきだと他の自治体にも声を上げて提案すべきではないかなと思いますけれども、そのような考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員がおっしゃったもの、確かに私たちも理解しております。ただ、実際そう簡単にできるものではございませんで、例えば本町の胃がん検診につきましては令和4年度は約1,112名の方が受診されております。そのうち精密検査が必要な方は57名、つまり率としては5.1%でございます。本町の胃がん検診は、先ほど町長の答弁にありましたとおり8月でございます。その後、胃がん検診の結果がそれぞれ通知が行きます。その57名の方はそれから再検査ということで、医療機関への予約とかそういった行動をされます。一医療機関における胃カメラというのは、普通の内科と違って限界があります。例えば一医療機関に対して1日1人とか、毎日できないとか、そういった声も聞いております。

担当として懸念するのは、胃がんリスクの高い方たちがカメラを受けられない状態、そうい

うことは決してやりたくない。胃カメラを受診できる実施体制の整備、こちらをちゃんとやっておかないとリスクの高い方が優先で受けられない、それだけは避けたいと、そういうことを我々としては考えております。当町は、国では40歳以上が対象になりますが、35歳からやっております。なので、精密検査該当者が優先的にカメラに回っていただける、まずそういうのを優先に考えて、それから今言った行動体制、そういうものを考えて進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 確かにそう簡単にできるようなことではないのは重々分かっておりますが、こういうことを前向きに取り組むよう努力しないとずっと同じような形になっていくと思っております。町民の方々からそういう声があるということをぜひ知っていただき、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

胃部エックス線と胃内視鏡検査、どちらにもメリット・デメリットがあります。胃エックス線では胃の全体像を観察できる、進行がんであるスキルス胃がんを発見しやすいなどのメリットがある反面、バリウムの飲み込みが大変で、誤嚥の心配がある、検査後の排便、放射線被曝があるなどのデメリットも考えられます。また、内視鏡検査でのメリットは、小さながんを発見しやすい、組織採取で診断が早い、検診は毎年ではなく2年に一度でもよいというメリットがあり、反対にデメリットは、口からの場合は咽頭反射が起こりやすい、費用がエックス線より比較的若干高いなどがあります。

だからこそ、町民の実情に合った胃がん検診、そして当初述べましたように、国といたしましてはがん検診の受診率をアップさせるという方向性を打ち出しておりますので、ぜひ選択制を取り入れる、そのような前向きな考えをぜひしていただきたいと思えますが、お考えは変わらないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 議員がおっしゃった内容は重々承知でございます。我々としても、先ほど私から御答弁させていただきましたが、そういったものを含めて調査研究ということで課内で考えておりますので、この辺で御理解をお願いしたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 希望を持ちながら、次に移りたいと思えます。

次に、キャッチアップ接種のことでございます。

子宮がんは、ワクチン接種することで予防できる唯一のがんであります。高い確率で予防が

可能と言われております。現在のワクチンは2価、4価、9価の3種類でございます。特に、令和5年4月から公費で受けられるようになった9価ワクチンのシルガードは高額なもので、定期接種対象者には助成がありますが、キャッチアップ接種対象者がこの機会を逃すと接種費用は全額自己負担となり、3回接種で8万円から10万円の費用がかかってしまいます。ワクチン接種は半年間かけて全3回するのが望ましいと言われております。そう考えますと、今年9月には1回目のキャッチアップを接種しなければ逃してしまう町民の方がいらっしゃる。

先ほど、4月にキャッチアップ接種の御案内を差し上げ、またウェブ等々にも載せていただいているということでございますけれども、最終接種の機会を残さないように、忘れていたというお声がないように、もう一度、7月、8月に再周知を考えないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） キャッチアップ接種の対象者への周知ということでございますけれども、対象者に対しての通知は、令和6年4月1日現在で接種していない対象者全員に個別通知を行っております。今までも令和4年4月から、対象になる方に対しましてはその都度予診票を同封して個別通知を行っております。

周知といたしましては、今後9月まで連続して広報で掲載して周知を図るほか、ウェブサイト、ぐるりんこでも周知を図っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） キャッチアップ接種の対象者は、厚生労働省が呼びかけを中止した間の定期接種の対象年齢を過ぎた1997年4月2日生まれの方から2008年4月1日生まれの女性であります。特にこの年代は、厚生労働省が呼びかけを中止した要因となったのは、副反応や後遺症の怖さが接種をためらう大きな理由と考えられております。子宮頸がんワクチンに限らず、ワクチン接種には副反応の心配は必ずついてきます。

ワクチン接種はあくまでも任意であることを前提として、接種の機会があったことを知らなかったと言われないように、ウェブ等々にこれからも上げていくということでございますけれども、「忘れておりませんか」という形で、ぜひ丁寧に再度、キャッチアップ接種をなされているか、期限が来年3月末までということをしっかりアピールしていただきたいと思っておりますけれども、小まめにといいいますか、ウェブに関しましては来年3月までずっと上げっ放しということと、それから臨時的に「忘れていませんか」というような、節目節目というか、そういうときに再度キャッチアップをアピールする考えはないかどうか。ちょっと言い方があれですが、ウェブには載せますよね、いつまでにキャッチアップをしてくださいということ載せます。

その間に、別にまたウェブで、そろそろ期限が来ますよとか、9月から第1回目をしないと残念ながら3回できませんよとか、そういうことを途中途中でアピールする考えはないか。結局、町の広報紙に関しましては月1回しかないわけですので、ウェブに対してホームページなんかを活用するということはその都度その都度訴えることができるわけなので、そのような活用の仕方はするのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ウェブの掲載の方法につきましては、常に最新の情報が来るように掲載をしていきたいと考えております。

また、高校生が活用します「ぐるりんこ」におきましても周知をしまいたいと考えておりますので、周知方法については、十分周知されていると考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） その周知ですが、御本人もそうですけれども、例えば中学生とか高校生に関しましては保護者の御理解も必要になってくると思うんですね。ですから、その掲載のときに、ただ期限が切れますよというのではなくて、副反応に関しての心配等々も情報提供が大事ではないかなと思います。先ほど私が申し上げたように、キャッチアップ接種の年齢の方というのはそのとき厚労省等々が副反応を心配して接種を中断したという経緯がありますので、そういう情報が頭の中に残っている可能性がありますので、全く副反応がないではなく、副反応の適正な正しい情報提供というのが大事だと思いますけれども、その辺も載せるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 副反応と後遺症の件に関しましても、広報紙やウェブサイトでもその辺を理解十分理解した上でキャッチアップ接種の周知をしております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、最後、男性へのHPVワクチン接種の周知についてでございます。

HPVによるがんには、子宮頸がん以外に、中咽頭がん、肛門管がん、陰茎がんなどが代表的なものとされております。中咽頭がんの約50%がHPVに起因しており、2019年の罹患者は3,766人で死亡者が1,146人、肛門がんはそのほとんどがHPVによるものです。2016年から2018年の平均罹患者数は1,068人で死亡者が半分の513人、中咽頭がんはその約半数がHPVによるもので、罹患者は541人、2021年の死亡者は176人との報告がございます。

男性のHPV関連に関しまして、2022年11月17日、HPVワクチンについて男性も定期接種

として無料で受けられるようにしてほしいと、男子大学生らおよそ1,500人分の署名を厚生労働省に提出しております。昨今、男性へのワクチン接種の関心が大変高まっているということでございます。

先ほどの答弁では国の動向を見ていますということでございますけれども、ぜひ本町で助成をとというのはなかなか難しい、ワクチンの助成金とかというのは難しいと思っておりますけれども、そのようながんに効くといえますか、有効だということをぜひ情報提供していくべきではないかなと思います。国の情報発信に対して情報収集する、どのように収集していくのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 男性のHPVワクチンの接種の情報収集ということでございますが、町長の答弁にもございましたとおり、国におきまして定期接種にするかどうかというところで有効性とか安全性の確認を進めているところでございますので、当町といたしましては、そちらの動向を注視しながら、情報提供には対応していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 若い男性のHPVワクチン接種に関しまして、国としてもいろいろ取組はしていると思うんですけども、これは時を逃して高齢者になってからワクチン接種というのはなかなか難しい。やはり対象年齢は若い男性になってくると思うんです。いつまでも国の動向を見てはなかなか接種に踏み切れないとかというのはあるんですけども、まずは有効だと、女性だけではなくて、HPVワクチンはほかのがんにも有効だということを情報提供するというのは今からでも全然大丈夫ではないかと思うんですけども、その辺はあくまでも国の動向を見て、その反応を待って町として動くという捉え方でいいのかどうか伺いたいと思います。積極的なものはないのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） すいません、繰り返しの回答になって申し訳ありませんが、町といたしましては、まずは安全に接種できるかどうか確認してから周知するという方向で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね、1万5,000人の男子大学生が署名を出したというのも、そういうことを知らなかったというので、もっと情報を教えてほしかったという声もあったようなんです。ですから、情報提供というのは大事だと思っております。

私といたしましても、これから女性、若い方々の健康等をいろいろ勉強しながら、町民の皆様
様の健康に少しでも役立てられればと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時25分より再開いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、3番佐藤信輝議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔3番 佐藤信輝君 登壇〕

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。

議長の許可を得ましたので、通告しておりました公衆トイレ設置について質問させていただきます。

七ヶ浜町には、町外からたくさんの訪問者が訪れる、にぎわいのある観光名所やスポーツ施設などが多数存在しています。しかしながら、にぎわいのある施設や長時間滞在するスポーツ施設にもかかわらず、公衆トイレがない場所が一部存在しています。

その点を踏まえ、以下の2点、公衆トイレ設置についてお伺いいたします。

1点目、第2スポーツ広場の公衆トイレ設置について伺います。

第2スポーツ広場は、グラウンドゴルフや少年野球、消防団の演習など、子供からお年寄りまで様々な年代の方々が多岐にわたり利用する施設です。試合や大会なども多く開催され、町内外から来られる方々の利用も多く、大会などの開催時は、チーム、団体でのトイレの利用もアクアリーナ施設へ道路を横断して利用されているのが現状です。子供やお年寄りなど、横断の際、車などの危険が伴う状態であり、「トイレまでの距離が遠いため、大変不便に思っている」という声を多数要望として寄せられています。

このような道路横断の危険、子供や高齢者にはトイレまでの距離が遠い、施設内に水道が布設された今、公衆トイレ、水洗トイレの設置の考えはないかをお伺いします。

2点目、鼻節神社、花渕灯台の公衆トイレ設置について伺います。

町のホームページにも観光地として紹介され、町指定文化財でもある鼻節神社や、昭和39年に2年がかりで完成した花渕灯台があります。鼻節神社は、歴史が古く、平安中期の名著、清少納言の「枕草子」にも書いてある神社で、地元住民に愛され続け、清掃や施設の維持管理運

営を欠かさずしている故郷の神社であり、近年、パワースポットとしてもインターネットで紹介されるなど有名になり、町内外から参拝客が多数来られます。花洲灯台は、釣りや初日の出、写真スポットでもある保ヶ崎からの海景など、多くの人が訪れます。

このような散策としても有名で多くの参拝客が訪れる観光名所が同所にあり、駐車場を活用してトイレの設置の考えはないかをお伺いします。

以上、質問といたします。

○議長（安倍敏彦君） 1問、公衆トイレ設置について、1点目について回答を求めます。

須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 3番佐藤信輝議員の御質問、公衆トイレの設置についてお答えいたします。

1点目の御質問、第2スポーツ広場の公衆トイレ、水洗トイレ設置についてお答えします。

第2スポーツ広場のトイレ設置につきましては、令和5年12月会議の一般質問の回答の際には「現時点での設置予定はなく、スポーツ施設全体の整備検討項目の一つとして引き続き議論していく」と回答させていただいたところであります。

御質問いただきました第2スポーツ広場は、産業廃棄物最終処分場であり、構造物の設置等に極めて厳しい制限がある区域となっておりますが、平成10年に多目的に利活用ができるグラウンドとして整備を行ったものであります。また、令和4年度に布設いたしました水道設備につきましても、あくまでグラウンドの散水を目的とした設備としており、実際に水洗トイレの設置を行う場合には建屋建築の許可をはじめ町の下水道計画の変更による期間がかかること、下水道施設の整備への多額の事業費も必要となります。

しかしながら、昨年度実施した利用者アンケートでもトイレの設置要望が出されており、実際に第2スポーツ広場の利用者数も増加しておりますので、トイレ設置の必要性は感じているところであります。リスク要件をクリアすることを含め、対応をさらに検討してまいりたいと考えております。

以上、1点目の回答といたします。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 公衆トイレ設置についての2点目について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 2点目の御質問、鼻節神社、花渕灯台の公衆トイレ設置についてお答えをさせていただきます。

現在、鼻節神社、花渕灯台付近へ観光で訪れる方々のトイレ利用につきましては、問合せがあった際、花渕浜多目的広場にある公衆用トイレの利用をお願いしております。大変遠くて御不便をおかけいたしておりますが、お願いをしている状況でございます。

また、七ヶ浜町観光協会等で開催している花渕灯台周辺の見学イベントにおきましても、現地に公衆用トイレがないことを事前に周知され、トイレを利用する際は同じく花渕浜多目的広場や表浜緑地公園のトイレを利用させていただいており、利用者の皆様には不便をおかけしますが、対応をいただいているところでございます。

町といたしましても、ホームページや観光ガイドブック等で観光スポットとして御案内しているところですが、町内の神社仏閣に関わる施設で、町が設置するトイレではないことも含めて、政教分離の観点なども考慮して総合的に判断し、今のところ町の公衆トイレの設置は考えていないところでございます。

以上を回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 1点目から再質問いたします。

現在の下水管の図面を拝見いたしました。第2スポーツ広場の周りには下水管が通っていないため、下水管をつなぐことになれば、本管までの距離が遠い、道路を横断しなければならないなど様々な問題があることも承知しています。

そこで、お伺いいたします。

水洗トイレといっても様々な仕組みがあると思いますが、一般住宅の下水管が通っていない場合は、くみ取り式トイレを水洗トイレにしようと考えた場合や地形などの影響で困難な際、町としてどのように指導しているのかを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 以前もお話がございます、あのエリア、佐藤信輝議員がおっしゃるとおり下水道管が入っておりません、公共下水道の、そして処理分区にも入っておりません。ですから、認可をもらうためには恐らく二、三年かかるかもしれません、公共下水道でやる場合です。そして民家がないということで、なかなか難しいかなということで、工夫をしなければいけないということで、現場はもちろん以前から調べております。

そんな中で、浄化槽であったり、さらには大会のときには主催者が仮設のトイレなどを置いてやっている。ただ、私から見ても、利用者が大分増えているということも含めて、今後の対応についてしっかりと検討しなければならないということで、条件とかいろいろなものを洗い出ししているというのが現状でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 2035年、平成47年までと記載してある七ヶ浜町污水基本構想図を拝見いたしました。今後、11年後までの水洗化の向上を図るものですが、第2スポーツ広場の周りは下水管が通っておりませんでした。そのため、近くにある土地改良区は浄化槽にしてであると察しております。

町では、水洗化と公共用水域の水質汚濁防止を図ることを目的として、合併処理浄化槽を設置する者に対し推進していると思います。浄化槽は、小型の污水处理設備を埋め込み、浄化してから排出する仕組みで、水をきれいにする設備です。下水管をつながずとも排水溝があればそこに流すことができます。環境省の東日本大震災の被害調査では浄化槽の全損は僅か3.8%でした。

浄化槽式トイレは、個別処理ができ、破損しても早期復旧が可能であり、下水処理場が機能しない場合でも対応が可能であるトイレだと思いますが、第2スポーツ広場へ設置する考えはないかを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） まず、下水道区域外だということで1点説明させていただきます。

区域外のトイレについて相談があった場合には、上下水道事業所としましては、議員おっしゃるとおり、合併浄化槽で改修していただくことを進めております。そちらの事業費用については、町として計画区域外である場合にはあくまでも個人負担、計画区域内でどうしても公共下水道に設置ができない場合には補助金として一部出しているというのが現状です。

まずは、区域外か区域内かということが大きな区分けのところ、今回のトイレのエリアについてはやはり浄化槽、浄化槽となれば設置者、つける人が負担する区域になると回答させていただきたいと思います。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 水道所長からお話もありましたけれども、公共下水道を布設するのは億のお金では足りない、ですから浄化槽が妥当だろうと正直思っています。

それで、あそこに配水池があったところに小さなトイレがあるんですけども、道路横断であつたり、ちょっと小さ過ぎるということです。あそこを利用されるのであれば、駐車場とかあの辺りがいいんでしょうけれども、あそこは産廃処理場からは外れていますけれども、掘削した場合は石炭灰が出てくると思います。そうなる産廃処理ということで、これもまたどういった工法がいいのか、あとは全体の費用も含めて、ほかに方法として、商工会なんかも水洗になっているんですが、アクアリーナの下のほうに、野球場のほうに流れていっているとか、管径が排水負荷単位ということで、それだけの管径で対応できるか、あとはトイレを造る際にどうしても今だと障害者用のトイレもということになるとかなり大がかりになるということも含めて、逆に利用者だけの施設となればどれぐらいの事業なのか、その辺も具体的に可能性とか、検討しているところでございます。これまでも、どういった方法がいいのか、浄化槽といっても水質基準とかいろいろありますので、大きさとか容量とかそういったものもありますので、その辺も含めてさらに具体化に向けて進めてまいりたいとは考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 場所などが確保できれば設置は可能ということでよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 時期的なものとかその辺どこまでスピード感を持ってやれるかというものもありますけれども、そういった事業費、さらには場所が一番だと思うんです、恐らく利用する方は近場にあれば一番いいでしょうし。ただ、今度七中のグラウンドも整備させていただきまして、結構利活用できると思いますので、どの場所が一番あれなのか。私が一番心配しているのは、土日なんかを見ていると子供たちの利用が第2スポーツ広場は多いものですから、あまり道路を横断させたくないということで、その辺を考えますと駐車場辺りのほうがいいのか、あとは幾ら産廃処理場といっても修景とかもありますし、夜とかあれとかの安全性とか管理もございまして、そういったことも担当課と詰めて、詳細を、具体的にいつまでやりますという事は明言できませんけれども、そういった形で前向きに考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 第2スポーツ広場、サッカー場、アクアリーナは、かつて灰捨て場であつたと聞いております。そこで、設備会社、電気工事会社、東北電力で働いている方に話を伺いました。設備会社の方は、第2スポーツ広場駐車場に入って左側、一番奥の倉庫が設置されている右側のスペース、その辺りであれば量水器も埋まっており、側溝も近くに通っているため、トイレ設置は可能であると言っておりました。電気工事会社の方は、電源を引くには、近

くに電線が通っているため、簡単に電気ケーブルを引くことは可能であり、電気も全く問題ないとの回答をいただいています。また、東北電力の方にお伺いした際には、グラウンド内ではなく駐車場であれば、町から報告をいただければトイレの設置は問題ないですという回答をいただきました。

第2スポーツ広場の年間利用者数は、令和4年度2,000人台から令和5年度は4,457人と、従来の利用者数が倍以上に伸びております。下水管につながずとも、災害時も機能し、道路横断の危険も回避でき、簡易トイレよりも清潔で快適に使える浄化槽式水洗トイレ、様々な問題が解決できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 佐藤信輝議員は詳細に調べていらっしゃるということで、電源とかそういったものも含めて、水道を含めて、私も同じような考えで、その辺が妥当ではないかと思っています。ただ、あそこの敷地は、町有地もありますけれども、電力の用地もありますので、その辺の建てる場所、あそこは産廃処理場ということでの位置づけで、グラウンドに利用しているのはちょっと特殊といいますか、電力の協力の下にやっているということでございますので、その辺も含めて、今おっしゃられたことなどをいろいろ整理させていただいて、位置なども考えたいと思います。いろいろと調査をいただきまして、ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 1点目の質問を終わります。

2点目について再質問をいたします。

由緒ある鼻節神社は、地域の住民で維持管理され、定期的開催される神社清掃の際には30人ほどの方々が集まります。また、初日の出のイベントや花粥灯台のイベント、清掃の際も毎回60人程度が集まり、トイレの必要性の声が多く寄せられております。

鼻節神社の社務所内にトイレがありましたが、震災で壊れて撤去したため、現在はありません。トイレの際は近くの民家を借りるか、七のやの駐車場まで移動しなくてはなりません。1点目の質問とは違い、近くに下水管や水道管などが通っている現状であり、駐車場においては鼻節神社と町の所有地であると理解しております。

このような中、昨年は歴史ある鼻節神社で元国際交流員の方が結婚式を挙げ、新聞にも取り上げられました。その際に、花嫁の方が近くの民家に急遽トイレを借りるという事態も発生しています。

SNSでもひそかに話題となりつつあり、日本国内外にSNSを利用して発信し、インバウ

ンド効果を期待していく今このような現状に対して、町としてどのような対応を考えていくのかを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 議員おっしゃるとおりなのですが、あその場所は以前にもそういった話がありました。震災後、建築業者というか、花淵の区長の知人が「上屋は建てるけれども下水道は町でやってくれ」ということなんです、その費用がかなり下水道工事のほうが多くて、実施までにはならなかったんです。

それで、神社の場合は、神社の中はもちろん我々は積極的に手をかけられないし、あの辺の場所にどうなんだというトイレが1か所ありましたけれども、地区の住民に確認したところ、安全性とかいろいろ、トイレがすぐ近くにあるのは好ましくないということで、住民からは「欲しくない」ということ、あと釣り客なんかトイレをお借りしたいということで来るらしいんです。そうしたことを踏まえると、あそこに釣り客が来てもいいですよと推奨するのは私も懸念があります。というのは、事故があって死亡者も出ていると、滑落して。そういったことも踏まえていろいろなことを考えると、あのエリアにそういったものはどうなんだろうか、あとは神社の鳥居のすぐ近くに不浄のもの、そういったトイレの設置というのはどうなんだと、いろいろなことがありますし、あの辺のエリアの住民もあまり望んではいなかったと。

大分古い話になりますけれども、あその道路、灯台までの道路とか、観光とかいろいろなことで話が出たときも、あの地区の住民に、拡幅工事して車両が入るとかそういった部分はどうなんだろうかといったときにも実は協力をいただけなかったという部分もありまして、あまりあそこには手をかけてなかったといういきさつもございます。

今のところ、あその駐車場の真ん中辺りに神社の土地もあるんです。そういったことで、総代の皆さんがそういった形でトイレをどうしてもというのであればですが、一番の利用者は誰なのか、神社に来る皆さん、観光に来る方なのか、役員の関係者とか総代の皆さんもいらっしやるし、水洗ではないし、浄化槽でもないけれども、神社は仮設のトイレを置いてないのか。（「置いてないです」の声あり）そういったことも含めて、どういった利用のためにということで、ちょっと二の足を踏んでいるというか、なかなか建設には至らなかったという部分もあります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 以上で質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、大綱1点について一般質問させていただきます。

自転車のヘルメット着用促進策についてであります。

令和5年4月1日に施行されました道路交通法の改正により、自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

その背景としましては、主に自転車による交通死亡事故が全国的に多発していることがあり、自転車の交通事故が起きた場合に、ヘルメットの着用により死亡率が下がるというものであります。しかしながら、本町の自転車利用者において着用の認知が広がっていないというのが現状であります。

そこで、3点について伺います。

1点目は、本町の自転車利用者においての自転車乗車用ヘルメット着用についての認知度を町長はどのように捉えられているのか伺います。

2点目は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促す考えについて伺います。

3点目は、自転車乗車用ヘルメットの購入に対する補助について考えを伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 自転車のヘルメット着用促進策について回答を求めます。

寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 13番仁田議員の御質問、自転車のヘルメット着用促進策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、本町の自転車利用者においての自転車乗車用ヘルメット着用についての認知度を町長はどのように捉えているのかについてお答えをさせていただきます。

自転車利用者のヘルメット着用につきましては、令和5年4月1日から仁田議員おっしゃったとおり努力義務化されましたが、全国において着用率が伸び悩んでいるようでございます。

もちろん本町においてもヘルメット着用者は極めて少ないと捉えております。

昨年9月と本年4月に実施しました交通安全県民総ぐるみ運動期間中の街頭啓発運動で自転車利用者のヘルメット着用について状況を注視しておりましたが、町外に登校する高校生はほとんど着用していない状況でございました。一方、成人の方の町外へ自転車通勤されている方々は着用率も高く、世代による認知度の違いもあるのではないかと感じたところであります。まだまだ認知度が低いことから、周知について努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問、自転車乗車用ヘルメットの着用を促す考えはについてお答えをさせていただきます。

これまで本町では啓発用として作成した横断幕を春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施期間に活用し、のり出し作戦のときには啓発用チラシを配付しておりますが、あまり効果は上がっていない状況と捉えております。

東京都などは、自転車事故で亡くなった方の約56%は頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用している場合としていない場合の致死率を比較すると、着用していない場合の致死率は約2.1倍と高くなっております。

また、平成30年から令和4年に宮城県で自転車ヘルメット非着用の死者数は23人で、ヘルメットを着用している場合としていない場合の致死率を比較すると、着用していない場合の致死率は約1.5倍となっているところでございます。

このことから、自転車乗車時のヘルメットの着用は安全安心のために必要であると認識しておりますので、効果的な普及啓発を実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、自転車乗車用ヘルメットの購入に対して補助する考えはについてお答えをさせていただきます。

令和5年議会定例会9月会議でも回答しましたが、近隣市町の動向を注視し、検討してまいりました。近隣ではヘルメット購入に対しての補助は導入しないとの情報ではありますが、本町では町外への高校生の自転車通学が多いことなどを考えますと、補助金制度導入について検討をしてまいりたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点目の認知度について再質問させていただきます。

3点目の回答で「今後実施していきたい」というかなり前向きな回答をいただき、今後の展

開というものが町民の皆様にとっても大変期待される場所だと思います。

重要なのは、交通安全に対する意識の向上が一つとしてございます。

先般、町長御回答にもありましたように、4月に交通安全を図る目的で実施されました交通安全のり出し作戦において、自転車のヘルメット着用率はゼロ%でありました。正副町長はじめ所管の防災対策室長及び職員の方々も目の当たりにされているところだと思います。また、交通安全協会の支部長も閉会の挨拶におきまして大変危惧されておりました。

私自身も日常的に町内を見ますと自転車を利用されている方でヘルメットを着用されている方はほとんどいませんが、趣味でクロスバイクやロードバイク、いわゆるスポーツバイクに乗っている方は安全性などの観点からほとんどの方が着用している状況であります。

その理由としましては、スポーツバイクはスピードが速く、道交法上も特に政令で定める最高速度がなく、道路標識等により最高速度が指定されているのみで、よりアクティブな運動が伴うため、転倒や事故のリスクが高まるといったことから、安全性を高めるためにおのずとヘルメットを着用されている方が多いと思います。

その一方で、スピードバイクではない一般的な自転車は、通常は低速で移動し、目的についても比較的短距離の移動が多いため、事故のリスクについても低いと認識してしまっており、ヘルメットの着用がおろそかになりがちになっていることが考えられます。要するに、スピードとリスクの認識が一つの要因として考えられます。

この点について、2点目とも関連しますが、自転車の速度とリスクの認識について、安全性を図る観点からヘルメット着用の重要性を今後どのように住民周知を図り、ヘルメット着用の認知度を上げ、着用を促すのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 御意見ありがとうございます。

こちらの考えといたしましては、まず警察署と交通安全協会と連携いたしまして対策を考えていきたいと考えてございます。

私といたしましても、先ほど議員がおっしゃったとおり、春の交通安全週間のときに貞山橋に立たせていただいて、高校生がゼロ%というのを目の当たりにしておりますので、私としても安全性からいうとヘルメットの着用は必須だと、努力義務ではなく必須だと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひその重要性について認知度が高まるように取り組んでいただきたい

と思います。

それでは、別な観点から再度伺いたいと思います。

ヘルメットの着用が日常的に定着していない要因としましては、日本におきましては子供の頃からヘルメットなしで自転車に乗る習慣があり、それが大人になっても続いているといったことが考えられます。

そこで、自転車に乗り始める時期について、チャットGPTやネットの情報を調べたところ、自転車に乗り始める時期については個人差がありますが、一般的には5歳から7歳頃からバランス感覚が発達し、補助輪なしでも乗れるようになるということでございます。要するに、小学校に入学する段階で既に移動手段として自転車の利用は考えられるわけでございます。

また、中学生については、現在七ヶ浜中学校で自転車の登下校が認められており、その際はヘルメットの着用を徹底されていると認識しております。一方で、学校行事以外ではヘルメットの着用についてはまだまだ着用していないようにも見受けられます。

子供の頃からの交通安全教育も重要であります。そこで、伺いますが、教育の一環として、自転車の運転に関して学校で警察などの協力の下、講習会、交通安全教室が現在開催されていると思いますが、交通安全の知識の向上を図っているところだと思いますが、そのほかに、ヘルメットをつけるということを習慣づけさせるための指導も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 町内の小学校におきましては、特に4月、交通安全教室を開いております。そこに塩釜警察署並びに町内の交通指導隊の方々等を招いて指導しているところです。

議員御指摘のヘルメットの着用については、議員おっしゃるとおり、幼児期、低学年からの当たり前、「赤信号では止まる」「自転車のときはヘルメット」みたいな言葉で1年生に教えております。小中学生においてはヘルメットの着用率はかなり高い率であると思います。なぜ高校になると取るのかということについては高校生への調査等が必要かと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 教育長の答弁ですと当たり前のように習慣づけされているところで高校に上がった外してしまうというところで、ちょっと回答に違いがあるのかなと思うんですけども、その重要性というものが根本的なところで理解されていないというところがあると思うんですけども、その辺についてもうちょっと深く、着用しないと大変なことになりますという指導は考えられないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 議員御指摘のところは、まさになるほどと思いました。

高学年以上には自転車のことを車両と教えています。それから保護者へは、これは確認してみないと分かりませんが、自転車は車両ですと子供にしっかり教えるよう、道路交通法が改正なったときに学校だより等で発信した記憶がございます。

ただ、議員御指摘のとおり、高校生になると取ってしまうということは、必ず制服を着るとか、赤信号で止まるとか、そこまでに至っていないんだなということは今気づかされました。

一層、小中学校での交通安全指導、「自転車は車両」「ヘルメットで身を守る」を徹底してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね、自転車は車両というところ、車社会では自分で責任を持って運転をしているというところ、例えば自分が事故を起こした場合は自己責任になるというところ、あとは事故になった場合のけがのリスクについて、そういうところの認識が深く広まっていけば、自転車が車両であるという理解も深められると思いますので、ぜひ教育においてもしっかりとしていただきたいと思います。

子供にばかり指導だ何だではございません。教育の一環として指導するのであれば、何よりも大人が示すことが重要でございます。

現在の社会的背景を見ますと、例えば、前段で申し上げましたとおり、町内外問わずして着用率ゼロに近いことや、テレビ番組やアニメでの自転車の登場シーンにおいてもヘルメットを着用していない場面が多く見受けられます。それを突然変えてしまえというのは無理があるのは承知しておりますが、少しずつでも進めていかなければ交通安全に対して十分な対策が取られているとは言えません。

そこで、岐阜県の羽島市では、自転車に乗る全ての市民が交通事故から自らの命を守るために、自転車乗車の際はヘルメットの着用を推進するといったことを目的として、羽島市ヘルメット着用推進宣言をされております。宣言後には、街頭啓発活動や高校生を対象とした街頭啓発活動、さらに保育園や老人クラブでの交通安全教室の際のヘルメット着用の啓発活動等々を実施されており、ホームページでも御覧になることができるようになっております。

ぜひ本町におきましても七ヶ浜町自転車ヘルメット着用推進宣言をし、ヘルメット着用の重要性の認知度を高めるべきだと思いますが、宣言する考えについて町長の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった部分では今後啓発をしっかりとしていかなければならないと思うんですが、高校が町内にはないですから、高校とかにもお願いをすると思いますか、着用を学校にお願いをしたいと思います。

なかなか、高校生に理由などを聞きますと、できればかぶりたくないというのが心情のようで、あまり格好よくない、まだ努力義務でしょう、強制ではないでしょうと、なかなか理屈が、罰せられないし、ヘアスタイルが乱れるから、できればかぶりたくないという心情も分からないわけではないんですけれども、安全のためにはということですから、できれば法律で、ヘルメットを着用しないと駄目なんだと、2年後ぐらいには道路交通法で青切符を切られるように変わってまいりますので、恐らくどんどんそうなるのかなと思うんですけれども、それまではしっかりとそういった安全対策ということで、各学校などを通じてお願いをしてまいりたいと思います。（「宣言については」の声あり）

宣言については、防災対策室も詰めながら、どういったあれがいいのか今後検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ検討していただきたいと思います。

全国的にも着用推進宣言する市町が増えてきております。本来であれば、宣言というよりも町長から答弁ありましたように条例化が効果あるのですが、日本の自動車利用の歴史を見ますと、利便性が高い自転車は多くの利用者がおり、義務化することにより個人の自由と権利に対する干渉という意見も出てくると思います。特に成人にとっては安全に関する決定を自分自身で行いたいという意識が強いという傾向もあると思います。

そこで、あえて宣言にとどめ、着用促進を図ってはどうかということでございます。その辺については町長も同意見と認識した上で宣言を検討されるということで理解してよろしいのか、大事なところですので、再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） どういった宣言がいいのか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 宣言後の活動、その後になりますけれども、例えば、今月末、30日にはトライアスロン大会が予定されております。大会においては地域住民の方々からもかなり御協力をいただいている開催と理解しております。そういったタイミングを生かして、ぜひヘルメッ

ト着用というPR、そちらにも活用いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） おっしゃるとおり、そういったことで進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目について再度伺いたいと思います。

ここまではヘルメットの着用に関して重要性の周知などの面で伺いましたが、より具現化促進のための環境の整備について伺います。

着用を促しても、環境的に整備が行き渡ってなければその時点で着用がおっくうになるといったことが考えられます。そのために必要なのがヘルメット保管場所の確保であります。まずは庁舎から保管場所を確保し、ヘルメットの着用を促すといった考えはないか伺います。

こちらにつきましては、単に保管場所を目的とするだけでなく、盗難防止であったり、雨ざらしになりますと劣化が進むことも考えられますので、そこも踏まえ、保管場所といった環境の整備について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ヘルメットなんですけれども、当町でいきますと外に出ていかれる、町外に出ていかれる方がほとんどですので、町内においてはヘルメットの保管場所というのは考えてないんですけれども、保管場所をつくとすれば駅とかになると思うんですけれども、それにはほかの市町の協力も必要になってくるので、なかなか難しい問題かなと今のところは考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ちょっと私が舌足らずだったのか、庁舎内、要は庁舎にロッカーと同様にヘルメットの保管場所の環境整備について伺ったものであります。再度回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 庁舎内ですと自転車で通勤している方をターゲットというところでしょうか。（「利用される方も含めて」の声あり）替わります。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私に替わるという話だったので私が答弁申し上げたいと思いますけれども、現に今、現場に出る職員なんかについてはヘルメットとか必ず着用しますので、その置く場所について、げた箱とかそういったところの上だったり、あるいはげた箱そのものがありますので、自転車で来てもそこに置けるだけのスペースが十分あると理解しております。

もっともっと自転車で通ってくる職員がいれば、もっと増やすことも考えられると思いますけれども、今のところは十分間に合っているのではないかなと承知しているところでございます。（「利用者、来庁者の方」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 職員の体制はばっちりだということで認識しました。

では、利用者、庁舎を利用される方、役場を利用される方が多くいらっしゃると思います。そういった方に対応するための保管場所の確保というものについての考え方を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） ヘルメットを置く場所については、かなり空きがありますので、ここにヘルメットの置き場所がありますよという何か名札みたいなもので住民に周知できるようなものをつければ理解してもらえるのではないかと思いますので、その辺のことについては庁舎の中あるいは外にも表示をしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ちょっとしつこくなりますけれども、傘と同様に、入り口にそういうものがあれば、すぐにでも、案内もなしに皆さん利用されるのかなと思いますので、新たに設置する考えについて、その点も踏まえて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今の段階では入り口のところは玄関なんかも含めてちょっと狭いということがありますので、外に設置することは今のところは考えておりませんが、今後必要であればその辺も検討するという事で御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 持ち運びや保管場所がないといったことで着用しないこともあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、3点目について再質問させていただきます。

購入補助についてでございます。

まずは実態調査というものが必要ではということで質問を用意しておりましたが、町長から前向きな御答弁をいただいておりますので、簡潔に伺います。

補助に当たり、自転車のパーソントリップに関する事前調査などの実施の考えについて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） パーソントリップというのは、どういった意味でのあれですか。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） いわゆる目的であったり自転車の利用に関する調査なんですけれども、トリップは旅なんですけれども、それに伴う移動からここを利用される、その人がなぜ利用しているのかというところを探って、買物であったりとか通勤通学であったりとかそういったところを調査するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私が見ていて、一般の大人の方が乗っているのは、大人というか、あまり見かけないもんですから、スポーツバイクの皆さんはかぶっていますし、やはり通学ですね、中学生、高校生が通学に利用しているというのが主体だと思いますので、そちらをメインに考えていまして、今のところパーソントリップまでは考えてないというところです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 令和2年に仙台都市圏総合都市交通協議会で自転車の利用に関して調査されております。目的に関しましてはJRの多賀城駅であったりそういったJRの利用から見える部分を中心としていると思いますので、あくまでこちらも参考にされてみてはと思います。それでは、改めて、再度伺います。

購入補助または助成について、県内で実施されている自治体を県の地域交通政策課に伺ったところ、地域交通政策課調べでは5月時点で11の市町が実施されております。実施市町としましては、気仙沼市、角田市、名取市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、加美町とのことでございます。中でも補助額として最も多いのが名取市で、上限額1人につき3,000円ということでございます。

そこで、伺います。

補助に対しては前向きな御答弁をいただきましたが、補助額についてはどのようにお考えか。現在、物価高騰で住民の方々は疲弊しておりますので、できる限り寄り添った、名取を上回る県内トップの補助額というところが望ましいと思いますが、物価高騰などの背景も踏まえまして、町長の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ヘルメットの金額、大分幅があると思うんですけれども、いろいろなデザインのもが出てきているということも踏まえて、今後、どのぐらいの額がいいのかということ考えてまいりたいと思います、ただ、七ヶ浜だけが特別突出してというのは今のところ

は考えておりませんが、今後やるに当たって、対応は学生限定なのかとか、高校生ぐら
いまでがいいのかどうか、一般までいいのかどうか、そういった範囲、対象者を限定したほ
うがいいのか、期間限定で推奨する形で町が補助をするということで時限的なものとしてやる
のか、そういったことも含めて考えたいと思います。

さらに、うちの中学校の場合、先ほど仁田議員がおっしゃいましたが、七中は自転車
通学を認めていますけれども、向洋中は認めてないんです。そうしたときに、そのバランスと
いうか、今後そういったところでそういったものを議会全員の方々がそれについては我々も責
任を持って一緒になって、やっているところもやっていないところも関係なくそこはやりまし
ょうということで一丸となってするのであれば、ぜひそういったことも含めてやりたいと思っ
ています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 私としましては「ぜひやりましょう」です。

それで、対象についても、質問する前に町長から御答弁いただきましたが、また後に伺いた
いと思います。

ヘルメット着用に関して進まないという背景については、そういった家計負担ですね、補助
なのかどうなのか、家計負担もあると思いますので、御配慮いただければと思います。

それでは、補助に関してですが、ヘルメットの安全性の確保が必要であると思います。先ほ
ど御案内いたしました、既に補助を導入されている多くの自治体では、対象ヘルメットについ
て、自転車乗車の際に頭部を保護する目的であることから、より安全性が確保される安全基準
をクリアした認証マークを受けたヘルメットを対象としております。ヘルメット着用に関して
努力義務として改正された道交法上では、規格、基準については特に決まりがなく、規格外で
も構わないとなっておりますが、厳しい基準を設けたSGマークや日本自転車競技連盟が認定
するJCF承認マーク、そのほかですと国際的に広く認知されているCEマークなど、より安
全性を確保するためにそういった認定規格を推奨することも大事だと思います。

そこで、今後補助するに当たり、補助前提となりますが、こういった規格などについての制
限を設ける考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 補助を実施する場合は、マークが3つございますけれども、そ
のいずれかのマークがついているものを限定するようになるかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひその辺についても現在の技術でできる限り頭部が守られるよう、実用性を兼ねて、規格、基準をクリアしたヘルメットを推奨されることを期待申し上げたいと思います。

次に、よく耳にすることですが、町長からも御指摘ありましたように、高校生などは髪形が気になってヘルメットを着用しないという方もいるということが現状であります。しかしながら、事故が起きたときのことを考えれば、リスク回避というものは当然の手段であります。とはいえ、10代の思春期ですと髪形を気にするのかもしれませんが。ヘルメットの着用が努力義務化され、1年が経過しましたが、製品の多様性も進んできており、現在はハット型や帽子型など、外見的にはヘルメットとは思えないようなものの中にはございます。警視庁の案内にもございます。

さらに、髪形が崩れにくいといったヘルメットインナーという製品も販売されております。着用に対して様々な背景を考えますと、そういったものについても補助対象としていくべきと考えます。現在はアイデンティティというものが尊重されるべき時代でございますので、より住民を尊重し、さらにヘルメットの着用率を上げ、住民の生命と安全を守る観点から、ヘルメット着用を目的として購入するヘルメットインナーなどといった製品についても補助対象とする考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まだ補助を決めているわけではないんですけれども、決めていく段階でそのようなものがあるということが判明しましたら、こちらでも考えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） あります。ありますので、ぜひ御検討いただければと思います。様々なところで多様化が進んでおりますが、そういった部分についてもぜひ検討していただければと思います。

次に、補助対象者について伺います。

補助対象者についても、自治体によっては例えば満18歳以上といった制限を設けている自治体もございます。ヘルメット着用の重要性や着用しない背景としてこれまで多く述べさせていただきましたが、そのことを踏まえますと当然のごとく自転車を利用される全町民を対象とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 望ましいのは全町民だと思いますけれども、特に町外に出ていっている高校生とかそういった方に着用してもらうように考えてまいりたいと。ただ、今後の検討次第で、どこまで幅を広げるか、全体とするのか、それはこれから対象者も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ広いところで検討されてみてはと思います。

それでは財源について伺いたいと思います。

住民の生命と安全に直結する大事な施策であることから、早急な対応を図るためにも、一つの手段として財政調整基金の取崩しも考えられると思います。

先ほどの回答では、調査をせずに対応したいと、町民のことを思えば早く対応したいという答弁をいただきましたが、調査をせずに対応化となりますと、ある程度のニーズというものも把握していかなければいけないのかなと考えますので、そういったある程度の規模も想定されていると思いますが、どの程度で想定されているのか、その辺については十分ニーズに対応できる予算を考えられるのか、これも導入ありきの質問になってしまいますが、そちらの財源も含めて回答を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これから対象者も含めて、幅広くやるのか、ある程度限定したほうがいいのかということで、急ぐというのは、先月29日に高校生が多賀城で事故に遭って、やはりヘルメットを着用してなかったといったことが現実起きていますので、そういったことへの対応も含めて急いでやりたいという考えでおります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 急いでやりたいというところでしたので、最後にその実施時期について伺いたいと思います。

町長答弁にもございましたように、大変痛ましい事故が直近で起きております。さらに、答弁としましては前向きな御答弁をいただいておりますが、できる限り早い段階で補助が開始されるものと私としては理解しますが、ほかの既の実施されている市町においては早いところでは昨年からは実施されております。今後もどんどん実施自治体が増えていくことは容易に想像できます。本町において早急な実施をする考えはないか、現時点で推測できる具体的な実施時期について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 予算とかいろいろありますけれども、今年度中にはということで考えています。その中でも早くできる部分であればやりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） できる限り早期の導入を御期待申し上げる次第でございます。

最後に、住民の生命、財産を守るということは、災害においてだけではございません。こうした交通安全に関する施策も住民の生命と安全に直結するものでございます。

その点も踏まえ、安心して安全に暮らせるまちづくりのかじ取り役としての町長のお考えを最後に一言いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは安全安心のまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと思いますし、まずは自分を守るのは自分の意識というか、そういったことが大事だということ、そういったことの啓発も含めて今後町として取り組んでまいりたいと思っております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時45分より再開いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[10番 遠藤喜二君 登壇]

○10番（遠藤喜二君） ただいま議長より発言の許可が出ましたので、大綱3問について質問させていただきます。2問目、3問目がどういう内容になるか分からないので、これは最初から読み上げます。

1番、製塩跡地の利活用について、「湊浜」となっているんですけども、私は「表浜」と書いたはずだったんですけども、表浜の製塩跡地を利活用し、海水を利用した飲料水事業や食塩精製事業を行う考えはないか等で以下の点を伺います。

①海水を利用し、飲料水事業を行う考えはないか伺います。

②表浜の製塩跡地が現公園の下に眠っています。これを1か所でも掘り起こし、作業をした場所の複製や、6000年前から作られた塩作りを再現し、誘客や小中学校の学習の場とする考えはないかを伺うものであります。

2番目、ながすか多目的広場等の有料化と民間事業委託についてであります。

本年も管理運営費として年間743万円が予算化されました。今後の管理運営について以下の点を伺います。

①管理運営費は毎年必然的にかかるため、多少の金額の有料化が必要になると思われますが、町の考えはいかがか伺います。

②ながすか多目的広場を含めCCZの駐車場も一体化し、民間業者に一括で委託運営をしてもらう考えはないかを伺います。

3番目、町営住宅の水道栓設置への説明について、これは花渕浜の町営住宅の件でございます。入居民からの署名を取り、町に対し町営住宅への美化等を含めた水道栓設置の要望を提出しましたが、町担当課の世話人会への水道栓設置の説明に関し、以下の点を伺います。

①町担当者の説明の目的は、町営住宅への水道設備を断念させるための説明だったのか伺うものであります。

②水道栓設置を断念させる目的は何だったのかを伺うものであります。

③町の財産をきれいに長く保全しようとする、住む人たち、住民の協力をどのように考えているのか、町長の意見を伺うものであります。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、製塩跡地の利用活用について、第2問、ながすか多目的広場等の有料化と民間事業委託について、第3問、町営住宅の水道栓設置への説明について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 10番遠藤喜二議員の1問目の御質問、製塩跡地の利活用についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、海水を利用し、飲料水事業を行う考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

遠藤議員御提案の海水を淡水化して飲料水に利用している代表的な自治体として、沖縄県や福岡県で事例があるようでございます。詳細調査は行っておりませんが、福岡市においては、海水を淡水化し、飲料水にした水を「飲む海水」としてペットボトルで販売されているようでございます。

季節や気象条件に左右されることなく水を確保できること、ダム建設に比べ、施設建設の工期が短く済むなどが挙げられ、水源の確保が難しい地域ではやむを得ず利用されているようで

ございます。その反面、海水から飲料化までの造水コストは、一般的な水道の造水コストと比べると割高となることが難点として挙げられております。

また、表浜の製塩跡地は特別名勝松島の規制区域でもあり、何より遺跡貝塚でありますので、基礎工事を伴う大規模な海水淡水化施設などの立地建設はさらなる発掘調査を伴うなど難しいものと考えます。水源の確保ができており、安心安全な水を供給している本町といたしましては、今のところ本事業を行う考えはございません。

次に、2点目の御質問、表浜の製塩跡地が現公園の下に眠っている、これを1か所でも掘り起こし、作業をした場所の複製や、6000年前から作られた塩作りを再現し、誘客や小中学校の学習の場とする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

表浜の製塩跡地につきましては、遠藤議員御承知のとおり、東日本大震災からの復興事業により、津波の減衰効果等を目的とした津波防災緑地として整備いたしました。工事に当たっては、埋蔵文化財の発掘調査を要し、製塩炉、製塩土器・土師器などが発掘され、古墳時代後期、平安時代の集落跡、貝塚、製塩遺跡であることを確認いたしております。このほか、町内には長須賀遺跡や水浜遺跡など、主に陸奥国府多賀城へ塩を供給したと考えられる製塩遺跡が点在しており、表浜遺跡もこのような遺跡の一つとして考えられております。

現在は、議員御承知のとおり、復興事業により津波防災緑地公園として整備していることから、製塩跡地を掘り起こして復元することは考えておりません。

しかしながら、遠藤議員御提案のとおり、学習的観点では、以前、松ヶ浜小学校において、当時の時代を学習するため、総合学習の際に土器を作り、その土器で塩を作る体験を行っておりますので、今後も歴史資料館に保存している出土された土器の見学や詳細な調査報告書などを活用し、学習に役立てていただきたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、ながすか多目的広場等の有料化と民間事業委託についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、管理運営費は毎年必然的にかかるため、多少の金額の有料化が必要と思われるが、町の考えはについてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場や公園につきましては、憩いの場、レクリエーション活動や、にぎわい創出イベント等を通じた豊かな地域づくりに資する交流の場として、町民の皆様をはじめ町外からも多くの方が訪れ、家族連れや子供連れなど、開放的な憩いの場所として、七ヶ浜の魅力ある公園として定着しつつあります。このことから、当面は海水浴シーズンを除いて無料での

利用を考えているところでございます。

次に、2点目の御質問、ながすか多目的広場を含めCCZの駐車場も一体化して民間業者に一括で委託運営をしてもらおう考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

公園や広場の管理方法としては、指定管理制度や一部委託など官民連携による事例がありますが、ながすか多目的広場を一体として利用環境の維持に努め、安全に安心して利用できる公園として、現時点では町の職員を配置しての管理運用を考えております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、町営住宅の水道栓設置への説明についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、町担当者の説明の目的は、町営住宅への水道設置を断念させることだったのか伺う、2点目の御質問、水道栓設置を断念させる目的は何か伺うにつきましては、関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

令和5年12月会議で回答してから、担当課で水道栓設置において、入居者の皆さんが維持管理をしていくことや負担について後でトラブルにならないよう、世話人の方々に集まっていた、説明をさせていただいたと報告を受けております。

内容については、水道栓設置後の維持管理は入居者の皆さんで行っていただくことや、経年劣化や管理不具合等で発生する修繕費用、他市町村の公営住宅での設置状況や他地区のごみ置場の状況なども説明したと報告を受けております。世話人の方々からは「認識していたより多くの費用がかかるので再検討したい」との話がされたとのことでもございました。その際、水道栓設置以外の方法として、ポータブルの高圧洗浄機の提案もさせていただいたということでもございました。

次に、3点目の御質問、町の財産をきれいに長く保全しようとする住民の協力をどのように考えているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

遠藤議員御自身には、花渚浜地区の町営住宅の周辺や表浜の海岸清掃や草刈りなど日々清掃活動をしていただいておりますことに厚く御礼を申し上げるところでございます。

また、町営住宅に関しましては、入居者の皆様の協力により、共用部の清掃や草刈りなどを実施していただいております、感謝しております。

今後とも引き続き入居者の皆様の協力をいただきながら維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 造水コスト、ありますよね。あれは最初にかかるもので、ランニングコストはさほどかからないはずなんです。今2系統から水道を引っ張っていますけれども、メインとなるのは子供たち、一番は子供たちに、昔から鼻節というか、七ヶ浜に上がる藻塩を神社なり多賀城国府に奉納したと。それは時代的には800年代ですけれども、先ほど私が言ったのは6000年前からの生活の知恵で、海草に塩水を垂らして乾燥させて、それを糧としたと、それが始まりですから。七ヶ浜にはたしか52か所か53か所ぐらいの遺跡があって、17か所ぐらいが製塩跡地のはずなんです。メインと言うとおかしいですけれども、表浜にはたしか17か所ぐらいありまして、掘った跡です。あれは四、五年ぐらい前でしたっけ、歴史資料館というか、それがメインで掘り起こして、地層まできちんと見て。ああいうやつを現実に子供たちに見せて、大木貝塚で土器を作った焼き場、広場で真っ黒くなって土器を焼いて塩を作ったという跡地を何回も私は見ていますけれども、それをできれば表浜という場所、その場所でやらせたいという思いが強いんですね。大木貝塚は貝塚として、メインとなる塩を作った場所、この場所で作ったんだよと、こういう流れで作ったんだよと子供たちに見せるのが一番だと思うんです。

話は戻りますけれども、昔、沖縄で、会社名を言うとまずいので、ある会社が、沖縄だと山がない場所が結構あるので、塩水から飲料水を作って、それを飲んで、さらに今まではペットボトルなんかで沖縄の水として深層水として売っている場所もあります。

七ヶ浜は、もともと半島というより島ですから、前にも言いましたけれども、橋を4つ通れば島ですから、それであれば、沖縄と同じ考えにすれば、山もないし、川もないし、川は前はありましたけれども、隣の市に取られたし、だから塩水を使って飲料水と子供たちへの教育の一環として、こういう塩の取り方があるんですよ。それを塩竈の御釜神社がもともとの塩を作ったという類いのコマーシャルを今やっているじゃないですか。いや、あれはもともと浜のものだよと、私なんかは言いたいですね。ちょっと話がずれますけれども、多賀城市創建1300年だか何か分からないですけれども、いや我々は6000年の歴史があるんですよと言いたいですよ。なぜそれをコマーシャルしないんですか。（「本題のほうに」の声あり）それで、塩の発祥地として、塩竈神社というか、御釜神社の名前を挙げましたけれども、書面的にも全部、塩竈市の御釜神社においては塩の発祥地であることは間違いであるということをも明白というか、書いてあるんですよ。もともとの発祥地はどこだよ。近辺だどこちなんですよ。

七ヶ浜というのは平地がなくて、事業税があまりにもなさ過ぎる。昔の発電所があった時代だったら裕福な町がありましたよ、自宅の前までアスファルト舗装したのは宮城県では七ヶ浜

だけでしたから、本当に。そういう裕福な税が今入ってこない七ヶ浜ですから、やはり自分のところで産業を興すということをするべきだと思うんです。前町長が言った「足を地につけてやる事業」というか、それを考えられないのかどうか、再度をお尋ねしたい。

そして、先ほど松島景観条例の件がありましたけれども、あれは行政からしつこいぐらい申出をかければ外れると、ある内閣府の方から私は一度聞いたことがあるんですよ。震災のときにこちらに来てくれた内閣府の方がいるんですけれども、今は経済産業省にいますけれども、その方に一度聞いたら「いや、町長がしつこく上に言えば外れる可能性はあるよ」と。ただ、そのしつこさがうちの町長にあるかどうか、それをお尋ねしたい。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） あまりしつこくというのは好きなほうではないんですけども。

塩の関係ですが、私も塩作りをしているところを見させていただいたことがございます。しまなみ海道、伯方の塩という有名なところとか、やっておられる方とか、それでどうなんですかということとかいろいろ、塩作りは手間と時間がかかる割には金にならないし、特産品としてそれで元を取るとなると、よっぽど好きな人というか、採算を度外視してやらないとこの事業は難しいなど。また、塩竈でも御釜神社ということで、花淵から水をくんでいって藻塩作りをやっている。それも大変な作業で、時間と労力と採算ベースというのは大変だなということで、伝統的な技術として御釜神社あたりはそれを継承しようということになっているようでございます。

鼻節神社にあった厨印とか、ああいう史実に基づいたしっかりとした文献とかで残っているとありがたいんですが、なかなかその辺はしっかりと残っている文献などが無いものですから、検証できないでいるということで、塩作り等、町の特産として、果たして町が主体となってやるかというところは今のは二の足を踏む考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 町長、歴史はつくるものですよ。つくらなきゃ誰がつくるんですか。今までの歴史だって全部つくられたものですから、手を挙げてやってもらいたいんですね。金のあるうち、なくなったら何もできませんから、副町長はうなずいてくれていますけれども、金のあるうちにやらないことにはどうしようもないんです。ましてや少子高齢化で、過疎地で、七ヶ浜なんか897番目、前の岩手県の増田知事が十何年前に書いた本だとたしか897番目だったんです。あれから10年たっていますから順位は変わっていると思いますけれども、やはり何か町長に、今の町長にやってもらいたいんです。そこのところどうですか。駄目ですか、あまり

しつこくは上に言えませんか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 塩作りの伝統的な部分ということがうちの町に残されているかという、場所もない、人材というか、そういった歴史的なものを進める方も、正直、私はまだ町内で会ってないこともあって、塩作りで町を一気に興そうという考えは今のところ持ってないというのが正直なところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 町長がやる気がないので、これ以上進めたくなかったんですけども、塩田のつくり方は3種類ありまして、揚浜式塩田、入浜式塩田、流下式塩田です。

入浜式塩田は、四国香川県の宇多津町、そこで作って集客しているわけです、きちんと。そういうところを一度見ていただきたいなと思います。瀬戸大橋を渡ってすぐの場所ですから、きれいな場所です。

揚浜式だと土地の生産性からすると年間60トン、入浜式だと年間100トン、流下式だと生産性は大体300トンなんです。流下式という、今の流れというか、今の製法と似たようなトン数ですから、あまりあれなんですけれども、今はイオン交換式ですね、逆浸透膜のイオン交換で生産、精製されています。

そういうのも、やる気がない人に言っても仕方ないんですけども、私とすれば、町としての事業を何か一つ、地に足をつけた事業というものをやはり考えるべきではないかと思うんです。あとこれ以上、町長に言っても仕方ないので、2番目に移ります。ただ、これは前にも私は質問していますから、しつこいと思うでしょうけれども、そのところは勘弁してください。

次に、2番目に移ります。

ながすか多目的広場の駐車場に関しては、私は二度ぐらい質問させていただいています。まして743万円、これは3人でしたっけ、2人でしたっけ、町の職員として派遣しているわけですよね。それだったら民間に一括して貸して、民間で営業していただいたほうがかえって生産性が上がると思うんですけども、民間に委託するとか、指定業者とかそういうのではなくて、完全に幾らで貸してやる、何年間なり何なり、10年というのは短いですから、最低15年ですよ。15年、20年貸して、それで任せる、そういう考えはないかどうか再度お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに民間という考えは議員おっしゃるとおりあるんですけども、町としましては、町職員を配置して、きめ細やかに利用者の皆様が利用できる

るように管理していきたいという考えで町の職員を配置して管理させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 私が質問しているのは、町の職員を派遣して管理してもらっている話ではないんです。その先なんです。その先、民間に完全に貸付けして任せるつもりはありませんかと聞いているんです。町の職員とかなんとかは聞いてないですよ。きれいにしてもらっているのはいいです。ただ、桜の伸び具合が悪いんですけれども、あれは多分肥料とかやらないからだと思うんですけれども。民間にと私は質問したはずなんですけれども、私の言い方が悪いんでしょうか。再度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、職員3人のローテーションで常駐は大体2人ぐらいということで維持管理をさせていただいています。

民間であれば安くなるかというのと、申し訳ございませんが、恐らくかなり割高になると思います。正式な見積りを取ったとかではないんですけれども、指定管理とかそういった部分を含めると、あそこのエリアを管理して状況を保つというのは今よりもかなり経費がかかると我々は見ています。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 指定管理という話は私はしていません。完全に貸付けです。そのほうが民間のノウハウを生かせる部分、生かす部分があると思います。前に私は駐車場を有料にしても採算は合いますよと言いましたよね。それに対し、あるメーカーのマーケティングというか、調べてもらったやつを町に一度提出しています。それに複合施設をつけたらもっと集客があるんじゃないですか。ああいう遊具も出たんだし、ましてや今、東側のほう、笹山の下のほう、天気がいいと60台から70台、無料のサーファーがいるわけですよ。あれから200円、500円もらっても採算は合うんですよ。おまけに夜は汚される。サーファーが汚すわけではないんです。夜中にあの辺に車を止めて汚していくばかがいるんです。じゃあそれを今管理している人たちがきちんと見るかと。見ても夕方5時、朝8時でしょう。管理というか、防犯体制も今全然できてないし、夜中も入ることができるし、例えば大代公園みたいに夕方5時になればバリケードをかけて閉めちゃうということもしないじゃないですか。そして、CCZには大型トレーラーとかセットだけ止まっているとか、そういうのもあるじゃないですか。それは町の奉仕でやっているわけですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 駐車場の管理に関しましては、確かに一度、大型トラックが止まったことはあったんですけども、持ち主にお知らせして排除をしていただいております。

サーファーの利用のこともあるんですけども、目的外ではあるものの、七ヶ浜に来ていただいているということもありまして、費用等は取っておりません。以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） サーファーは目的外と言いましたか、課長。目的外であそこに止めさせるんですか。違うでしょう。皆さん目的があって来るんでしょう。違いますか。そのところもう一度お願いします。

もう一つ、トレーラーの件は、話しされて一度は撤去したかもしれませんが、まだ時々止まっています。それが別な人か同じ人か分かりませんが、止まっていることは事実です。写真を持ってくればよかったですね。そのところ2点。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 目的外というのは、公園の利用ではなかったにしろ、七ヶ浜を憩いの場所として求めて七ヶ浜に来ていただいているということを考えますと、サーファーの方々から公園の駐車料を取るという考えはありません。

トラックがまた止まっているのであれば、夜間とか土日、そういったところも確認して、止まっていた場合は注意喚起を行いたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） その注意喚起だって例えばちょうど見回りに行ったときに止まっていればいいですよ。夜中に帰ってきて朝方に出ていったら誰が見るんですか。24時間張りつけできるわけじゃないでしょう。そのほか乗用車が2台3台、夜中まで止まっている場合もあります。そういうのは誰が見るんですか、課長。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに時間外の場合もあると思うんですけども、そういうところは日中とか、いろいろな方々から情報を聞いて確認しながらその対応を行いたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） すいません、もう一度言っていただけませんか。日中ですか、夜ですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 時間外の朝とか散歩している方々もいますので、そういう方々から聞いたりして情報を取って、車を置いているかどうかその辺も確認したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） じゃあサーファーはどうなりますか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） サーファーに関しましては、公園、広場の利用ではないとしても、憩いを求めて七ヶ浜に来ていただいておりますことも考えますと、今のところそちらの方々からお金を取るということは考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） お金がない土地です。行政です。100円でも200円でも欲しいのが事実だと思うんです。それを目的外でも止めてもいいとかなんとか、それはちょっとおかしいんじゃないですか。私はおかしいと思います。

あの多目的広場は、目的があって子供たちを親御さんが仙台とか多賀城、塩竈から遊びに連れてくるわけです、町内の方もいらっしゃいますけれども。サーファーは、ただ波乗りに来るだけ、目的外です。その人たちから金を取ってもいいんじゃないですか、有料駐車場もあるわけですから。むしろ長須賀だけじゃなくて、小豆浜だって一緒ですよ。小豆浜は17台の駐車スペースがありますけれども、あそこはいつも満タンですよ。後ろのサーファーショップとか隣のサーファーショップに有料で止めています。金がないなら来なければいいんですよ、目的があって来るんですから。多目的広場の目的は無料で遊ばせることが目的でいいんですか。そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思いますけれども、きちんとした回答になるか、それはまた別にしまして。

あそこは被災地だったということで、あその土地は民間と町の所有地と結構いろいろな部分があったんです。それを何とか今後まちづくりに役立てることができないかということで、被災地としての交付金を当てにして買収して、ただ、あそのところを買収しただけでは、環境がいいわけではないので、何かほかに利用できる広場みたいな形にできないかということで、あるいはその後に民間企業が来てくれるのであれば、何とかあそのところを提供できて、民間からの税収にもつながるといことが将来的に考えられないかということで考えた時期があ

ったんです。今の段階ですぐに来てくれるという企業が見つかるわけでもありませんし、今の状況であれば、広場として、住民あるいは町外から来る人たちに提供できたらということで、ああいった広場に造らせていただきました。その中に駐車場もあつたらいいんじゃないかということで駐車場にしました。そこから料金を取るということになりますと、被災地の交付金が入っているものですから、それを料金を取って町の収入にするということがなかなか難しゅうございます。ある程度の年数がたっていけばそういったことを普通財産にできて、普通財産にした後にそのところを別な形で企業に提供したりあるいは民間に提供したりということになれば収入とか得ることが可能だと思いますけれども、今の段階で、きちんとした答弁にならないかもしれませんけれども、今の段階ではそういった交付金の枠が足かせとなっているという部分については御理解いただきたいと思います。

それから、交付金の目的は、被災地ということで整備しましたので、ほかの住民に提供するために、利便性、そういったものでお返ししなければならないといったことも含んでおりますので、できれば、今の段階ではできませんので、しばらく時間を貸していただきたいというところが本音でございます。もう少し先になったらその辺を民間にも提供できるか、そういったことは検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 一般的に交付金の返却とかなんとかは10年ぐらいと言われると思うんですけども、震災から13年たっているわけです、13年。それをまだ足かせのように引きずって交付金、交付金というんですか。それはおかしいでしょう。いつまでここを被災地にしておくわけですか。被災地を卒業してもいいんじゃないですか、いいかげん。私はそのところをいうんです。被災事業で交付金として何もやることがなかったから公園にした、それで新しい事業者が来ればそのところを変えますよと、それは何回も聞いています。その事業者の公募なんかはしていますか、表向き、ホームページに載せていますか。全然見たことがないですよ。本気でやっていますか。私は常に本気ですよ、常に。いいですか、本当に本気でやってくださいよ、いいかげん。副町長、話したいんだったらどうぞ。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本気でやっているつもりです。（「つもりは駄目」の声あり）やっています。20年間、東日本大震災の復興事業に対しましては所得税から日本国民が1,000円ずつ負担をしていただいて財源にさせていただいたと。それを考えますと、癒やしの提供の場所として無料で皆さんに利用していただくとかそういったことも必要ではないかと私は思います。

七ヶ浜の一つの魅力として、小さい町の面積の中でああいう開放感のある場所があるということは一つの魅力だと思っています。それに付随して何らかのお店とかなんとかができてくればありがたいなという思いです。昔から、私はこの町で生まれて、ずっと見ていて、菖蒲田海水浴場そのものが癒やしの提供です。今まで海水浴場で入浴料とか取ったことはありませんし、置いていかれるのはごみ。昔はいっぱい仙台から来て、売店とかあって、それをなりわいにする人がいましたけれども、今まで町に海水浴場がずっとあるからといって町にメリットはないと思っていました。そういった部分で、仙台空港に近接したエリアとして、本当に親水性があって、波打ち際まで、砂浜まで行ける場所、そういったスポットというか、そういう場所を大事にして、そこに付随するもので何かまちづくり、イメージアップができないかという発想です。今あるものから金を取ってということで、マネジメントとして、私なりにコインキットを置いたりいろいろなことをしたとしても逆に割高になるかなという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 無料の海水浴場ということですよ、入浜料というか、それは取らないと。でも手前の駐車場で金を取っているじゃないですか、夏場。それもちょっとおかしいですよ。それは入浜料というか、それと同じじゃないんですか。それはあれですか、要は観光協会なり婦人会なりそちらの方々のお駄賃という失礼ですけども、それに充てるためのお金であって、町は関係ないということなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それこそ昔から松林の中で駐車料金を取ってというのは、町でお金を取ってくださいではなくて、逆に、当時の菖蒲田観光協会とかが自分たちの活動費用の一助にしたいということで、自主的にこの土地を、町有地とかを貸してくださいと。また、民間の人とか沿岸部の人たちは庭先を貸して、お年寄りたちが小遣い金を稼いでいたということで、それを町に納めるとか、町が使用料を取ったとかというのではなくて、そういったことでやっていただいているという経過がございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） そのいきさつは私も小さい頃から分かっております。ありがとうございます、説明。

ただ、私が言いたいのは、743万円でしたっけ、幾らでしたっけ、743万円ですよ。かかるわけですよ。じゃあこの金はどこから持ってくるんですか。そうなるんじゃないですか、元をただせば。違いますか、副町長。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは回答申し上げたいと思います。

一般財源でございます。おっしゃるとおり、そこから益があって人件費に充てられるのであれば、それが一番、おっしゃるとおりだと思います。ただ、実際に駐車料金を町として取れないということについては、10年、震災は終わったのではないかと、私もそう思います。10年過ぎれば当然ながら被災地だということは表にあまり出たくないという気持ちは同じです。ただ、交付金とか補助金とかそういったものについては、被災地であるかどうかということではなくて、年数がございます。一番短いのも20年ぐらいですか、20年とか30年とか、下手すると耐用年数の分だけあるということもあります。今回の場合は短く見積もっても私のほうとして遠慮しなければならないのは、20年は遠慮しなければならないのかなと思っているということでございます。期限がどのということとは直接聞いたわけではありませんから何とも申し上げられませんが、それから、被災地に対する交付金についてはどの程度の年数を待たなければならないかということについても今後は確認していかなければならない事項だと思っております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） この件はこれ以上言っても駄目でしょうから、町長も笑っているし。

次に、3番目に移りたいと思います。

先ほどきちんと説明したと町長には言われたと。世話人から聞くと内容的にデメリットしか言われてないと。そんなに金がかかるのか、じゃあやめたと、そうなりますよ。あそこに水道栓をつけるメリットは何だったんですか。私、5年かかりましたよ、皆さんから署名を集めるのに。いとも簡単に説明に行った人間からデメリットだけを言われて、それでやめたと。

町の職員というのは、町民に対して何をするのがメリットなんですか、デメリットなんですか、担当課は分かりませんが、そのところを答えてください。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに説明の仕方がまずかったのかなと感じております。町の説明に対して、今後の維持管理をしていく上で、注意点だったり管理の不具合、それで生じる事故とかいたずら、そういったことが起きる場合もあるんですが、頻繁には起こらないんですが、その言い方だったりそういったことでそっちに変わるということで取られてしまったのかなということでもあります。その辺は誤解を与えてしまったのかなと感じております。そういった部分に関しまして、もう一度考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 12月の会議のときは、入居者世話人の方々と維持管理方法などを話して詳細を詰めていくという話でした。あとは高圧洗浄機、先ほど町長から出ましたけれども、階段等の汚れの洗浄に必要なので前向きに考えたいと。高圧洗浄機はいいとしても、水道はどちらから持ってくるんですか。皆さん各自の部屋から出してくれているんですよ。町の水道ではないんですよ。その分は町で、きれいにした分は皆さんに金を出すんですか、担当課。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まだ話はしておりませんが、近くに地区避難所もありますから、そちらから持ってきてはどうかということを考えておりました。地区避難所から水をお借りしてはどうかという考えでありました。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 地区避難所と今のごみ集積所、花渕の場合は1か所しかないから、いいです。菖蒲田は3か所あります。距離はどのぐらいありますか。段差がありますよね。そしてメインは、もし高圧洗浄機を使うとすれば階段とアプローチの部分、それをきちんと世話人の方に説明したんですか、地区避難所から持ってくるということ、しましたか、してないでしょう。しましたか。ただ水道管が壊れたらこのぐらい金がかかるとか、凍ったらどうするんだとか、そんなことばかりじゃないですか。普通の町民がそういうことをプロから言われたら、プロですから、あなた方は、おじけづいちゃいますよ。引いちゃいますよ。町長がそういう教育をしているのかと私は思っちゃうんですよ。もう少し、町の財産を町民そのものがきれいになりたいと思っているんですから、町も協力すべきじゃないですか。管理費というか、基本料金とか町民が払ったとしても、町で水道を1本立ち上げしてくれてもいいんじゃないですか、町の財産ですよ。

仙台市の場合は、田子なんかはきちんとごみ集積所の中に水道栓が1本立ち上がっています、各ごみ集積場ごとに。

七ヶ浜は、もう少し、何というか、町民のために、七ヶ浜の憲章を御存じですか、七ヶ浜憲章。そういうのをもう一回配付したほうがいいですよ、町長、副町長。せっかくああいう立派な文言があるんだから、それを課長たちにもう一回勉強してもらったほうがいいですよ。私はいつも座席の中に入れていきますよ、議場の。副町長は見たことがあるでしょう。

もう少し町民のことを思って説得なり何なりしてもらいたいんですよ。町の建物を町民がきれいにしようというのに、何でデメリットだけ言って断念させるのか、私はそれに怒っている

んですよ。怒っているんです。そこのところをもう一度。時間が2分しかないので。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私から答弁したいと思います。

私と町長、担当課からどういった説明をしたのかということをお聞きいただきました。そうしたら、議員おっしゃるとおりの説明をしたみたいです。それだったら当然ながらデメリットだけを伝えたので、そう受け取られるのは当たり前だよということを注意しました。もう一度、説明しに行くなり何なりやらないと駄目だよという指導もさせていただきました。それから、そんなに修繕といったものが毎年起きるのか、そんなことはありません。5年なり10年に一遍ぐらいしかないのに、それについてこのぐらいしょっちゅうかかるみたいな説明の仕方は駄目だよと。そういった説明をして、設置を望むということになるのであれば、もう一度、執行部で設置について考えてもいいんだというところまで協議が進んでおりますので、もう一度、住民に対して説明する機会を与えていただければと思います。

その辺について誤解を生むような説明をしてしまったことについては、世話人に対しても申し訳ございませんでしたし、議員に対しても申し訳なかったという思いであります。機会をいただければそのように努めますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今の副町長の発言で少し怒りが収まった感じでございます。住民ですから、もう少し優しく言わないと分からない部分もあるし、それだけ思っただけでやっているわけですから、私はちょうど議会委員会があって、世話人から立ち会ってくれと言われたんですけども行けなかったんです。それで、話だけ一応テープレコーダーに取っておいてくれと言ったんですけども、テープを入れるのを忘れたということで、後から聞いて私は憤慨したわけですよ、さっき言ったデメリットしか言ってないと。

そうすると、次の例えば説明に行く場合、前向きに、町で設置をしてくれて、基本料金と使用料は住民負担でと、その思いというか、優しい思いで、いいですかね。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私からそこまではなかなか申し上げられないです。というのは、ほかの地区もありますし、そういったことになりますと全部ということになってしまいますので、ルールを曲げるわけにはいきません。ただ、設置については町で責任を持ってしたいと思います。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 最後でしょうから。

ルールは曲げるものではありません、つくるものです。ルールはきちんとつくってください。これを足がかりに、ほかの町営住宅にも広げてくださいよ。七ヶ浜の財産を守るためですから、10年もつところが5年しかもたない、30年もつところが20年しかもたない。だんだん朽ちていきますよ、人間と一緒に、我々のほうが先に朽ちますけれども。

そこのところを最後に、町長、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 前向きのつもりであります。（「つもりは駄目」の声あり）

まずは後でトラブルが起きないようにしっかり話をしてねと私が言ったのを職員が真面目に捉え過ぎて、負の部分だけを言ったと思います。その辺はよろしくないなど。

そこを利用する、きれいにさせていただくということを捉えて、再度、世話人の方々と話合いをさせていただいて取り組みたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 私は花渚のことしか言っていませんけれども、菖蒲田でも話が進んだんですけれども、花渚の方からそういう話を聞いて、菖蒲田でも話がぼっちゃんだと。結局、悪いわさは広がるんですよ。いいうわさは広がらないんです。それは私からすれば町の責任ですから、もう少し町民を思って、職員並びに町長、副町長も、町民を思って行動なり言動なり気をつけていただきたいと思うんです。

次回行かれる方、説明に行かれる方は、きちんと優しく丁寧に説明してくれるようお願いして私の発言を終わります。時間がなくなっちゃいましたね。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時55分より再開いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、4番能勢鯨太議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 能勢鯨太君 登壇〕

○4番（能勢鯨太君） 4番能勢鯨太でございます。

ただいま議長より許可いただきましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

大綱2問についてお伺いいたします。

消滅可能性自治体と指摘されたことをどう捉えるかでございます。

先般、4月24日に人口戦略会議より発表された令和6年地方自治体持続可能性分析レポートは、本町を消滅可能性自治体と位置づけました。本年のレポートでは人口減少率を閉鎖人口と移動仮定に分けて分類していますが、本町はC2カテゴリー、いわゆる自然減対策が必要かつ社会減対策が極めて必要という深刻な状況になっています。また、本レポートは2014年にも発行されておりますが、当時との対比でも消滅可能性自治体に変わりはないが、若年女性人口減少率が悪化ということで、改善が見られていない状況です。民間レポートではありますが、消滅可能性自治体という言葉のインパクトは大きく、各メディアでの扱いも大きくなっております。また、町民の皆さんからの関心も高く、問合せを受けることもあります。

こういったことから、本町の人口減対策について、以下3点をお伺いします。

①本町として、2014年のレポートをどう受け止めたのか、受け止めなかったのか、そしてどういった対策を取ったのか、それとも対策を取らなかったのか。

②今回のレポートをどう分析しているのか、具体的な対策を検討しているのか。

この2点につきましては、自然減対策、社会減対策それぞれについて御回答いただきたいと思えます。

同じく③2022年3月発行の本町の長期総合計画では将来人口の推計を2040年で1万5,671人、2050年で1万4,375人とされております。一方で、今回のレポートについては2050年で本町の推計人口は1万1,250人という記載になっております。本町の長期総合計画の策定から2年以上がたちましたが、現実的に例えば2050年の推計人口、そして目標をどう見込んでいるかをお伺いいたします。

加えて、本レポートの評価方法について、妥当なのか、これは見合ったものなのか、民間主体でつくられたレポートに一喜一憂すべきではないという考え方があるのは承知しております。一方で、本レポートをつくるに当たっては、識者の方々が各自自治体でこういった議論を深めてほしいという期待があると考えて、前向きな議論を、質疑をしたいと思っております。

この件につきましては、この施策をやっていない、何で足りてないのかとか、そういったことを糾弾するものではなく、責めるものではなく、まだやってないならこんなことをやったら伸び代があるとか可能性がある、そういった前向きな質問になることを期待しております。

続きまして、2問目、伺います。

七ヶ浜横断線の丁字路交差点の交通安全対策についてお伺いします。

菖蒲田浜地区の県道と七ヶ浜横断線、海水浴場に突き当たる場所ですが、丁字路の交差点

は、夏が近づくとつれて歩行者、車両ともに往来が増してきています。県道のながすか多目的広場側に横断歩道が設けられておりますけれども、ここは車両のスピードが出る区間でもあり、歩行者が横断しようとしても停車しない車両もあります。また、町道側の一時停止が守られていないケースも散見されます。本格的な海水浴シーズンを前にして、本交差点の安全対策をどう考えておられるのかお伺いいたします。

以上、大綱2問、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、消滅可能性自治体と指摘されたことをどう捉えるか、第2問、県道七ヶ浜横断線交差点の交通安全対策はについて、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番能勢議員の御質問、消滅可能性自治体と指摘されたことをどう捉えるかについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、本町として2014年のレポートをどう受け止めたのか、受け止めなかったのか、そしてどういった対策を取ったのか、それとも対策を取らなかったのかについてお答えをさせていただきます。

初めに、消滅可能性自治体として名指しされたことに対しまして、住民の皆様には不安や戸惑いなどが広がり、御心配をおかけしているところでございますが、私自身も「消滅」という言葉に正直困惑しているところであります。

2014年5月、平成26年に民間組織の日本創成会議の人口減少問題検討分科会が「ストップ少子化・地方元気戦略」を提言して、2040年の若年女性人口の流出により、全国の896市区町村が消滅の危機に直面すると試算し、消滅可能性都市リストが発表されました。分析では、日本の地域別将来推計人口における20歳から39歳の女性人口を若年女性人口として将来動向に着目したもので、若年女性人口が減少し続ける限り、出生数は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからず、2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では最終的に消滅する可能性が高いのではないかと推測されたものであります。

議員御質問の2014年当時、消滅可能性都市の発表を受け、本町といたしましても、その後の人口減少問題を考える上で重要な参考データの一つとして受け止めております。

本町では、このデータ公表以前から、東日本大震災による影響もあり、人口減少傾向が顕著に続いておりましたので、その対策として、まずは震災からの復旧復興事業に邁進すべく、各種工事等の真っただ中で、課題である人口流出を食い止めるべく、早期の事業完了を目指し、

住宅復興を最優先に、高台への集団移転、災害公営住宅の整備並びに地域コミュニティの再生等、被災住民の心のケアなどに重点を置き、復興まちづくりをその対策として取り組んでまいりました。

次に、2点目の御質問、今回のレポートをどう分析しているか、具体的な対策を検討しているかについてお答えをさせていただきます。

本年4月に公表された分析結果では、七ヶ浜町の若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で減少率が56.9%と、人口戦略会議が定義づけた50%以上減少する自治体として発表されました。本データによると、2050年には本町の総人口が1万1,250人、若年女性人口は644人となる推計となり、自然減と社会減の双方の対策が課題であると提言されたところでございます。

町といたしましては、宮城県内の35市町村のうち19町村の自治体が5割以上減少するとの内容でありますので、七ヶ浜町のみに限らず、宮城県内はもとより、日本が直面している深刻な状況であり、今後最も重要な課題であると受け止めております。

私自身、町長として改めて施政方針に掲げている政策軸の推進の重要性を再認識したところでもございます。これまで一貫して6つの政策軸とそれに連携させたまちづくりを進めてきたところでございます。

議員御質問の自然減に応じた対策は、攻めの福祉を掲げ、子育て支援の充実を進めるため、子供医療費の助成をはじめ子ども未来課の創設により、児童福祉、子育て支援、母子保健の一体的な取組を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援や民間の保育所誘致も含めて取り組んでまいりました。さらに、健康寿命の延伸策として、町民の健康寿命の延伸に向けた各種保健事業の推進や認知機能、運動機能の向上などによる、ふだん着の健康づくりを展開しております。

また、社会減への対策としましては、住民が安全で安心して暮らせるよう重点施策に位置づけ、震災復興事業の完遂や各種防災減災対策、避難対策事業を強く進めております。子育て世代の定住策では人材の育成を掲げ、子供たちの表現力や生きる力、そして英語を通じたコミュニケーション能力の向上に力を入れてまいりました。また、震災による住宅の移転や新たな定住世帯の交流を促進すべく、地域間連携事業などの地域コミュニティの再生などにも取り組んでいるところであります。

町といたしましては、これらの取組が少しでも成果としてつながるよう推し進めることが具体的な対策であると考えております。

3点目の質問、2022年3月発行の長期総合計画では、将来人口推計を2040年1万5,671人、

2050年1万4,375人とし、一方でレポートでの2050年の推計人口は1万1,250人となっている。長期総合計画の策定から2年が経過した今、本町の現実的な推計人口が目標をどう見込んでいるのかについてお答えをさせていただきます。

2022年、令和4年3月策定の長期総合計画に記載している将来人口推計は、コーホート要因法という算出方法を用い、国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠データを基にして合計特殊出生率や社会動態の人口を移動均衡に修正し、2060年の目指すべき将来推計人口として算出しております。推計の出発点となる基準人口は、2020年（令和2年）国勢調査人口としており、住民基本台帳の人口と一概に比較できませんが、2020年（令和2年）からの減少率で比較してみますと、住民基本台帳人口の減少率は長期総合計画で目指していた2024年の推計人口より1.5ポイントの減となっており、当該分析レポートで使用している国立社会保障・人口問題研究所の推計人口と比較しますと0.2ポイントの減にとどまっております。人口は減少しているものの世帯数は増加しており、若い世代では転出超過となっておりますが、30歳代になると若干転入超過となっている状況であります。

これらのことから、これまで行ってきた施策により、安心して住み続けたい町として評価されているのではないかと考えているところです。しかしながら、合計特殊出生率の増加や社会動態の人口が移動均衡にならないことには目指すべき推計人口を維持していくことは難しい状況であります。引き続き町が掲げる6つの政策軸の下、子育てしやすい環境や教育力、文化力の向上及び仙台近郊という地の利や風光明媚な地域特性を本町の大きな魅力として発信し、町民の皆様、この町に住んでよかった、いつまでもこの町に住み続けたいと思っただけのまちづくりに取り組み、子育て世代の定住につながっていくことを期待しているところでございます。

次に、2問目の御質問、県道七ヶ浜横断線交差点の交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の箇所は、菖蒲田浜の海岸沿いに位置する主要県道塩釜七ヶ浜多賀城線と七ヶ浜横断線が交わる丁字路で、特に海水浴シーズンは海岸に訪れる家族連れや若者など、日中は多くの来訪者により、にぎわいのある場所であります。周辺には海水浴場やながすか多目的広場の駐車場もあるため、多くの車両や歩行者が行き交う場所でもあります。

一方で、御指摘のとおり、交通ルールを守らない事例が以前から見受けられる状況にあります。これまでの対策としては、特に人出が多い夏の海水浴期間中の土日にあっては、海水浴実行委員会が交通誘導員を横断歩道に配置し対応している状況です。また、花火打ち上げの際は

町の交通指導員の御協力や町職員による交通誘導などで対応しております。

交通安全対策につきましては、この場所に限らず、事故の防止や人命を守るために優先すべきことですので、今後も交通ルール・マナー徹底の周知や、シーズン中は塩釜警察署、七ヶ浜交番と連携し、巡回指導を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） それでは、私の思っていた人口減対策というのがどの程度やられてきたのか、御回答いただいた中にもございますけれども、お伺いしていければと思います。

その前に、今伺った全体的な印象としては、まず、いい町にしよう、いいコミュニティーをつくっていこう、そして評判がいいから人が入ってくるであろうという全体的な方針なのかなと感じられました。そういうのも正しい方向だとは思いますが、いささか間接的かなという印象も受けたところでもあります。ということで、私がここで選んできましたのは、もっと即効性のあるものはどれぐらいやられたのか、これからやっていけるものは何なのかというお考えを伺えればと思います。

例えば移住、これは直接人口減になりますけれども、移住の面につきまして、こういったものはやられているのかなというところを改めてお伺いしたいと思います。

例えば地域おこし協力隊、去年、令和5年3月会議で当時の安倍議員が一般質問されたかと思えますけれども、その際には「協議して活用を図る」といった回答があったかと私は記録で拝見しました。この辺について、その後の検討状況はいかなっているかということをお伺いしたいと思います。

ほかには、移住する意思を持っている方への情報発信はどのようにされていますでしょうかということ、また町独自の移住支援策というのは何か検討されてきたことがありますかということ、もう一つとしまして、空き家バンクの積極的な活用はどの程度これまでされてきたかということ、最後に、これが一番大きいと思えますけれども、市街化調整区域、景観保護条例の要件緩和などについての働きかけ、先ほど遠藤議員の質問の中にもございましたけれども、この辺具体的にどういう働きかけがあって、何か手応えはあったのか。現実的に近隣の市町村ではこの辺が緩和されて住宅街が増えていくという記事も最近見受けました。この辺について本町の取組を改めて御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 一つ、地域おこし協力隊。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいま御質問いただきました地域おこし協力隊の関係でございますが、以前、安倍議長から御提案とかもいただきまして、実際観光協会から御相談もいただいております。他市町の状況等も踏まえ、検討するというお話をさせていただきましたが、観光協会から御提示いただいた部分はあくまで観光協会側がやりたいという案でして、町としての課題という部分がそれ以外にも多くあったものですから、今後検討するというところで、そのときは御回答を差し上げておりました。

現時点では、様々な例えば漁業だとかそういったところの課題もございますので、その辺を再整理しているところです。なお、ほかの事例を見ますと必ずしもメリットだけではなくて、デメリットも多いという話も聞いていましたので、今その辺をいろいろ調査させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 地域おこし協力隊につきましては、負の側面というのも聞かれますけれども、これはその方々が町の刺激になると同時にその方々自身が定住者になっていくというポテンシャルも秘めているものであり、やって損することは少ない、チャレンジして何か当たる可能性はあるという案件だと思います。どれぐらいの時間軸で募集を進める考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まだ具体的に募集時期をいつというものまではいってございません。ただ、各市町あるいは町の実情を見てその辺を決めていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 2問目、情報発信。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 次に、移住の施策といたしましては、移住支援金という制度がございまして、この辺につきましてはホームページ等でも御案内をしているところなんですけど、現時点で実績はございません。

また、空き家バンクにつきましても、以前、令和3年度に調査をさせていただきまして、所有者の登録を求めていますけど、現時点では3件だけの登録ということで、こちらも移住に関わる空き家の直接的な提供という実績はございません。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ちなみに、現在の移住支援金の内容を御説明いただけますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） こちらは、東京23区に在住または東京圏在住で23区域に

通勤している方が、宮城県に移住し、対象求人に就職するなど一定の要件があるということです。幅広くどなたでもというものではなくて、その方に対して世帯移住で100万円、単身移住で60万円というものが制度的に準備されております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） これは私も見たことがありますけれども、これは町というよりは県の事業ですよ。ということでは、町独自の移住支援といったものは、町だけのものは何か設定がないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 町独自ということではないんですが、支援金が町に下りてきて、町で要綱を定めて募集しているという内容になります。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 空き家バンクも何回か議会の中で話題に上がっておりまして、私自身も関心を持って見たところでもありますけれども、正直なところ、なかなか現実的ではないのかなと、これが移住支援の決め手になるかなというところもそう思われないうすよね、皆さん。ということで、この辺をもっともっと拡充していけば伸び代はあるのではないかなと思います。

一方で、もう一つ、今度は自然減に対するものとして少子化、これは町長も挙げられましたけれども、今言われた中で引っかけられなかったと思ったのは、結婚などの支援について何か具体策はお考えでしょうか。この町は、結婚の写真なんかをよく撮りに来られる方も多し、結婚してこういったきれいな町に住みたいねと思うようなポテンシャルは持っていると思います。そういったものを何か活用することはこれまで考えておられたのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 能勢議員おっしゃるとおり、国際村で結婚式なんかも私はやらせていただきましたが、なかなか、そこでやるんですけれども、「七ヶ浜に住んで」と言っても「今回はロケーションだけで」ということなんですけれども。

私も、人口減に対して関係人口を増やしたいと、交流人口ですか、そういったもの、ただ、やはり見えていて観光以上・定住未満だと、はっきり言って。結局は往復人口であつたり、なかなか定住まではつながらないというのが正直これまで大分長いスパンを見ていても、いろいろな要因はあると思います。交通の便であつたりとか働く場所であつたりとかいろいろあると思うんですけれども、なかなか定住まではというのが現実のようでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） では、もう一つ、これも今おっしゃった関係人口に関わる場所かと思えますけれども、企業誘致に関しましては、目立つのは半導体工場とか大きな箱物ですけれども、我が町には我が町に合った産業誘致のやり方があるのではないかと思います。決して大企業だけではなくて、新しい土地、事業用地を求めている方はあるのではないかと、そういったところにフィットするような施策というのは、私が思い浮かぶのは花渕浜の幾つかの区画ですけれども、もう少し大規模な産業誘致というのは検討していらっしゃいますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では、これまで行ってきた部分では被災後に整備をさせていただきました花渕浜の商業・産業用地ということで、そのほかにつきましては比較的大きく残されたのは菖蒲田の長砂地区ですか、あと鼻節の小塚周辺ということで、県のテトラポット用地に借地させた、ああいったところが比較的大きなところ、あとは民家と混在している跡地ではあるんですが、そのほかは大きな土地はないと思っております。ただ、そういったところは、大きな企業というよりは、例えばサテライトオフィスとかそういったものはどうかということで、今年度は県が主催する企業立地セミナーに参加して情報収集に努めたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 今おっしゃられたように、コロナ禍の中で在宅勤務というものが一気に社会的に認知されてきていまして、関東圏なんかでは、都心ではなくて、通勤に毎日厳しいような郊外都市、1時間半とか2時間ぐらいかかるところで風光明媚で住みやすいところ、町が再評価されていて、私ごとですけれども、私の自宅のある藤沢市なんかは一気に人口が増えています。

そういった距離感の中で、関東ほどではない仙台圏の距離感の中で、本町はまさにそういったものに成り代わるポテンシャルを秘めていると。現に私の住居の中に、住まないけれども仕事場として部屋を借りて、そこに通ってきて、海のそばで仕事をして帰るというスタイルをやっている方もいらっしゃいます。

そういったところで、これは関係人口よりもさらに深い予備住人になってくれるのではないかと、今そういったチャンスがやってきていると考えますが、このチャンスを町長として捉えるという意向を感じられていますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさにサテライトオフィスとか何回も議会でも言っていますけれども、仕事場、家庭、第三のプレースということで、そういった部分で町を何とかイメージアップできないかと、それが一つの逍遥のまちづくりと打ち出した部分であって、町のイメージ、デザインをもっとよその人たちから「あの町はいいところだね」というイメージを持ってもらう、その中でサテライトオフィスみたいなところで仕事をしていただく、まさにそういったことを狙っております。

なお、能勢議員がおっしゃった、藤沢に住んでいるということで、逆に言うと、あちらは私なんかが見ている、葉山は鉄道もないですけども、御用邸はありますけれども、ああいった中で高所得層が住むまちということで、かなり裕福なまちであって、なかなかいいイメージのまちであると。できれば、そういったイメージのデザインができるのであれば、そういったまちになればいいなと思っているところであります。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 全体的にやり切れていないこととかというのが見えてきた、伸び代というのは何となく感じられたかなというところなんです、一つ、ここに関わってお伺いしたいことがあります、去年、2023年ですか、統一地方選挙の前ぐらいの頃に、NHKや読売新聞なんか各首長アンケートというのを出されて、寺澤町長もこれにお答えになっているのを拝見しました。

読売の調査では、「貴自治体の人口減少はどの程度深刻だと思いますか」について、寺澤町長は「大いに深刻だ」と答えられています。一方で、「この自治体で人口減少・少子化対策の効果が現れていない場合、それはなぜだと考えますか。御自身のお考えを御記入ください」というところは無回答でしたけれども、この辺は実際のところ何か考えていらっしゃることはございますでしょうか、その後1年がたちましたが。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 考えとして、国の施策の中で人口減少というのは全体の話であって、地方創生の関係で人口減少対策を盛り込んだために、この狭いエリアの中で例えば隣町から児童を連れてくるような、そういう施策だから、結局パイは変わらないわけです。だから、そういった意味での人口増というのは全く望める話ではなくて、もっと別な意味で国の施策としてやらないと無理だなという思いです。

人口はこれからどんどんどんどん減ってきます。宮城県も2万人ぐらいずつ毎年減っていきます。そういったことも踏まえた対策がどうもうまくないという思いでございます、

私もいろいろと調べた中で、先ほど言った地方創生がまち・ひと・しごと創生ということでスタートして、今度はデジタル田園都市国家構想となって、そこから今度はデジタル行財政改革と、どんどんどんどん看板が掛け替わって、地域の雇用創生とかそういうのにつながっているのかというのが全く検証されないまま、人口減少、少子化と言っていますので、どうもバランスが悪いなど。結局、見ていて、今回のそういった政策が東京一極集中で終わっているんですよ。その辺のあれが悪いなどということで、どうも、もうちょっとしっかりとした国の対策を望んでいます。

そして、私的には、この場所をよくするためのものというのは地理条件だと思っています、はっきり言って。いろいろな町が、半導体だ、いろいろなあれがありますけれども、そのときの場所の位置づけ、タイミング、そういった部分で、そういったところは評価が高いなどということで、うちみたいな通過交通のないところはどうやって生きるかという部分をしっかりと考えていかなければならないし、どういう長いスパンでどういうまちづくりをしていったらいいのかというのは常に考えていますが、今のところこれだというのは正直難しいというところがございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 別のNHKの調査では、寺澤町長は「あなたは自治体の人口減少に歯止めをかけられる自信がありますか」で「あまり自信はない」とお答えになっていらっしゃって、首長としては難しいところ、国の政策に左右される、ころころそれが変わって、何がターゲットなのか分からないという印象を持たれるのは分かるかなと思います。

おっしゃられたように、我々町として町の人口減少を考えるという場合に、この場が国会でしたら国としての人口対策を考えますけれども、我が町の人口対策を考えた場合、県内近郊自治体というよりは、おっしゃった東京一極集中からいかに引っ張ってくるかというところだと思います。東京から移住したいなど思っている方が、宮城県はいいなど思っていて、宮城県の中でどこが住みやすいのかなと見られたときに、魅力ある策を打ち出しているところがそういった方の目に留まるということが必要になってくるのではないかと。

そういったときに、今日の一番最初の熊谷議員の一般質問でもありましたが、国の政策を待ってフェムテック、国の政策を見てから動くというのでは、そういったことを考えていらっしゃる方たちに、あまり町独自の意欲はないんだなという印象を私は受けると思います。

そういったことで、何が当たるか、何が外れるかは分かりませんが、町の特色というのはぜひ出していただきたいと思いますので、いろいろな成功例、失敗例がある中で、

これから我が町が一番光る、移住を考えている人たちの目に留まる政策を考えていただくとというのが、今回春、組織改編してまちづくり振興課をつくった意図ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先駆的にいろいろなことをやるのも大事だということは分かります。うちの町をどう生かすかということで、能勢議員がさっき言ったとおり、都市計画なのか、それとも文化事業だったり、教育、文化を高めるのかとか、いろいろなやり方はあると思うんですけども、これまでは教育、文化を高めて、七ヶ浜に住みたいという思いのまちづくりを今まで取り組んできたつもりでございます。この町はずっとそういった意味ではそこに力点を置いてやってきているということでございます。大きく被災した町が立ち上がるには教育しかないという思いでこれまでやってきておりますけれども、そういったことをもうちょっとたっぴいかなければならないし、詰めていかなければならないのかなという思いです。

都市計画では、先ほど能勢議員もおっしゃられましたけれども、区域制度とか地域計画とかいろいろあるんですけども、なかなか町独自で決められないもの、地域計画なんかで市街化調整区域、うちの町は7割が市街化調整区域で、さらに特別名勝松島という文化財保護地区に入っていて、なかなか手がかけられないということで、開発も難しい。そういった中でどういった都市計画の中でやれるのかということで、少ない土地の中でうまくやっていかなければならない。その中で、区域制度とか、これは市街化調整区域を指定してやるんですけども、地域計画というのは、住民の同意の下に市街化、隣接した町を市街化と同様なエリアで住む場所に変えるとか、いろいろなやり方はあるんですが、小さな我が町、自治体で決められる話ではなくて、県とかいろいろなところの都市計画の見直しで、実は広域要望とかで宮城県にそういったエリアの緩和をしていただきたいということで要望しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） では、次の再質問に移らせていただきます。

県道と七ヶ浜横断線の丁字路交差点についてでございますが、周辺の方々から、また菖蒲田の地区の方から、危ないケースがあった、軽微な接触事故があったというのは伺っていますけれども、町として、事故の件数、具体的に把握しているものはございますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 詳しい箇所についての1件1件の把握はできておりません。警察からもその辺の報告はありません。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 先ほど町長回答にもございましたが、海開き、海水浴期間中の週末については警備員を配置して整理しているのは聞いています。警備員1人では回りませんので、1日2名を配備して日当が2万円程度ということで、海水浴期間中1か月の土日・祝日を入れて十数日ということで、一夏にこの費用だけで50万円ぐらいかかっています。多くはない海水浴場の限りある支出の中で、これは毎年かけていかななくてはいけない支出だと考えられているのか、それとも何か工夫してこれを省力化して改善していくという考えはないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問の土日、特に土日は誘導員が必要ということで、これは震災以前の海水浴場の運営形態からそのような形でやっております。

以前、その箇所に信号機の設置を警察に御相談させていただいておりますが、夏の一定期間だけだということで、なかなか設置までは至っておらないという状況でございます。

町道側は路面標示で「交差点注意」、その後に「止まれ」と。また、一時停止した後に、左右確認するためのドット線を町で標示しております。

ただし、県道側には、昨年整備された自転車のブルーラインというもので、速度標示等もない状況なので、その辺をまた今後関係機関に、ある程度設置できないかという御相談をさせていただきたいと思っています。

ですので、やれる範囲で何か対応策ができないか引き続き検討していきたいと思いますが、このシーズン中は安全安心に配慮して誘導員の対応ということで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） まず信号設置の件ですけれども、夏の一定期間のために信号を設置することはということでしたが、最近は海水浴期間だけではなくて、ながすか多目的広場ができたことなどによって、通年を通して恐らく町内でもかなり横断者の多い横断歩道ではないかなという印象を受けます。

警備員を張りつけますけれども、これは日中の時間帯だけで、特に夏期は夜間もながすかに車を止めて海に行かれる方なんか渡る、なぜか夜間はスピードを出す車も多いので、かなり危険な状況になっていると思われまます。

この夏にすぐ信号がつくとは思っていませんけれども、町ではこれができないでしょうから、改めて押しボタン式信号などの設置を申し入れるということは考えられないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどまちづくり振興課長から説明ありましたとおり、一度は申入れをしております。ただ、その時期だけということでお断りされましたけれども、変わってきています。人の流れも変わってきています。

ただ、先ほどまちづくり振興課長がおっしゃったとおり、速度標示がまだついていない状況ですので、信号もつけられない状況であるというのは間違いございません。それと、信号をつける基準ですけれども、1時間300台です。それが通らないと駄目だということもございませぬ。それともう一つ、地元住民の総意ということが審査の対象になるということでございませぬので、そちらもクリアできるようになりましたら、町から警察に要望書を出していきたいと考えてございませぬ。以上でございませぬ。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） そういった面を補強する、補強というのも変ですけれども、さらに必要性を高めるものとして、ずっと気になっていましたけれども、あそこは、ぐるりんこのバス停、菖蒲田海水浴場前の下り線です。及び宮交バスの菖蒲田のバス停、この2つが島状になって配置されていまして、あそこに渡る横断歩道は一つもありません。バス停にたどり着くには必ず横断歩道のない道路を横断しなければいけない、県道ないし町道を横断しなければいけないという状態になっています。

公共交通機関でいらっしゃる、多賀城駅からいらっしゃる海水浴客がバス停で降りて県道を渡る、かなり危険度が高い場所だと思っておりますので、少なくとも何らかの横断歩道ルート、案内ルートの設置は必要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 以前、どちらかの横断歩道設置について答弁させていただいたときに、まずたまり場が欲しいというところになります。それがまず一つのクリア条件になります。それと、横断歩道の間隔が短いのは不可能であるというのも警察から回答をいただいておりますので、その辺を考えながら、警察と現場に行きながら、どこかに引けるかどうか考えてみたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 新たな横断歩道箇所というよりは、あそこの丁字路に1本しか横断歩道がないんですよ。あそこの交差点に、ながすかからバス停、そのバス停の島状のエリアから海水浴場側という2つを引いてあげれば済む話ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。場所を確認していただけるとあれなんです、今は具体的にSEA SAW（シーソー）の

前にしかないんです、横断歩道は。そこから県道に沿って渡る、町道を横断するものはありません。宮交の菖蒲田バス停から海水浴場には県道をまたぐ横断歩道也没有。ということで、あのバス停にたどり着くには横断歩道なしで渡らなくてはいけないという状況です。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） そのバス停の位置の変更が可能かどうか、その辺工夫をしてみたいと思います。現時点ではそれが一番早い対策かと思っておりますので、その辺可能であれば対応させていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時55分より再開いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番、日本共産党、鈴木恵子です。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づき質問いたします。

質問は、2項目です。

1つ目は漁業支援について、2つ目は通学路交通安全プログラムについて。

まず1番目、漁業は食料の提供にとどまらず、食文化、地域の文化の軸をなし、沿岸の環境を守り、海難事故には真っ先に駆けつけるという多面的な役割を担っています。

ところが、就業者は高齢化に加え、年々減少しています。七ヶ浜町の統計書によると昭和60年には漁業就業者は975人でしたが、令和2年には210人、この33年間で21.5%にまで減少しています。

そこで、漁業支援について、以下4点について町の考えを伺います。

1点目、刺し網漁、あと養殖になると思いますが、貝類（アワビ・ウニ）、ノリ養殖の各部門の従業者数はどのように推移しているのか。

2点目、令和3年宮城県市町村民経済計算によると1人当たりの町民所得が令和3年は241

万3,000円となっているが、刺し網漁、貝類、ノリ養殖業者の1人当たりの所得の状況はどのぐらいになっているのか。

3点目、後継者育成策として、新規就労者がどの部門へ何人従事しているのか。

4点目、刺し網漁の漁船が、具体的ですけれども、代々崎漁港に安全に通航できる海底確保の取組はどのようになっているか。

次に、第2項目、通学路交通安全プログラムについて、2点について伺います。

小中学校通学路合同点検箇所マップがありますが、そのNo.50の箇所、具体的に言いますと境山、前にセブンイレブンがあって今は塾がありますが、あそこから遠山の避難所に行く通路がNo.50の箇所になっていますけれども、対策済みの対応となっています。処理されています。

最近、自転車に乗った子供が転落した事案がありました。幸い大きなけがにはならなかったとのことです。また、10年ほど前になりますけれども、小学校1年生が通学時間に道路に停車した車をよけて進んだところ、後続の車と接触事故に遭遇したということがありました。

マップには注意喚起の路面標示の設置及び引直しをしたからということで終了になっています。もしこれが高齢者の転落であったら骨折程度では済まないと想像します。

そこで、以下2点について伺います。

1点目、No.50はどのような検討の経過を経て終了となったのか。

2点目、歩道の増設のような一歩進んだ対策はないのか。

以上、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、漁業支援について、第2問、通学路交通安全プログラムについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 6番鈴木恵子議員の御質問、漁業支援についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、刺し網漁、貝類（アワビ・ウニ）、ノリ養殖の各部門の従事者数の推移はにお答えをさせていただきます。

各部門の従業者数につきまして、令和元年から令和5年までの5年間の推移を申し上げます。まず刺し網漁の漁業者数は令和元年で71人です。令和5年では77人で6人増加しています。貝類（アワビ・ウニ）の潜水漁の漁業者数は、令和元年では32人、令和5年では44人で12人増加しています。次にノリ養殖業の漁業者数は、増減がなく36人となっています。

なお、漁業者数につきましては、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所から資料提供いただいたも

ので、複数の種別に着業されている方が多く、それぞれでカウントされておりますので、重複しています。

2点目の令和3年度宮城県市町村民経済計算によると1人当たりの町民所得が令和3年は241万3,000円となっているが、刺し網漁、貝類、ノリ養殖従事者の1人当たりの所得の状況はどのぐらいかについて回答させていただきます。

まず宮城県市町村民経済計算における1人当たり市町村民所得につきましては、各種統計調査を基に企業所得なども含めた市町村民経済全体の所得水準を表したものであり、個人の給与や実収入の平均値ではないことを御理解願います。

御質問の種別ごとの着業者1人当たりの所得につきましては、複数の種別に着業されている方が多いため、種別ごとに所得を算出することはできませんが、令和5年度の漁業で得た営業所得は1人当たり平均で約126万3,000円となっております。

3点目の御質問、後継者育成策として、新規就労者がどの部門に何人従事しているのかについて回答いたします。

本町では、新規就労者等による本町の農業及び漁業の振興と定住促進を目的とした七ヶ浜町農漁業新規就労者支援事業補助金を平成30年度に創設しており、これまで20名の方が漁業に就労され、補助金を交付しております。

内訳につきましては、ノリ養殖業への新規就労者が17名、漁船漁業、いわゆる刺し網・潜水漁への新規就労者が3名となっております。

4点目の御質問、刺し網漁の漁船が代ヶ崎浜漁港に安全に通航できる海底確保の取組はについて回答させていただきます。

御質問の代ヶ崎浜の港につきましては、町が管理する松ヶ浜漁港や菖蒲田漁港のような第一種漁港ではなく、仙台塩釜港塩釜港区の白地であります。船だまりです。その物揚げ場を漁業者が利用されているものであります。

代ヶ崎浜には清水と谷地の2つの港湾施設があり、県漁協七ヶ浜支所にも問合せいたしましたが、船舶の航行に支障が出ているなどの相談は漁業者から一切寄せられていないということでした。なお、当該港湾施設の管理者は宮城県となっており、仙台塩釜港湾事務所が所管しておりますので、具体の支障案件がございましたら相談させていただきたいと思っております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、交通安全プログラムについてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、小中学校通学路合同点検箇所マップのNo.50の箇所が対策済みの対

応となっている。どのような検討がされ、終了となったのかについてお答えをさせていただきます。

御質問の小中学校通学路合同点検箇所マップのNo.50は、境山のマルエイ商店前付近から新仙台湾鈴木診療所へと向かう町道で、令和2年に汐見小学校より「道幅が狭い。通学の時間帯にスピードを出して通る車がある」と報告があった箇所でございます。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により通学路合同点検を実施できませんでしたが、関係課で検討し、スピードを出して通る車の対策として、ドライバーへ注意を促すため、薄くなった路面標示の引直しを行い、さらなる注意喚起のため、徐行の路面標示を新規で1か所追加設置したものであります。

道路幅の拡幅につきましては、過去の経緯もあり、令和2年度での対応としては見送らせていただいております。

このことも含めた小中学校からの報告箇所の対策内容につきまして、交通安全推進会議を書面開催で実施し、審議の結果、承認となり、この箇所についての御意見も寄せられませんでしたので、対策済みとなったものでございます。

次に、2点目の御質問、歩道増設のような一歩進んだ対策はないのかについてお答えをさせていただきます。

過去にこの町道では歩道整備の道路拡幅整備計画がございましたが、用地問題で交渉が難航し、計画が白紙になった経緯があり、歩道設置拡幅工事の実施については困難な状況であります。沿線住民の用地協力を含めた地区住民の合意形成が必要となりますので、御理解をお願いいたします。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、漁業支援についての再質問です。

1点目から3点目まで関連しますので、関連質問になると思います。

宮城県企画部統計課の資料によると、県内の同じような人口規模の自治体ということ……、なぜかという、漁業の方から「本気で取り組んでいるのか」と言われたんです。それをどう形にしていっていいんだろうと悩みながらいろいろ調べていて、それで比較すると、涌谷とかあるんですけども、南三陸が似たような人口規模だなと見ました。

南三陸町は山があるからまた違うんですけども、海は七ヶ浜も同じ、南三陸町も同じです。そうすると、2018年のデータを見ますと南三陸町は七ヶ浜よりも高齢化率がもっと高いんです。

七ヶ浜よりも高いんです。そういう中で、第1次産業、第2次産業、第3次産業も、産業収益というんですか、当町よりも高いんです、どれも。そして1人当たりの町民所得も当町より高かったんです。えっ、どうしてなんだろうと思ったんです。

それで、何でもこういうことが起きるんだろう、差が出るんだろうと思ったときに、漁業経営体数を平成25年と30年で比較した場合、当町はどちらも123件なんですが、南三陸町は472件から505件と増えているんです。これもびっくりしました。ただ、養殖業に特化した取組を南三陸がやっていて、タコとか何かいろいろ、それを養殖業でしっかりして、それをみんなビデオで流しているんです、そういう様子を。こういう人たちがこういう研修を受けて、ここに就労してというところで増えているんです。後継者育成で新規就労者が増えていると。計画的に今年は何人充足しました、今年度は終わりましたという形でやっているんです。

何というんですか、町当局は、こういった差が、同じ県内でも差がある、しかも、私もびっくりしたんですけれども、町平均の所得の半分、241万3,000円が町民1人当たりの平均所得になっているんですが、漁業者の所得が126万3,000円、半分以下ですよ。

そういったところにやってみようと思う人が来るんだろうかということも含めながら、この現状を町長は、刺し網漁は、勤務していた人が、今まで会社に勤めていた人が退職したから刺し網に戻るとか、漁業権があるから戻るとか、そういう変動があるんだということですが、それでも所得が半分というのを町長はどのように御覧になっていますか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの所得が半分という数値でございますが、これは令和5年度の数値でございます。この数値につきましては、議員御承知のとおり、海水温の上昇で漁獲の内容が大分変わってきているのと、あと資源的に少なくなってきたという問題もありまして、このような状況になってございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 確かに支所からいただきました海水温の状況なんかも含め、海底の変化なんかも含め、取れる漁獲の種類が違ふと。しかも、その他のところの魚介類ということで、非常に多く取れるようになったのがタチウオとかサワラとか、暖かいところでトラフグとか、そういうものが取れて、変化があるんだということも含めて、その変化も含めて収入が安定的に確保されないことには、事業者というか、刺し網漁とか、養殖でも貝類はウニが非常に少ないですよ。アワビは何かあれしたりと。そういうところの対策というのはもう一歩何かされているんでしょうか、町としてそこら辺はどう取り扱うというか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 町としてというよりは、ウニとかの支援につきましては、藻場そのものが宮城県全域にわたって傷んでいるということで、県を通じて藻場ビジョンということで海底の海藻類の育成策に調査も含めて取り組んでいるところです。

なお、先ほど南三陸の事例もお話いただきましたが、同じ海でというお話でしたが、まるつきり違います。水深も違いますし、外洋に面した地域特性と内湾に囲まれた水域では取れるものも違うし、向こうですとギンザケの養殖なんかがこの頃は盛んだということで、それを七ヶ浜でとなると無理な話でございますので、それぞれの地域で漁業者の方が努力をされて営んでいるという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、漁業者と行政と漁協も含めて、どう現状を捉えて目指そうとしているかというところの検討、プログラムというのはどのようなものになっていますか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この辺は宮城県の水産業振興課が主体となりまして、新規参入であるとか漁師カレッジの研修等も含めて行っておりますし、あとは県漁協が主体となりまして、いろいろな新たな養殖業というものも行っております。また、町単独、独自といたしましては、トリガイ飼育にチャレンジしたりというところで漁業者と挑戦しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） どう進んでいったらいいのかというところで、高齢化から、いろいろ若い人たちに入ってもらうためには、まず所得保障がきちんとしていること、それから住まいが確保されていること、そして魅力ある漁業をどうやってつくっていくかというところが、それは漁協が取りまとめるから、刺し網の人たちがどう考えるかではなくて、そこが一緒になってやるのが町の行政の在り方の基本ではないかなと、それは各部門もそうなんです。その本気度、本気でやっているのかと言われたときに、そこをきちんと出していけるような町であってほしいと思うんです。また、漁協であってほしいと思うし、また漁業者であってほしいと思います。

次に、4点目について再質問します。

先ほど谷地のところで、ここへ上がっていないという話でしたが、実は仙台港湾事務所に問合せをしました、私。そうしたら、谷地について、谷地港については、船底が擦れるというこ

とは上がってきていますということで、今年7月にしゅんせつ工事が実施されますというところで、地元からの要望があれば実施しますということでした。ただ、検査については、定期的には実施していませんということだったんです。

漁獲量、代ヶ崎だけではなくて、フナムシも出たり何かしますよね。そういうところで本当に安全に運航するためには定期的な検査が必要だろうと。仙台港湾事務所では3年ぐらいは大丈夫ではないかというあれは持っているようなんですけれども、どうも地元の人たちから見ると、航路をやるときに船底を擦るのを気にしながらやっているということなので、谷地のところは今年7月にしゅんせつ工事がされるということなので、一つ希望があるというところなんだけれども、その検査を定期的にやっておいたほうがいいということで、町としてそういう要望をする考えはないですか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった場合があれば要望はさせていただきますけれども、船の大きさ、船だまりでマイナス2メートルとかマイナス1.5メートルとか、5トン未満をベースにした、船の喫水をベースにして係留施設とかやっていますので、それがどうなるか、もしかすると5トン超えの例えば10トン近い船であるからこそ船底が擦るのかどうか、水深が浅くなっているとかそういった場合は県に港湾のしゅんせつをお願いしますし、漁協からはそういった話が来てないもんですから、我々としては担当課も把握してない状況でございます。船が少し大型なのか、その辺が知りたいところですけども、どういう状況なのか再度漁協にも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、次の項目に行きます。

通学路交通安全プログラムについて、2点目の再質問です。

何かほかにできることはないのかということなんですけど、例えば地元の人たちが、やはり危ないよ、あそこは危ない、歩いていて危ないと。子供が自転車で落っこちたけれども、何もけがはなかったけれども、今の技術水準からしたら何か柵を造って歩道をあれすとか、何か対策がないだろうか、ブロックだけをぽんぽんと置いていたら落っこっちゃうよねという心配があります。そういう点で何かもう一つ工夫を凝らす考えはないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 安全対策、私も現場を見ておりますけれども、どうしても狭いというのは分かりますけれども、何ができるのか、いろいろな案件も検討したいと

思いますけれども、なかなか具体的にこれが今できるとかというのは難しいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） どうもありがとうございました。

あまり深められなくて、私も漁業については初めて取り上げたので、意見をどうまとめたらいいのかと。でも、漁業の人たちは関心を持たれてないと思っているんです。七ヶ浜の漁業についてもっと力を入れてほしいということを期待して、私は今回はこの程度しかできないけれども、次にまた意見を聞いて、また望みたいと思いますので、今日はこれで終わります。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日6月5日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時22分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月4日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年6月5日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録
（第2日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第2号

令和6年6月5日（水曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和6年6月5日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第34号 特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第36号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第38号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第39号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第40号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改

正する条例」

日程第 1 3 報告第 3 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 4 報告第 4 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 3 4 号 特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 3 5 号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3 6 号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3 7 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 3 9 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 4 0 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 0 議案第 4 1 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 1 報告第 1 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 2 報告第 2 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 3 報告第 3 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 4 報告第 4 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

午前10時00分 開議

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和6年七ヶ浜町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番仁田秀和議員、1番鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） おはようございます。2番鈴木 篤でございます。

ただいま議長より許可がありましたので、大枠3点について質問させていただきます。

まず大枠の1点目、避難所の保守管理についてでございます。

町民の方より「地域避難所は、有事の際、地域住民が避難してくる場所であることを鑑み、修繕や補修に伴う費用は、設置者である町が負担するべきではないか」との御意見がございました。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①労力及び費用の面で地域住民の負担に頼る部分が多いと聞いておりますが、現状はいかになっているでしょうか、お伺いいたします。

続いて、②遠山地区避難所の電気がいまだに蛍光灯です。蛍光灯の生産終了に伴い、早急なLED化が必要不可欠だと考えます。ほかの避難所も含め、各避難所のLED化の進捗状況と交換スケジュールについてお伺いいたします。

続いて、③笹山地区の方より「避難所はガラス張りの面が多く、台風などの災害時に窓ガラスが割れて飛散する危険性があるのでは」というお話がありました。実際に私も議会報告会の

ときに、笹山の前回のときに行ったんですが、ガラス面が非常に多くて、これが割れたりしたら危ないのかなというのもあったので、ここに記載しております。ほかの避難所も含め、飛散防止策を施す考えはについてお伺いいたします。

大枠の2点目、小学校・地区民合同大運動会についてでございます。

町民の方より「会議が増えて、学校側や地域役員の負担が著しく増えている。見直すべきではないか」との御意見がありました。

そこで、以下の点についてお伺い致します。

①働き方改革が進む中で、教員側の負担なども非常に大きくなっている中で、ちょっと時勢に合っていないのではないかと考えております。教育委員会の見解をお伺いいたします。

続いて、②育成の観点からも、教育委員会が主導するのではなく、各小学校の教員や生徒が主体性を持って実情に合った内容で開催するべきではないかと考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

大枠の最後、3点目、敬老会事業についてでございます。

これまでも質疑のときとかに質問させていただいているんですが、団塊世代が今年で全員75歳以上となる年かと思えます。そのことにより人口の高齢化や長寿化が急速に進んでおります。敬老会事業に係る経費は当然のことながら増加している、そしてこれからも増加していくと考えられます。一方で、人口減少に歯止めがかかっておらず、税収は減っていくことが推測されます。この状況下において、現状維持の実施方法の見直しは必要不可欠だと思われま

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①昨年の敬老会において、そもそも対象者と参加者の人数がどのくらいであったのかという点についてお伺いいたします。

②敬老会の対象年齢の引上げや敬老祝い金の支給条件を見直すお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

③移動手段の問題で参加をためらう高齢者の方も多いと聞いております。例えばバスでの送迎や地域ごとに分散開催するなど、こちらはほかの近隣の市町村でもやられているところがあると伺っております。そういった改善策を実施するお考えはないかお伺いいたします。

最後、④記念品や名簿の配付が大きな負担になっているという声も多数聞いております。負担軽減の観点からも配付物を見直す考えはないかお伺いいたします。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、避難所の保守管理について、第2問、小学校・地区民合同大運動会について、回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2番鈴木 篤議員の1問目の御質問、避難所の保守管理についてお答えします。

1点目の質問、労力や費用面での住民負担の現状についてお答えします。

各地区の避難所や公民分館の設備を含めた維持管理につきましては、地区負担で実施している状況です。ただし、大規模な修繕を要する場合については、費用負担について協議をさせていただいている状況です。

2点目の質問、各避難所のLED化の進捗状況と交換スケジュールについてお答えします。

震災後に建設された各地区の避難所の照明のLED化につきましては、御指摘のあった遠山地区と菖蒲田浜地区以外は一部倉庫などの照明を除けばほぼLED照明になっております。

また、交換スケジュールですが、LEDの寿命は4万時間から5万時間、これを1日8時間点灯ということで計算すると約13年から17年と言われており、現在の利用状況を考えますと設置してから20年から25年は利用可能と思われまます。今後、交換時期が来た場合においても、1点目で回答したとおり、基本的に地区負担と考えております。

3点目の質問、ガラスの飛散防止対策を施す考えについてお答えします。

笹山地区避難所に限らず、採光のためにガラス面が多い避難所がございます。御質問のガラス飛散防止対策ですが、さきの回答と同様になります。地区で対応していただきたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

続いて、2問目の御質問、小学校・地区民合同大運動会についてお答えいたします。

1点目、働き方改革が進む中で時勢に合っていないと思うが、教育委員会の見解はについてお答えいたします。

働き方改革は、学校が本来業務以外の仕事に忙殺され、現在の教育の目標に掲げている「不透明な時代を生き抜く力を育む」教育活動が困難な状況にあるとの認識に立ち、家庭や地域の皆様にそれぞれの立場で基本的な生活習慣づくりや健全育成の役割を担っていただくようお願いし、学校は学習指導や児童生徒と向き合うことに集中できる労働環境づくりを目的にしています。

教育委員会といたしましては、このことを踏まえ、本町の学校の実情に合った働き方改革を丁寧かつ慎重に進めているところであります。

地区民合同大運動会は、地域の皆様の力が児童の健全育成に資するものと捉えており、まさ

に働き方改革の意義を踏まえたものと考えています。

次に、2点目の御質問、育成の点からも、教育委員会が主導するのではなく、各小学校の教員や生徒が主体性を持ち、実情に合った内容で開催すべきと考えるが、教育委員会の見解はについてお答えいたします。

地区民合同運動会には2つの柱があります。一つは、町が推進している顔の見える地域コミュニティづくり、もう一つは小学校の体育行事です。

教育委員会の在り方は、区長を中心とした地域の方々や本町職員、学校との協働を調整するものであり、小学校の取組を主導しているものではありません。各小学校は、児童会や教員が主体となり、運動会の目標を考え、勝利を目指して協力したり競い合ったりすることの意義を学ぶ取組として展開されています。さらに、子供たちに地域の皆様が関わってくださっていることの間いかけをすることにより感謝の気持ちを学ぶ機会にもなっており、開催方法は適切であるとと考えています。

以上、2問目の質問に対する回答といたします。私からは以上でございます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第3問、敬老会事業について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、3問目の御質問、敬老会事業についてお答えをさせていただきます。

1点目、昨年の敬老会において対象者と参加者の人数はについてでございますが、令和5年度の敬老会は、町内の75歳以上、3,121の方が対象であり、当日61人の方に御参加をいただいております。

次に、2点目、敬老会の対象年齢の引上げや敬老祝い金の支給条件を見直す考えは、3点目、移動手段の問題で参加をためらう高齢者も多いようだが、バスでの送迎または地域ごとの分散開催など改善策を実施する考えはないか、4点目、記念品や名簿の配付が大きな負担になっているとの声も多い、負担軽減の観点からも配付物を見直す考えはないかについては、共通しておりますので、まとめて回答させていただきます。

敬老会事業は、多年にわたり社会の発展に貢献していらっしゃる高齢者の方々に敬愛し、長寿を祝福することを目的として、式典とアトラクションを開催し、記念品等の配付を実施してまいりました。今後とも、婦人会やボランティア友の会、そして地区の皆様への御協力をいただ

きながら、敬老の皆様に満足していただける事業となるよう考えているところでございます。

敬老会は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、式典などの開催を自粛し、記念品の配付をもって長寿のお祝いといたしました。翌年以降も新型コロナウイルスの影響等により参加者も減少傾向となっているところでございます。

そのため、今後の敬老会事業につきましては、住民の皆様の御意見をお伺いいたしたく、敬老会の対象年齢や開催方法、在り方等についてアンケート調査を実施する予定にしているところでございます。それらの内容を踏まえ、来年度以降の敬老会の開催方法や在り方について、よりよい事業を開催するために検討してまいりたいと考えております。

また、敬老祝い金につきましては、町に1年以上継続して居住している方で、77歳、90歳以上の方にそれぞれ5,000円、88歳の方には1万円を支給しているところでございます。加えて、長寿祝い金として、8年以上継続して町に居住している方で98歳の方には10万円、99歳の方には20万円、100歳の方には30万円を支給しております。

長年にわたり社会に貢献されてこられた高齢者の方に敬老の意を表し、併せて福祉の増進を図る上からも、現時点では継続していきたいと考えておりますが、これまでと同様に、よりよい事業として今後も検討課題の一つとして捉えてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、再質問をさせていただきます。

順番に、まず避難所の保守管理についての部分でございます。

先ほどの答弁ですと、やはり地区の負担がかなり大きいのかなと、正直なところ感じてしまいます。町民の方、これは議会報告会・懇談会のときに参加いただいた方からのお話、分館長をやられている方から伺ったんですが、もう少し町で補助ですとか助ける仕組みというのがないと、分館長はお若い方もいらっしゃいますけれども、高齢の方とかもいらっしゃることを考えると、分館長を次の人をお願いするとなったときに、分館長の仕事はどういうことですかとなったときに、今の状態だと次の世代、私なんかもそうだと思うんですけども、分館長とかお願いされたときに、なかなか「分かりました」という形にはならないのかなと。今回の部分に限らず、ほかの質問に対しても、地域コミュニティーの形成が大事というお話を至るところで町長はじめ課長、教育長、副町長、皆さんがおっしゃっている筋からいくとちょっと整合性が取れないのではないかなと。地区の方の厚意だけをお願いするというのは少し問題ではない

かと思うんですけれども、そのあたりのお考えを改めてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ただいまの再質問なんですけれども、先ほど教育長が回答したとおり、地区の方に保守点検等をお願いしているという状況でございます。ただ、最後に申し上げたとおり、大規模な修繕等につきましては地区での負担が大きいということで、相談ということで話を聞かせていただいて、過去にも幾つか修繕に立ち会ったことがございます。

ただ、避難所と公民分館、町の中で分かれているところがございますけれども、あくまでも地区の方がお使いになるということをお大前提とさせていただいておりますので、今現在は基本的には地区の方ということをお願いしております。

なお、分館長につきましては、地区の行事等を協力いただいております。こちらでも丁寧に地区に説明させていただいて、選任させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） いろいろ御事情がおありなんだろうなというのはすごく理解しているところなんですけれども、恥ずかしながら私も議員になる前は、私は遠山に住んでいるんですけれども、遠山の分館に行く用事とかもなかったですし、それほどなじみがなかったというところなんです。議員になったときにいろいろなイベントとか参加するようになって、すいません、遠山に限った話になっちゃうんですけれども、遠山の避難所のところ、いろいろなイベントとかで使われているんです。相当な回数使っていらっしゃって、何かあればあそこで会議しようとかという形になっているようなので、その点からすると相当な負担だと思います。

労力の部分に関しては、町の職員が行くのは難しいというのは私も理解しているので、少なくとも経済的な部分、金銭的な部分のフォローというのは必要不可欠だなと思います。

それと、今の御答弁を聞いていて思ったのが、大規模な修繕というのはどこからを大規模とおっしゃっているのか、町の考え方と現場の人の間に多分ずれが生じているんですね。これは言っているのか駄目なのかという判断基準が曖昧なので分からないんですよ、と思います。

例えば今回のLED化に関しても、私が話した感触だと現場の方々は大規模なものだと認識しているのではないかと思います。そもそも分館の方々はどのぐらいかかるのかが分からないんですよ。勝手に見積りを取るわけにもいきません。そうすると、最低限、相談しやすい環境をつくっていただいて、今、分館でこういう問題ありますと、これに関して御相談させてください、これだったらこういう金額になるので、町でこのぐらい補助するので、地区でこのぐらいお願いできますかという形のスキームがないと判断ができない。結局、お金は誰が出す

んだという話になり、曖昧になり、じゃあやらなくていいやとなるかと思います。

まず、ここまでの御見解をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらの御相談のきっかけなんですけれども、分館長の会議が年に数回ございまして、その際に、会議の後に分館長が事務室の担当に寄ってお話をする機会は設けております。

確かに、遠山地区、昨年度、自分たちで蛍光灯の交換をしているということは区長からお聞きしました。あくまでも避難所という分館を地区で使っているということで、区長の判断で蛍光灯を交換したと。その件に関しましては、生涯学習課、町には相談なしと。ただ、施設の管理ということで積立てをしていることを聞きまして、そちらは話しなかったんだということは聞いております。

避難所に限らず、ほかの境山とか亦楽、公民分館ということで、吉田も含めてですけれども、過去に自分たちで、何かの補助金はあったかもしれませんが、建てた分館につきましても各地区でほぼほぼ対応していると。ただ、このぐらいかかるんだ、何とかならないかという相談につきましましては、大いに担当としては受け入れてお話を聞かせていただく体制を整えておりますので、その点はよろしくお伺いいたします。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 大規模の基準。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 大規模の基準につきましましては、議員がおっしゃったように、特に幾らというラインはないんですけれども、地区でお困りになる部分があるかと思っておりますので、お話は聞かせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 「大規模」の取決めということで、以前、大分前ですけれども、大体目安を100万円程度に取り決めたいきさつが、たしかあると思います。ただ、それが今もと言われるとちょっと、どうしているかということで、職員とかもいろいろ替わっているので、地区の皆さんも替わっているので、そういったことが明確にはなっていない。

まず初めに、公民分館なんですけれども、避難所ということで、町の施設といういきさつですけれども、公民館の成り立ちがありまして、例えば吉田浜とか境山は地区の皆さんが出し合って分館を造って、町は補助金を出ささせていただいて地区活動に利用いただくという成り立ちでございます。

今回、例えば遠山とか、笹山は新しいですけれども、菖蒲田とかそういった場所は、今回の

東日本大震災を踏まえてコミュニティ再生のためにということで、復興事業の中で対応ができるということで、全額補助で建て替えることができる。地震被害もしくは流出したり壊れたりそういった部分で、地区にどうしますかといったときに、建て替えをしたほうが、この際老朽化もあるしということで、させていただきました。それで遠山地区なんかは新たに建てたんですけども、地域の皆さんの意見を聞いて。

また、公民館として利用していただくために、看板を遠山地区公民館ということで掲げようとしたんですが、復興交付金でやっている以上、避難所として立てていると。地区避難所というネーミングを掲げなければ補助は認めませんよということだったんです。それで、じゃあ併設で、遠山地区公民分館、さらには遠山地区避難所と、避難所の指定にすることで掛け合ったんですが、メインはあくまでも避難所だということで、便宜上、避難所とさせていただいていると。本来であれば、以前の遠山地区公民分館は地区の皆さんがお金を出し合って建てた施設なんです。今回、そういったことも踏まえて、公費でもそういったことが対応できますよということでさせていただいて、公費で建てたために町の施設という位置づけにはなるんですが、そういった経緯があることも御了承いただければと思います。

そして、一般的にガスとか電気とかそういう部分で、修繕的なものでふだん賄えるものは地区で皆さんが利用しているときにやってくださいと、光熱費も含めてですけども。

そして、例えば大規模といいますか、LEDなんかは電球の交換とかそれとは違いますので、あれは器具、機械というか、器具ですので、そういった場合は当然町に相談していただいて対応するべきだなと私は思っていますので、今後そういった対応をしていきたいと思っていますところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 事情ですとかこれまでの成り立ちみたいなのは理解できましたが、今までであればそれで成り立ってきた部分はあると思いますし、私なんかは遠山の諸先輩方と触れる機会が増えたんですが、非常にありがたい話だなと思うんですが、これからどんどん人口が減っていく中で、我々のような40代とかそういった年代にバトンタッチとなったときに、それほど地区に負担を強いていたのではコミュニティが崩壊しかねないのかなと。そうすると七ヶ浜以外のところに住みたいなという形にもなりかねないのではないかなと。これまではそれでよかったと思います。ただ、この問題に限らず、時代が変わっていると思うんです。子供の数も物すごい勢いで減っていますし、私なんかも学習塾を経営していますが、以前のやり方が通用しない時代なので、新しいことをしていかないとこれからの時代は残っていけない

と思うんです。

そうなったときに、地域コミュニティの根幹である、避難所のていというのも分かるんですが、実情としては、ちょっと言い方が難しいんですけども、そんなにそんなに頻繁に災害というのは起きるものではないと思うんです。使用頻度としては地域コミュニティの形成の場という側面のほうが多いというのが実情だと思うんです。そうなると町の補助は必要不可欠かなと思います。

ただ、この部分に関しては簡単に解決する問題ではないと思いますので、次の質問に移らせていただきますが、先ほどのLEDのくだりなんですけど、LED化のところは私の言い方が悪かったのか、今LEDになっているところの交換をお聞きしたかったのではなく、先ほどの御答弁ですと遠山と菖蒲田ですか、LED化がされてない、それをLED化しなくてはいけない。じゃあ遠山と菖蒲田の避難所は地区の方に御負担いただいて、そちらでスケジュールを組んでやってくださいとなるのか。先ほどの町長の御答弁ですと大規模に当たる側面もあるのではないかと私は受け取ったんですが、そこら辺を明確にして、町から遠山なり菖蒲田の方に連絡して、町としてはこういう考えがありますと、いかがされますかという打診を最低限すべきなのかなと考えるんですが、そのあたりいかがでしょうか、改めてお尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 遠山と菖蒲田の避難所の建設に当たって、直接ではなかったんですが、いきさつを考えると、あの当時、10年近くなりますけれども、地区の皆さんとの話合い、そして東北大学の大学院建築工学科の教授が関わって監修いただいてということで、どういうわけか、あそこだけが蛍光管になっている。なぜかということで、建築のプロがどうしてそういうあれしたのか。当時、LEDは目に刺さるという言い方をされました。遠山保育所もその先生に関わっていただいたんですけども、暖色系の蛍光灯で、スリム管で、あまり子供たちに影響を与えないように、今は大分緩和されているんですけども、その先生が言うにはあまり好まないということで、その先生が関わったところはどういうわけか蛍光管なんです、専門家が、プロの方がそういうことでやっているものですから。地区の皆さんもそこまで、蛍光管かLEDかは、その当時LEDはまだはしりだったという部分もあると思うんですけども、時代の流れで、今後替えていく場合には目に優しい照明というか、そういったものも含めて考えていかなければならないのかなという部分でございます。

そして、蛍光管については、2027年度で輸出入はしません、製造もしませんということなので、どの段階でやればいいのか、引き続き使用することは可能ですけども、再生産はしませ

んということなので、その辺の切替え時期等、地区の皆さんと話をしながら、今は環境問題もございまして、そういったことも含めて、その時期を今後、担当課を含めて地域の役員の皆さんと詰めさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 蛍光灯なのかLEDなのか問題に関してはそうだろうなと思います。ただ、蛍光灯が生産終了になるので、交換しなければいけないのは分かっていることであって、どっちがいい悪いという時代ではないので、交換は確定なので、いつ、誰が、どういう費用負担でもってやるのかというのは地区の方としっかりお話ししていただいて、ちゃんと御納得いただける形で進めていただければと思います。

ガラス面に関しては、これは大規模とはならないので、あくまでも地区の負担で、もし気になるのであれば御対応いただきたいということの理解でよろしいか、改めてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ガラス面に関しましては、先ほど教育長がお答えしたとおり、地区で対応していただくんですが、ガラス面が大きい施設ですので、そこら辺を含めて町に御相談いただければと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） かしこまりました。それでは、御相談事があれば対応していただけるという形ですね。

それは理解できたんですが、改めてお伝えしたいのが、もう少し町から働きかけたほうがいいのではなかろうかと。あまり気軽に「こういうことをしてください」とはなかなか言いにくいのかなと。定期的に区長会議とかは開催されているということなんですが、お忙しいとは思いますが、見回りとかという形で「どうですか」と。会議となると、私は今もそうですけれども、ほかの人の仕事を止めてお話しするというのはなかなか勇気が要るので、人と人、一対一の対面で聞くと意外と「いや、実はここが困っていて」という話もあるかと思っておりますので、私の塾なんかでもそうなんですが、全体に「何か御質問ありますか」と聞くとほぼほぼ手は挙がらない。ところが、個人面談とかさせていただくと「いや、先生、こういうことが困っていて」というのはよくある話なんです。そのあたりを御配慮いただければと思います。

続いて、質問を移らせていただいて、小学校・地区民合同大運動会に関するところなんですが、先ほどの教育長の御答弁ですと目的に関しても実情に関しても問題はないのではないかと認識されているという御答弁だったかなと思うんですが、目的とかはすばらしいと思います、

本当に。地域の方々と一緒にというのはすばらしい取組なんですけど、一方で、現場の教員ですとか地区の役員の負担が重くなってしまっている部分が少なからずあるのかなと。私が知っている範囲で申し訳ないんですが、多分これは十何年前ぐらいに前の教育長が始められたことなのかなと認識しているんですが、その頃から多分10年ちょっとぐらいたっているんで、子供の数とかも物すごい減っていて、実情が変わっていると思うんです。目的はすばらしいと思いますので、そこは変えずに、やり方をもう少し工夫されてもいいのかなと。

例えばなんですけれども、形を全く一緒にして、例えば3つの小学校を全部まとめてやるという考え方ですとか、もちろん例なんですけれども、そういった形であくまでも現場に、言い方が横柄で申し訳ないんですが、考える癖をつけさせる、教員も含めてです。現場はどうやりたいんだという意見に耳を傾けていただいて、現場ではこうやるともう少しやりやすいと思っている部分が必ずあると思いますので、地域の方々もそうだと思うんですが、そういった話をちゃんと聞いた上で実情に合わせる。どうしても教育委員会側から見た側面と教員や保護者から見た見え方というのは、よくも悪くも違う部分というのはあると思います。そういった意見をしっかりと聞いて、よりよい、もちろん地域の皆さん含めて運動会を盛り上げたいという気持ちは全員一緒なはずなので、ただ、その中で少し不満のようなものが、私はそんなに距離が近くないので、私ぐらい遠い人間の耳にも入ってくるというのは皆さんがどこかで思っているのかなと思いますので、そのあたりも現場の方々と密に連絡を、今も取っているとは思いますが、御配慮いただければと思うんですが、そのあたりの見解をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 2つに分けてお話をします。

まず運用のところです。目的は議員も認めていらっしゃる。運用をもう少し簡潔に、やりやすくないかと。これは平成29年度からスタートしたものです。震災の復興に教育サイドから何ができるかというところで、町長が掲げる地域コミュニティーづくりを運動会を通してやろうと。そこには御同意いただいていると思います。

確かに、最初の頃、平成29年の開催については、平成28年度、各小学校とも夜8回ぐらいの会議を持ちました、ゼロからの立ち上げだったので。今年はどうかという各校とも3回で済んでいます。しかも昼間の会議で済んでいるところもあり、かなり運営上のノウハウは出来上がっているのではないかなと思いますので、その点については現場で工夫できるところは工夫してもらおう、そのとおりでと思います。学校側にそれを私が命令しているわけでも指示しているわけでもなくて、これは校長の判断で今も行われていますので、計画については学校の主体

性の中で行われているということです。

次に、2点目、様々な不満が聞こえるということについては、これは教育全体をその方がどう捉えるかということにかかっていると思います。

働き方改革については、昨今は時短のことだけが話されていますけれども、実はこれは平成12年に始まっているんです。このとき、学校が請け負う子供の養育、教育の量が限界に来ていたということで、教育基本法の改正に入りました。平成18年に改正があり、そこで新しく教育基本法に定義されたのは、第10条家庭教育、第11条幼児教育、第12条社会教育、第13条学校、家庭及び地域住民の教育力、これが加えられたんです。つまり何かというと、家庭で箸の持ち方であるとか礼儀であるとか、それが終わった上で小学校に入ってくるのが普通だよという法律に変わったわけです。それから、社会あるいは地域においては、人間関係、地域で子供にばんばん目をかけて人間関係をつくってほしいということを法で、法改正をしなければならないほど限界値が平成12年にあったわけです。それからずっと学校が抱え続けてきました。

そして、平成29年から本格的にスタートしましたが、これは全ての業種の働き方改革に寄与したものです。運送業界であり、医療業界であり、全てが働き方改革にかじを切っています。ただ、学校だけが報道が多いのは、学校が難しいからだと思います。

今、不満があるというのは、地域の方、教員も含めてですけれども、自らの役割は一体何なのか、地域で子供を育てるということ、家庭で子供を育てる、学校で子供を育てる、みんな子供を愛して、子供を育てる、その体系の中で全部を学校が丸抱えしてきたのではないかということ逆をその不満を持つ方々に私は対応させていただきたいなと思います。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 私も、民間ではありますが、教育に長いこと携わってきた人間として、地域であつたり保護者の教育が大事だというのは身をもって体験してきたといいますか、そうだなと思います。と思いますが、一方で、保護者の負担というのも少なからず配慮すべきだなと。どこに落としどころを持っていくかということだと思いますので、一つの案といいますか、おこがましいんですが、何かアンケートを取って、落としどころを探るとかというのは時代とともにやっていってもいいのではないかなと。アンケートを取った上で、これはこういう部分を強調すべきだから、なかなか対応は難しいとなるのはもちろんいいとは思いますが、無記名アンケートとかを取ってみるというのは一つ判断材料としてありかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和5年度、全部アンケートを取っています。最も高い数字が出たのは令和5年度の汐見小学校です。保護者の満足度100%でした、これは私もびっくりしたんですけれども。それから、コロナの時代はできなかったので、この間5回やっていますけれども、ほぼほぼ、3小学校とも8割から9割が「満足している」と数字では出ています。

それから、記述もしっかり取ってあって、記述の中に議員がおっしゃるものと全く同じ回答があります。「負担が大き過ぎる」であるとか「子供だけにしたらどうか」とか、そのたびに地域のことと学校のことの2つ、この運動会で成果というか、子供に資するものにしたいということを各小学校校長が発しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 私が耳にしていた部分とかなり大きな乖離があって私自身も驚いているんですが、満足されている方が多いということは、役員の負担が大きいの、ちょっとしんどいなと感じていらっしゃるというのが実情なのかなと、となると役員の方々への配慮は必要なのかなと。決してそうは思っていないと思うんですが、捉え方というか、第三者として見てみると、言い方とか伝わり方の問題だと思うんですけれども、「子供たちのためだから」というのはなかなか強いワードといたしますか、こういう御時世ですから、パワハラではないですけれども、それを言われたら保護者としては断れないと思うんです、私が親でも断らないと思うので。そこはもう少し御配慮いただく対応があると不満も減るのかなと感じました。

これに関しては、多分議論しても平行線のような気がするので、残り時間も10分になりましたので、次の質問に移らせていただきます。

最後の大枠の3点目の敬老会事業のところなんです、これはやはり非常に大きな問題だと改めて思いました。対象が3,121人で参加が61人というのは、誰のための敬老会なのかが分からないレベルかなと思います。当然のことながら抜本的な改革が必要不可欠なのはこのデータから間違いない。実際に議会報告会などでも一部の方から「来賓のほうが多い」「誰のための敬老会なのかが分からない」というお話とか結構ざっくばらんにお話いただいた部分もあったので、ゼロベースでもう一回見直す必要があるのかなと。

75歳以上の方、いろいろなところでお会いする機会が増えたんですけれども、とにかく元気、そしてパワフル、そして町のことが大好きな方が非常に多くいらっしゃる、敬老会というよりは、そういう方が活躍できる何か場を創出するとかそういった部分に予算を振り分けていって、敬老会はもう少し年齢を引き上げるとか、ゼロベースの検討が必要なのかなと、少な

らずお金がかかっているわけで、ということを思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 御質問ありましたとおり、コロナ禍以前ですと多くの方に敬老会に御来場いただいております。ただ、令和2年度、コロナウイルスの関係で中止になりまして、それ以降、コロナ禍ということで、なかなか御来場いただく方も少なかったということもございます。

私どもとしまして、今の高齢者の方々、75歳以上の方を対象にということで御案内させていただいているんですが、元気な方がたくさんいらっしゃいます。地域で活躍されていたり活動されている方がたくさんいらっしゃいますので、そういったことも含めて、今年度、対象の方々に対してアンケート調査を取らせていただいて、皆様の御意見をお聞きしながら今後の敬老会の在り方というところを考えていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 先ほどの御答弁にもあったんですが、アンケートを取られるというのは非常にいいことだなと思います。ぜひアンケートを取って、改善点とかを洗い出していきたいなど。ただ、そのアンケートの中身というのはどういった形で考えていらっしゃるのか。何か三択方式のような形でやるのか、それとも白紙の欄に御希望とかを記入していただくのか、そのあたり何かお考えがあればお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） アンケートの中身につきましては、現在検討中ではあるんですけれども、敬老会の在り方だったり開催方法、また対象年齢だったり、御質問にありました記念品等、そういったことも含めて御意見を頂戴したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうするとアンケートの中身に関しては今現時点でまだ検討中ということなんですが、私の拙い知識の中でいろいろ調べてみた結果、ほかの市町村、県内でも結構敬老会が少し検討課題に上がっているところが多くて、アンケートを取っていらっしゃるところもあるみたいなので、たしか大和町とかそのあたりだったと思うんですが、そういったところを御参考にされているとは思いますが、その辺も併せてやっていただければと。

あと重ねてお伝えしたいのは、「コロナ禍以前はこうだった」というのはあまり意味がない前提なのかなど。それを言ってしまったら全てがそれに当てはまってしまうので、私もサービスを長いことやってきましたので、コロナ禍を経ても生き残るお店は生き残るんです。なぜ

ならサービスの質が高いので、コロナが終わっても来てくれるんです。結局、コロナでお店を畳まなければいけないということは、サービスを見直すいい機会と捉えるべきだなと。コロナ禍で減って、コロナが明けたら、お客さんという言い方はよくないですね、高齢者の方が来ないということは、もともとの敬老会事業のサービスとといいますか、内容がそれほど魅力的ではなかったのかなと。コロナがきっかけになって行かなくなったから、もう行かないという方が多いのかなと思いますので、そのあたりしっかりアンケートを取っていただいて、今の高齢者はお元気な方も多いかと思うんですが、いろいろ御意見を伺った上で検討していただければと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 鈴木議員のお話ですが、コロナ前の話は別ということなんですが、これまでも大分前から敬老会の在り方については議論がございました。各地区で開催したほうがいいのかという方、ところが、せっかく75歳になって、この町内にいても会う機会がないので、ぜひ国際村で一緒にやってくれませんか、また地区によっては、遠山地区ですけれども、遠山地区では町でやった後に地区でも手厚くやっていたりとか、さらには送り迎え、吉田浜地区なんかは区長がみんなぜひ参加してくれということで送り迎えをしてくれたということがあります。

以前は、敬老会の食べ物、不在の方がいて、何回も婦人会の皆さんが届けるのに苦労するというので、できれば日もちのいいものとか、食べ物ではなくて、別なものということで、どんだんいろいろな意見を取り入れながら今までやってきた経緯がございます。

そして、75歳、確かに鈴木議員がおっしゃるとおり、おじいさんと言われたくないということもありますので、その年齢的な捉え方と、隣の多賀城市とかは全部地区でやっている、何十か所でやっているということで、それがいいのかどうか。やはり意見が、中には強い意見の方がいたりとか、そちらにぐいぐい引っ張られるという部分もあったり、以前の敬老会はどうだというか、町にあったバスを走らせたりしたことも一度あったけれども、乗る方がいなかったりとかありますので、今後、アンケートの取り方も含めて、どうあるべきかというのは今後しっかりと捉えてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 課題として捉えていらっしゃるということで、心強くといいますか、しっかり取り組んでくださるだろうなと感じました。

その中で、参加者が少ないというのを逆にプラスに捉える考え方もできるかなと、変革する

なら今だと思うんです。参加者が、失礼ながら少ない状態なので、増えるしかないと思うので、そこは本当に、しつこいようですけれども、ゼロベースで魅力的なものをつくっていただければと思います。

敬老会事業に関して、ちょっと視点を変えてというところなんですけど、名簿の件、これは以前も別の質問のときに発言させていただいたんですが、改めて、私の近所の方になるんですけど、購入している方がいらっしゃるの聞いてみたら、高齢者がおうちに2人いると2冊来る、その意味は何ですかと。それはそうですよね。御夫婦で1冊御覧になると思いますので、2冊目の意味が分からないと。配付するほうも重いと。だから、これは一体誰が得しているのかなと、町もお金がかかりますし。町であればその世帯に何人いらっしゃるというのは当然把握されていると思うんですが、そのあたりで改善するお気持ちはございますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その件についても、確かに世帯、人格は別だと言われる人もいるかもしれませんが、その辺は1世帯当たり1冊で。ただ、その名簿についてもかんかんがくがくでございます。「年齢とか名前は載せないでほしい」とか「名簿そのものが個人情報ではないか」「要らない」という方、ところが「今あの人が御健在でいるのかどうか見るにはこれが必要だからぜひ作ってほしい」という意見、これは本当にいろいろありまして、町としても対応をどちらにすればいいかということでここまで来ているというのも現実でございます。

いずれにしても、長幼の序ではないですけども、お年寄りを敬うというか、そういった町であってほしいという思いからやりたいと思いますし、あと国にお願いしたいのは、議員からもお願いしたいのは、老人法ができたのが昭和38年です。1968年ぐらいですか。もう大分時間がたっている。人生100年時代ということで、その当時の平均寿命が63歳とかそういう時代の法律がそのまま来ているということで、そういったことも国全体として変えていただくというのも大事なのかなということで、今までのいきさつも含めてお話をさせていただきました。

しっかりとその辺のアンケートも含めて、今後どうあるべきかを取り組んでまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 承知いたしました。

しつこいようなんですけど、ぜひアンケートを取っていただいて、高齢者の皆さんに喜んでいただける、町は敬老会をやる、高齢者は喜ばないでは時間も労力もコストも全てが水の泡になってしまいますので、ぜひその辺御検討いただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時10分より再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美でございます。

議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

1問目、放課後児童クラブ待機児童問題の解消策はに関してになります。

町民の方から、放課後児童クラブ待機児童問題に関して「どうかしてほしい」と、本当に切実な思いで相談が持ちかけられました。夏休みも近づき、さらに利用を希望する児童も増えるため、以下3点をお伺いいたします。

①現在のはまぎく放課後児童クラブ、さくら放課後児童クラブ、まつかぜ放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数をお伺いいたします。

②入所選考基準の説明を求めます。点数の同点者がいる場合はどのように入所決定をしているのかお伺いいたします。

③待機児童問題を解決するための具体策があればお伺いいたします。例えば、空き教室の利用、公共施設の利用など、夏休みも近づく今、本当に近々に解決しなければいけない問題だと考えます。町の考えをお伺いいたします。

2問目、魅力ある観光地、安心安全に観光できる町を目指す考えはに関してです。

七ヶ浜町長期総合計画2022-2031の政策目標6には「町のファンを増やし、人が行き交うにぎわいのあるまちにしよう」とあり、目標3には「ふと歩きたくなるようなまちにしよう」とあります。目標を達成させるため、どのようにしていくのか、以下3点をお伺いいたします。

①町民の方から観光客対策について提案がありました。「本町の地形はちょうどよいアップダウンがあり、信号も少なく、何より景色がよく、ほかの方々にも自信を持ってお勧めできるコースである。ただ、残念ながら現在町内には自転車乗りに優しい設備がほとんどない。少なくともトイレやSNS映えしそうな景色のよいところには自転車を立てるスタンドの設置を要望する」とのお声が、要望が寄せられました。また、別の町民の方からは、景色のよい場所に

はベンチの設置の要望も寄せられました。観光客に優しい環境、それから利用しやすい環境は、町民にも利点があると思います。現時点での町として具体的に計画していることがあるのであればお伺いいたします。

②町として観光ルートの提案やSNSで発信できるスポットの提案をする考えはあるのでしょうか。あるのであれば、今後どのようなものを作成し、人の目に留まるようにするための策があるのかどうかお伺いいたします。

③ながすか多目的広場、菖蒲田海水浴場、小豆浜、花洲浜多目的広場など沿岸部に立地する場所には、町内のみならず、町外からも多くの方々が訪れ、利用していただいております。避難誘導標識や津波ハザードマップの整備をしていることは承知していますが、夏のハイシーズンに向けて、劣化しているものの更新や交換、それからサインが小さいということもありますので、外国からの来訪者を含め、誰にでも分かりやすい避難誘導標識や避難マップの整備を行い、来訪者の目に留まりやすい工夫をする考えはあるのかお伺いいたします。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、放課後児童クラブ待機児童問題の解消策は、第2問、魅力ある観光地、安全安心に観光できる町を目指す考えはについて、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、7番佐藤直美議員の1問目の御質問、放課後児童クラブ待機児童問題の解消策はについてお答えをさせていただきます。

全国的に少子化が進んで児童数が減少傾向にある一方で、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、放課後児童クラブの利用を希望する御家庭が増加している状況でございます。

それでは、1点目の御質問、現在のはまぎく放課後児童クラブ、さくら放課後児童クラブ、まつかぜ放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数についてお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日時点における登録児童数と待機児童数は、はまぎく放課後児童クラブが登録児童数94名、待機児童数は27名でございます。さくら放課後児童クラブは登録児童数68名、待機児童は発生しておりません。まつかぜ放課後児童クラブは登録児童数が60人、待機児童数が9人となっております。

次に、2点目の御質問、入所選考基準について、点数の同点者がいる場合はどのように入所決定しているのかについてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブ入所選考基準につきましては、七ヶ浜町放課後児童クラブ条例施行規則第

4条第1項で定める使用基準に照らして、児童の学年や保護者の就労状況などにより、保育の必要性が高い児童を優先して使用を決定しております。点数に同点者がいる場合には、指定管理者との話し合いにより、児童の安全確保を確認した上で、定員を超えて使用を決定しているところでございます。

次に、3点目の御質問、待機児童問題を解決するための具体策、例えば空き教室の利用、公共施設の利用などの考えはにつきましてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブは、学校単位で各小学校の敷地内にあることが児童の安全面から最も望ましいものと考えております。

待機児童の解決策の一つとして、小学校の空き教室の活用ということでございますが、その場合には学校教師の新たな負担とならないよう、教室を活用する際の管理運営上の責任体制を明確にするなどの確認事項がございます。また、公共施設の利用につきましては、学区外から登所することによる児童の安全面を考慮した対策が必要となります。そして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、放課後児童クラブ1単位ごとに支援員等2人以上の配置が必要とされております。そのため、公共施設等の確保の問題と同時に、支援員の確保も大きな課題となっております。しかしながら、待機児童問題につきましては、解決に向けて取り組むべき重要な課題と認識しております。

今後は、引き続き児童の安全面に考慮した運営を行っていくとともに、各小学校や指定管理者などと協議を重ねながら待機児童解消に向けた方策を検証してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

2問目の御質問、魅力ある観光地、安心安全に観光できる町を目指す考えはについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、本町の地形はちょうどよいアップダウンがあり、信号も少なく、何より景色がよく、ほかの方々に自信を持ってお勧めできるコースである。ただ、残念ながら現在町内には自転車乗りに優しい設備がほとんどない。少なくともトイレやSNS映えしそうな景色のよいところには自転車を立てるスタンドの設置の要望が寄せられた。また、景色のよい場所にはベンチの設置の要望も寄せられた。観光客に優しい環境、利用しやすい環境は町民にも利点があるが、現時点での町として具体的に計画していることはあるのか何うについてお答えさせていただきます。

全国的に自転車を使った観光、いわゆるサイクルツーリズムの浸透により、自転車で観光する方が年々増加し、当町においても昨年整備された震災復興・伝承みやぎルートなどを利用さ

れ、自転車で訪れる方が増えております。また、代ヶ崎浜のおはじきアートをはじめ菖蒲田浜海岸や小豆浜の砂浜など、写真がインスタグラム等のいわゆるSNS映えとして発信されております。

議員御質問の観光客に優しい環境、利用しやすい環境への取組といたしましては、施設整備ではありませんが、今年度は新たな観光ガイドブックの作成に着手しており、七ヶ浜のよさを広く案内すべく、年度内での完成を目指し取り組んでおります。

なお、自転車を立てるスタンドやベンチを設置する計画は現時点ではございません。

2点目、町として観光ルートの提案やSNSで発信できるスポットの提案をする考えはあるのか、あるのであれば、どのようなものを作成し、人目に留まるようにするための策があるのか伺うについて回答いたします。

まず現行の七ヶ浜町観光ガイドブックには、七ヶ浜町を楽しむバス散歩として、観光ルートではありませんが、ぐるりんこを利用した観光スポットを巡る案内を掲載しているところであります。

自転車利用による観光客の増加や新たな飲食店の出店、代ヶ崎浜のおはじきアートなどが新たな観光スポットとして注目されており、現在作成中の観光ガイドブックに反映できるよう掲載内容を検討しているところであり、その中で観光ルートの提案やSNSで発信できるスポットの掲載など、より町の魅力が発信でき、多くの方に見ていただけるよう考えております。

観光ガイドブック作成に当たっては、観光客に便利な情報や利用しやすいものとなるよう、観光案内業務を直接行っている七ヶ浜町観光協会へ事業委託しており、魅力ある七ヶ浜を発信するため、作業を進めているところでございます。

次に、3点目の御質問、ながすか多目的広場、菖蒲田浜海水浴場、小豆浜、花渕浜多目的広場など沿岸部に立地する場所には、町内のみならず、町外からも多くの方々が訪れ、利用している。避難誘導標識や津波ハザードマップの整備をしていることは承知しているが、夏のハイシーズンに向けて、劣化しているものの更新や交換、外国からの来訪者も含め、誰にでも分かりやすい避難誘導標識や避難マップの整備を行い、来訪者の目に留まりやすい工夫をする考えはあるのか伺うについて回答させていただきます。

議員御承知のとおり、避難誘導標識や津波ハザードマップの整備は、ながすか多目的広場等を含め避難場所へ誘導する位置に設置完了しております。

劣化しているものは、菖蒲田浜海水浴場実行委員会が海水浴シーズン中に背後の高台へ誘導するために、以前作成した立て看板と思われませんが、町として避難誘導標識を設置したため、

劣化しているものは今期のシーズンに向けて撤去する予定としております。

海水浴シーズン前には毎年津波フラッグを用いた避難訓練を実施し、海岸を利用する方々及び海水浴場監視員により、災害に対する避難あるいは避難誘導の献身的な活動や呼びかけなど、利用者の避難認識は年々高まっているものと考えております。

今後も、いつ起こるか分からない災害に備え、避難誘導の在り方を調査研究してまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問目から①4月1日現在の待機児童数ということで答えていただきましたが、現時点での待機児童数をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現時点での待機児童数ということでございますが、把握しているのが、令和6年5月1日現在で把握しております。はまぎく放課後児童クラブが29人、さくら放課後児童クラブはゼロ、まつかぜ放課後児童クラブは12人となっています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと4月1日よりも増えているという現状でございます。

1年生から6年生まで行けるということで、それは保護者の方も本当に助かっていると聞いております。昔と違って、なかなか大きな学年、学年が上になったとしても、1人で家にいる、帰る距離も花渚だったり例えば松ヶ浜小学校に通う子だったら汐見台南2丁目まで帰るとか距離が長いところもありますので、保護者としては預けられるという安心感がございます。とてもいいシステムだと思いますけれども、保育園に3月まで、例えば今年度であれば令和6年3月まで通っていた子供たちが、4月になったらどこにも行くことができないとなった場合の保護者、子供のことを考えると、本当に胸が締めつけられるような思いで待機児童問題のことを私も聞いておりました。

その件に関して、町長の答弁で、いろいろ敷地内に、①②③全てにおいてですけれども、敷地内に安全面を考えて空き教室を利用したりするのが一番だと私は捉えることができました。しかしながら、そうすると教師の負担が増えるとかいろいろな問題もございます。それを乗り越えてこそ、子供たちのために設置できるのではないかと考えます。そのところ、子ども未来課と教育総務課の連携をどのように取って夏までに設置できるようにしているのか、それと

も今年の夏はしようがないよね、来年に持ち越ししようと思っているのか、この1問、全体のことなんですけれども、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 児童の安全面を考慮しますと学校の敷地内に放課後児童クラブとして活用できる場所があるのが一番適切だと考えております。

学校と情報を共有いたしまして、まず使える空き教室があるのかどうか、そのところを検証というか、情報のやり取りをして、そこを児童クラブとしてどうやったら活用できるのか、教師の負担を減らし、放課後児童クラブとして運営できるのかどうかというところをまず検証していかなければいけないのかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 今検証しているということは、6月ですよ、そうしますと今年の夏には間に合わないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） その教室を活用するかどうかの問題もありますけれども、支援員の確保という問題もございます。そちらの整備も必要となるために、夏には間に合わないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 保育園に通っている子供の数というのは子ども未来課では把握できておりますよね。そうしますと、この問題が先々起こるといのは昨年度の時点で全く予想できておらず、それに対する準備は全くしていなかったのか、それとも、こうなるだろうという想像は幾らかはして、動いていたのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 児童の数は減っているものの、就労される保護者の方が増えておりまして、前年度までより今年度は特に放課後児童クラブを利用する1年生が増えております。例年ですと、解消に向けて、学年が変わると中止届とか出される方がおりますので、順次、待機の方は夏までに入所決定ということで調整してきたんですけれども、今回27名ということで、多いということで、今年度対策を今検討しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 世の中、物価高騰、その他もろもろ、独り親世帯の方もいらっしゃる。結婚していたとしてもどちらかが体調を崩されているとか、あとは定数の部分、入所する

ときに、先ほど鈴木 篤議員の話もありましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃんも元気いっぱい働いている方が今多いです。なので、祖父母が子供を見るという時代でもなくなってきております。それを考えると、この夏、「空き教室があるかどうか確認しています」「検証しています」ではなく、学校とのやり取りが難しいというのであれば、例えば公民館にある、アイグラン保育園ができる前に使っていた、きれいになったスペースがございますよね。そのところを今年の夏だけでも借りて運営したり、支援員確保は難しいかもしれませんが、支援員を探す、そうすると働く方、働き手も増える、そういう方々の収入も得られるということで、プラスにしか働かないかなと思います。ただ、皆さんの仕事は増えるかと思いますが、そういった教室が駄目なら空き施設も考えようとか両輪で進んでいるのではないかなと私は勝手に想像していたんですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員おっしゃるとおり、空き教室と同様に、どこか公共施設を使えるところはないかということで、担当課としてもいろいろ検討しておりました。

支援員の問題については、指定管理制度でやっているものですから、指定管理者との連絡で確認したところ、支援員は保育士の免許を持ってなくてはいけないとか、そういう資格のある方を確保するのは、すぐ対応するのは難しいと聞いておまして、そちらの問題もありまして、すぐに夏までにというのは難しいのかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、公共施設も支援員の数が足りないので駄目となると、5月1日時点で汐見小のはまぎく放課後児童クラブは29名、さくらはゼロ、まつかぜ放課後児童クラブは12名、どちらも足すと41名、子供たちはそうするとどこにも通うこともできなく、プラスアルファで長期でも申し込んでくる子供たちがいます。そうしますと、どうにもできないので待機児童のままで待っていてくださいと。ほかの策、例えばゆめクラブだったり放課後にやっている教室がございます。そういったところの日数を増やしていただいて、そういった子供も通えたりとか、何か子ども未来課として、町として提案する、支援員だけではなくて、ほかの方法というのは考えたりしているのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現在、学校と調整をしているのと、あとは公共施設をどう使っていくか。放課後児童クラブとして使うとなりますと、設備の整備の問題ですとか、何人ぐらい使うのか、児童をそこに通わせるのにどういった方法で通わせたらいいかというところを

担当課として整理をしているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 国でも支援金というのを、交付金ですね、こういうのを使えますよと提案しているのはもちろん町にも来ているかと思っております。放課後子ども環境整備事業というものがあるようで、放課後児童クラブ設置促進事業だったりとか、一番は、例えば公共施設を借りられて、支援員もどうにか見つけて、学校の敷地外で場所が確保できましたというときに、長期休業中であれば、恐らく保護者の方が、その例えれば公民館、これは例えですけれども、公民館まで連れていけますと。そうしますと、そこで活動して、就業が終わったら保護者がそこに迎えに行くというスキームができるかと思うんです、夏期休業中とか冬期休業中、もしそれが可能であれば。

しかしながら、普通の学校のときは、放課後、例えば汐見小学校から、松ヶ浜小学校からそこまで行くというのは子供の足だと結構遠いので、徒歩で移動は難しいかと思っております。そうしますと、国でいろいろ放課後児童クラブ送迎支援事業というのを推し進めているようで、タクシーの活用は当該事業の対象となるかという質問に対して国で答えているのが、タクシーによる送迎については、年間を通じてタクシー事業者と契約を結び、定期的を送迎を行う場合などが対象となると言っています。また、タクシー等の地域の公共事業者への委託により実施する場合も本事業の対象となると回答されています。

敷地内、安全、もちろんそれが一番ですが、この現状でそれにこだわっていると恐らくまた来年も待機児童が膨らむ、小学校6年生の今通っている人たちが卒業しても膨らんでしまうという現状が延々と続くのかな、子供の数は減ってもという想像ができます。今年の夏は難しいかもしれませんが、来年度、再来年度に向けて、そういったこともお考えなのか、まずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員がおっしゃるとおり、各交付金で放課後児童クラブの待機児童解消のためのメニューが出されております。そちらも担当課でいろいろ使えるものがないかどうか探しているところでございます。今年の夏は間に合わないかもしれませんが、来年度に向けて、どういった策が取れるか検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 夏の前に、冬休み、それから春休みが待っておりますので、夏まで待つのではなく、できることであれば一日でも早く解消していただきたいと考えておりますし、町

民の方もそれを願っております。

まずは、放課後児童クラブと放課後子ども教室というものが日本全国いろいろなところで行われているかと思えます。放課後子ども教室であれば、支援員の免許、保育の免許を持っていて支援員として働ける方以外の方もそこに携わっていいのかと考えますが、放課後子ども教室に関しては、教育委員会、子ども未来課の見解として、子供を預けられる場所なのかどうか、どうお考えなのか伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問の放課後子ども教室ということなんですが、子ども教室については、たしか補助事業で一回始まって、その後、単独事業ということで、今ゆめクラブで会員制を募って実施している、松ヶ浜小学校とか使いながら実施しているところがございます。児童館への送迎だったりとかと御自宅への送迎だったりという活動もしているようでございます。

そこについては、回数とか時間とかその辺のところを確認しながら連携してまいりたいと考えております。今のところ具体的などころというのはまだないですけれども、今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 何だっけ、もう一つ。（「子ども未来課はそれをどう考えているか、両方」の声あり）子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して待機児童解消ということで、教育委員会からもありましたけれども、いろいろな方法で考えながら、児童にとって何がいいかというところをいろいろ方策を探っていきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） これは、令和4年度の第2次補正予算1億円というところで、放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業にお金を使えますよということで国から示されていると思えます。

課長がおっしゃったように、今現在、NPO法人のゆめクラブで週1回、放課後子ども教室ということで、そういった事業が既になされております。私の娘、今は大きいんですけれども、大学1年生、高校1年生の娘もそのゆめクラブの事業に参加しておりました。体を動かしたり、今の子供たちは体を動かす機会もない中で、とても重要というか、親としても助かる、ゲームばかりしてないで、遊んでいるんだなという安心感というか、持つことができると思うんです。

昔、私たちが育ったときは走り回って遊んでも別に何も言われず、そんなに不審者もいるわ

けでもなく、キンコンカンが鳴ったら帰ってきなさいよという状態で野放しで遊ぶことができました。しかしながら、今はそういう状況ではございません。今18歳、19歳の子供たちが10歳のとき、8年前、8歳だから10年前、十年一昔ですよ。

それが週1回だったことを考えて、継続的にそれをずっとやっていくというのではなく、やり方を変えて、どうやったら待機児童を解消できるのかというのを本気で考えていただきたいと思うんですが、「検証しています」ではなくて、具体的にどのようにゆめクラブと話をやっているのか、課内でどんなアイデアが出ているのか、そういったアイデアがあればお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問にお答えいたします。

具体的にはまだ何も話はしておりません。情報だけ今あるところでございます。

それで、単独のゆめクラブの事業ということもありますので、何ができるのかというところはこれから話をして、子ども未来課とも話をしながら、何ができるかというところを、どういったことができるかというところを探ってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 今聞いていると、それではなかなか、施設を準備したり支援員を探したり、ゆめクラブと連携したりというのはすぐにはできないのかなという印象でございます。

そういったときに、何ができるか調べてみました。

国で放課後居場所緊急対策事業というものをこのように出しております。こちらの内容としては、まさにうちの町にぴったりではないかなと思うんですけれども、「放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず、利用できない児童の受皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子供の居場所を提供する事業を実施する」とございます。

そうしますと、うちは今29名プラス12なので41名の待機児童が既におります。ということは、いろいろあるかとは思いますが、これに手を挙げることは可能だと考えます。補助率は国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1となっております。

こういったものもございますが、利用するお考えはあるのかどうか、こういった事業を既に知っていたのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員がおっしゃった、待機児童に関する緊急対策交付金という事で、こちらでも県に問合せはしております。どういった場合に対象になるのか、どこの部分が対象になるのかというところは確認をしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） この事業イメージに書いてあります。児童館や社会教育施設等、例えば小学校からそういったところに行くときに、授業終了後、帰宅せずに直接児童館等へ来館、本町は残念ながら児童館がないのでこれは使えないと思うんですが、社会教育施設というのはございますよね。そうしますと専門スタッフが入退館の把握や見守り支援を行うということで、これも事業の一つ、もう一つとしては専門スタッフによる見守り、小学校から塾、スポーツクラブが開催される前後等に専門スタッフが児童の把握や見守りを行う、プラス、塾、スポーツクラブ等とございます。

これを見る限り、結構柔軟にいろいろできるのではないかと思いますので、確認をして、課でもんで、いつまでにこれをやるかやらないか決めようという目標を設置しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そちらの交付金のスキームと、いつから実施できるかというところについても整理しております。いつからというところはなかなか今申し上げることはできませんが、待機児童解消に向けてはなるべく早く課題を整理していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、引き続きこの問題、早期に解決しなければいけないところですので、引き続き私は議会としても追っていければと考えます。

時間もないので、次の質問に移らせていただきます。

観光客対策についてなんですけれども、みやぎルートというものがあって、おはじきアートにいらっしゃる方や、そういった方が増えているという認識、町も御存じというか、認識されているということなんですけれども、自転車乗りが増えているにもかかわらず、「スタンドは設置しません」と断言されたんですが、ベンチも設置しないと。その設置しない理由、設置できない理由が分からないので、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答申し上げます。

まず自転車のスタンドにつきましては、現時点で設置は考えていないということで、状況、

増えているというのは認識しております。

ただ、様々な自転車のタイプがあって、スタンドも様々な種類がございます。現在、七のやホテルでラックというものを設置されております。状況を見ますと、実際使っている方もいるんですが、利用者によっては、大分高価な車両もあって、隣の方が掛けているところに掛けると傷がついたりということで、それを嫌がる方も中にはいらっしゃるという声もございます。さらに、場所から離れてトイレがあるとか目的が違ったりするとスタンドの設備があっても利用されない方もいるということで、その辺は今後も調査勉強してまいりたいと考えております。

また、ベンチにつきましては、町内の公園にはほぼベンチを設置しております。景観のよいところとなると多聞山の展望広場、そのほか景観のよいところは個々によって違って来るのかなということですので、現時点でそこが設置できる場所、町有地であるのかということもありますので、極力そういったものを見ながら今後計画してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 七のや、七のやカフェに設置されているのは、見えるかどうかあれなんですけれども、こういったラックになっています。

トイレから遠いということで、ここにも書いたように、自転車乗りの方もお手洗いに行かれますよね。それから、水を買ったりということでコンビニエンスストアだったりお店だったりというところで、私もこの間の見守りで、自動販売機の隣に、こういうのが七のやのところに設置されていて、トイレまで遠いし、設置してありますよと言っていないというところで、自転車乗りの方もそこにあるのを分かっていらっしゃらない方もいるのかなと、アピールもしていないとなったときに、そこだけに置いているからこそ利用しないのではないかなと考えます。お手洗いの前にこういったものを、サドルを掛けられるものを設置、お手洗いに行くのにああいう高価な自転車を土に置いていくのはちょっと想像し難いのかなと思います。

なので、七のやの前のもものが利用されていないからといって、ほかのところに設置して利用されないということはまた違うのかなと思いますので、そんなに高価なものではないので、いろいろそういった自転車乗りの方に聞き取りを行ったり、お店に聞き取りを行ったり、調査研究することだったんですが、そのところをどうお考えかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 他市町の事例で、各自治体が設置しているところもございます。ただ、私が見たところ、基礎が固定できないラックだったりするので、まず安全性であったり、あとは盗難とか、倒れたりというところはどうか、町として設置する場合は当

然必要になってくるかと思いますので、そういったところを慎重に調査してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） または、そういった事業者、例えばお店だったりとかのところに、商工会に登録されている事業者に、こういったものを置ける補助金だったり、まだないですけども、お客さんを呼ぶためにこういうものを設置するのはどうですかという事業を始めることもできるのではないかと考えますけれども、そういったアイデアの転換があったり、町として設置していくべきだとお考えなのか、商工会と協力しながらやっていくというお考えはあるのかどうか、それともできるのかできないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これは他市町でも同じようなやり方をしているところがございます。ただ、町内でそういった場所がどのくらいあるのかというところも含めてその調査の中で考えたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ベンチに関しては、ほぼ公園にはベンチがあると。ほかのところにもたまにあるところもございますが、観光のみならず、今の高齢者は元気いっぱい散歩されている方もいらっしゃいます。犬の散歩をしている方もいらっしゃる。子供たちも、以前よりは外で遊ぶ子供たちは減っているんですが、見受けられます。

そういったときに、観光客が、例えばルートをつくって、ルートをつくってくれることを期待しての質問なんですけれども、ルートをつくったときに、そうしたらピンポイントで、ここはベンチが必要だよとか、ここにベンチがあったら、きっと座りながら写真を撮れるよねとか、そういったことを想像しながらルートをつくって行って、ベンチも必要ではないかということ、恐らく青写真をつくれるのではないかと思うんですけれども、例えば吉田にある遠藤医院、カーブで下がってくるところ、歩道はなく、駐車場もなく、行きづらいところではありますが、あそこから見る景色は本当に絶景で、SNS映えしそうなところになっています。地区の方も一生懸命お花を植えて作業されていると聞いております。ああいったところを町として観光協会と協力してルートをつくりながら、スポットとして考える、ベンチを置く、それからSNS映えしますよとアピールする、そういったことはお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの場所につきましては、これまでも町の眺望の

よいところということで、「眺洋台」という名称がついております。

ベンチにつきましては、実は個人の土地なんです。そこに町のベンチを設置するという行為はこれまでやってきてございません。たまたま観光ガイドの看板が立っているところは、県の県道用地の中に設置させていただいておりまして、現在、吉田浜地区の地元の老人クラブでそこを清掃活動とか花の取組をしているところなので、新たなルート設定とかも含めて、まず景観がいいところの洗い出しをいたしまして、設置が可能などころについては計画をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そのお花を、花壇をお世話している方々から「ベンチを設置できないのかや」というお声が上がっております。その作業している方々も、地元の方々も必要と感じているところではないかなと思いますし、個人の私有地ということですがけれども、見ている限り、いろいろな方が結構行っているというところもありますので、そこは町としてどうできるのかを考えていただければと思います。

次なんですけれども、観光ルートに関しては、ぐるりんこのバス散策ということで立派な観光ガイドブックに載っております。しかしながら、残念ながら、私は、ぐるりんこに乗って観光している人をあまり聞かないのではないかなと、肌感覚なんです、感じます。

そうしますと、今、健康志向の方もいますよね。自転車のみならず、スキーのスティックみたいなので一生懸命歩いている方々も見受けられますし、ジョギングしている方もいらっやいます。そういったときに、こういったルートを行きますと、ふだんのジョギング、プラスいい景色が見れますよ、ふだんのウォーキングにプラスしていい景色が見れます、こういったお店にも寄れます、こういったものがあります、ここには授乳室がございます、Wi-Fiが使える施設もありますとか、そういったところをルートを決めながら観光マップに落とし込んでいくというお考えはあるのかなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 町長答弁のとおり、作成に着手した観光ガイドブックの中でそういったルートの検証あるいはSNS映えスポットとかというものを洗い出しながら今後作成していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、話がございましたけれども、一つ問題なのは、別にサイクリストがどうのこうのではないんですけれども、サイクリストが来てもらうことによる経済効果、佐藤

直美議員がおっしゃる観光という視点だとどうしても飲食とか宿泊とか交通機関の利用が欠かせないものなのですが、どうもサイクリストによる経済効果はどうかということ、全国でも有名なしまなみ海道では調査を始めていると。逆に、あれだけのサイクリストが来て大会とかいろいろやるのに、今になって経済効果なのかという部分がありまして、整備するんだけど、そういったことがないということで検証することになっています。

7年ぐらい前にしまなみ海道に行かせていただいて、このブルーラインは何なのかということで、ぜひうちの町をパイロット的にやってくれということで県にお願いして、やっと県道にブルーラインが設置されましたので、今後どんどんどんサイクリストに来ていただいて、そういった部分で観光面での経済効果も私としては期待したいと。ただ、自治体が「整備しろ、整備しろ」だけを言っても、そういったものも期待するものですから、いろいろな視点で今後捉えてまいりたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、避難マップだったり避難誘導標識に関する質問に移らせていただきますが、これは町で作った観光ガイドで、観光協会からもらってきたのは海のガイドブックということで、こちらは結構大きめのもので、いろいろな情報が盛り込まれています。折り畳めば小さいんですけど、開くと大きくなります。

避難マップ、私も花渚浜の多目的広場に行くことが多くなって感じたんですけども、あそこに人が大勢いるときに地震、津波となったときに、花渚浜多目的広場からだと県道に、皆さんはそっちに多分逃げると思うんです。本当は、消防の第3分団ですか、あそこの道路を上がって行って花渚浜の避難所に行けたりとか、吉田浜の上に行けたり、私は住んでいて地元の人だから分かりますけれども、全く分からない人があそこで何か起きたときに、どこに逃げたらいいか絶対分からないと思ったんです。歩きながらサイン（人が逃げる）を追えばいいのかなと思ったんですけども、それもなかなか見つけづらい。あのサイズに規定があるかと思うんですけども、何か七ヶ浜として、花渚浜多目的広場だったりながすか多目的広場、それからナナのアイスクリーム屋さん、菖蒲田浜にありますよね、そっちから逃げるとなると汐見台南の階段、しかも草とかも鬱蒼と茂っていて、そのサインも遠くからは見えない、階段があることすら分からないという状態でした、歩いていろいろ見たら。町として、ハイシーズンに向けて何か対策を考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず海水浴場エリアについては、一定期間ではあります

が、海水浴の利用客向けの避難対策ということで講じてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） どのようなものを。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では看板による標記でございます。利用客にお配りするようなタイプも検討したんですが、紙ベースですとそのまま、見てはいただけますが、それを捨てる方もいらっしゃるということで、看板の標記にしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 劣化してしまった、海の実行委員会で設置したもの、あれは本当に情報量が多くて、実行委員会がやるべきものなのかというところも疑問の一つです。町として、補助金をやっているにしろ、しっかりと防災対策室で、どういう情報を載せるべきかというのを選んで、誰が見ても、外国人が見ても来訪者が見ても分かりやすいものを設置するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 確かにそのとおりでございますけれども、あまり看板が多いとかえって交錯するかなという考えもございます。それで、看板に二次元コードとかを張りつけてまして、スマホで見れるようなものを今後考えていかなければいけないのかなという考えはございます。

それと、看板ですけれども、今年度実施する電信柱につける看板を何とか有効活用できないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 二次元コードをかざす暇もないんですよね、津波が起きると。私が言っているのは、遠くから見ても、ここなんだというものを言っています。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 申し訳ございません。

海水浴場の話になりますけれども、避難場所に津波フラッグを掲げさせていただくことになってございます。

それと、笹山といいますか、ながすか多目的広場には、今のところまだ構想段階ですが、看板を設置したいと考えて、上に向けて歩いていただくような看板を設置する考えでございます。

花渚浜はもう少し時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 設置する場合、こういったところに設置すれば効果的なんだというのは、防災課ではなく、ほかの観光協会だったりまちづくり振興課と一緒にやってやる予定なのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今はまだ構想段階でございますので、今後実施していく段階でそのような連携を図れればと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） しかし、夏は迫ってきておりますので、そのところは何かある前にやるべきと考えます。

マップもございますね。「熱海市観光安心マップ」というものを見つけました。こちらは観光のほかに、A4判の裏表に分かりやすく、こういったものはこうなんですよと、こういったところに逃げれば、これは縦なので見にくいんですけども、海拔15.9メートルですよとかというようなものが落とし込まれています。

観光マップを作る際、一緒にやったらいいのかなと考えたんですが、別にこういったものも作るということはお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 私も観光マップに盛り込めばいいのではないかと考えておりました。ただ、ページ数とかの関係もあります。その辺は今後まちづくり振興課と協議しながら決めていきたいと考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、日本語だけじゃなくて、外国のこと、エバキューエーションガイドというものを作っているところもあります。これも熱海です。

分かりやすく、情報をそんなに載せないほうがいい場合もありますので、そのところはプロの方としっかりと、出来上がるものを待つのではなく、チェックを入れながらやるお考えなのか、最後にお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほど申しましたように、事業委託ということで、共に一緒に作っていくというスタイルをしておりますので、途中経過等も含めてチェックしてまいりたいと考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

一般質問に入る前に、2番鈴木 篤議員の質問に対し、須藤教育長より回答による発言の訂正があります。それでは、須藤教育長、その場において発言をお願いします。教育長。

○教育長（須藤 清君） やる気満々のところ大変申し訳ございません。

先ほどの鈴木議員の再質問の中で、アンケート調査について答えました。汐見小学校の「令和4年度」と私が答えましたが、「令和5年度」の間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○議長（安倍敏彦君） ありがとうございます。

それでは、次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

[12番 歌川 渡君 登壇]

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

第1の質問は、よりよい脳ドック助成制度を求めるものであります。

令和6年度の施政方針の6つの施策軸の「だれもが健幸であってほしい（攻めの福祉）」として、国民健康保険、協会けんぽ等々加入の被保険者の方々を対象に、健康の維持増進のため、脳血管の病的変化を早期に発見し、脳血管疾患による死亡リスクの低減を図るため、町内の40歳から60歳まで5歳刻みごとの町民を対象に、脳ドック受診費用の一部を1人上限1万円を新たに助成すると発表いたしました。

さらに、担当課の新年度予算の説明では、40歳から70歳までの5歳刻みによる対象者は1,900人で、その3割の570人の受診者を見込んでいるとし、570万円を脳検診助成金として計上しているとの説明がされました。

その後、4月25日に担当課の具体的な申請及び費用助成の説明を求めたところ、対象者となる1,900人には既に受診申込書を送付しており、受診希望者は同封された脳ドック費用助成事業申込書を返送して、受診者は一旦医療機関で受診費用を支払い、領収書を担当窓口で申請すると後日口座振込がされるということでありました。

そこで、誰もが健康で長生きできるために役立つ脳ドック助成事業にするために、以下の事

業拡大、改善を行う考えはないか伺うものであります。

1つは、75歳以上の高齢者も受診助成の対象とすべきと思いますが、その考えはないか伺います。

2つは、助成費用を償還払いではなく現物給付にすべきと思いますが、その考えはないか伺います。

第2の質問は、町道小田小友線の交通障害解消を求めるものであります。

要害・御林地区住民の方より、町道小田小友線（町歴史資料館近くの交差点から御林入り口方面に約200メートル）で、以下の交通障害解消を早急に図ってほしいとの要望が寄せられたことから、早急な対応を求めるものであります。

1つは、町道に沿って大木囲貝塚遺跡公園から張り出している高木の枝や落ち葉が道路に落ち、車両の通行に支障を来すことから、剪定を行うべきではないか、当局の考えを伺います。

2つは、歩行者の安全確保のため、歩道に覆いかぶさるような枝葉の剪定を行うべきではないか伺います。

第3の質問は、被災された方に安心して住み続けられる町営住宅の提供を求めるものであります。

現在、東日本大震災特別家賃低減化事業（以下、低減化事業と名称します）によって、住宅被害者・世帯に安価な住宅的提供をしておりますが、10年が経過する来年度、令和7年度より町独自の軽減延長措置を廃止し本来家賃になることから、被災者に引き続き安心して住み続けられる町営住宅の提供を求めるために、以下の点を伺いたいと思います。

1つは、現在入居している被災世帯数と入居者数を伺うものであります。

2つは、低減化事業に該当し入居している区分①-1から①-4ごとの世帯数と②から⑧区分の世帯数を伺うものであります。

3つ目は、被災世帯分の年度別歳入額と歳出についてであります。これは当局から問合せがなかったんですけれども、これについては家賃軽減に伴う収入と軽減補填した費用分についての質問とさせていただきます。

4つは、災害公営住宅家賃低廉化事業の20年間と同様の軽減事業を継続した場合、今後10年間の低減化事業における年度別負担見込額を伺うものであります。

5つ目は、町営住宅建設費用総額における復興交付金と町負担額を伺うものであります。

6つ目は、令和5年度末の災害公営住宅維持管理基金額を伺うものであります。

最後に、7つ目は、町独自の軽減延長措置の継続を行う考えはないか伺います。

以上、第1回目の質問とし、町長等の説明を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、よりよい脳ドック制度に、第2問、町道小田小友線の交通障害解消を、第3問、被災者が安心して住み続けられる町営住宅の提供について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 12番歌川 渡議員の御質問、よりよい脳ドック助成制度についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、75歳以上の高齢者も受診助成の対象についてお答えをさせていただきます。

本町では、脳血管の病的変化の早期発見や予防の効果など、町民の健康づくり促進が期待できることから、町内の40歳から70歳までの5歳ごとの町民を対象に、令和6年度より脳ドック費用の助成を開始したところでございます。

75歳以上の高齢者に対する受診助成であります。脳ドック費用の助成は令和6年度からの事業であります。今後、脳ドック費用助成の利用状況の推移や先行している自治体の状況を参考にするとともに、ほかの自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の御質問、補助費用を現物給付についてお答えさせていただきます。

脳ドック費用助成は、1点目で御説明しましたとおり、令和6年度から開始した事業でございます。まず、脳ドック費用を助成されるまでの流れであります。町に対して申込みをしていただき、後日、脳ドック費用助成の御案内が送られてまいります。受診された医療機関等の窓口にて検診費用の全額を支払い、支払額の一部を後日指定口座へ振り込むこととなります。

本町の脳ドック費用助成は、国民健康保険加入者及び社会保険加入者を対象にしておりますので、指定医療機関などを限定せず、住民の方がどこの医療機関等においても検診できるように制度設計をしております。

現物給付につきましては、現時点では考えておりませんが、ほかの自治体の動向を注視していきたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、町道小田小友線の交通障害解消についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、町道に沿って大木囲貝塚遺跡公園から張り出している高木の剪定についてお答えをさせていただきます。

貝塚内の高木の一部が町道側へ張り出している箇所があることを確認しております。高木の枝によって大型車両の通行の際に支障を来す可能性がありますので、剪定等を検討してござ

すが、国指定史跡内の樹木であることや町道側での作業が伴うことから、関係機関等と協議を行い、対応したいと考えております。

次に、2点目の御質問、歩行者の安全確保のため、歩道を覆う枝葉の剪定についてお答えをさせていただきます。

町道小田小友線の歩道側の土地は、現在店舗立地の工事が行われている開発事業者が借地しており、道路部へ伸びた樹木の剪定を以前より依頼しております。本格的な開発工事に併せて剪定、伐採を行うようではありますが、現状では歩行者などに支障が出ていることから、歩道部を高枝ばさみで手の届く範囲ではありますが、職員にて剪定を5月21日に行っております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、被災者が安心して住み続けられる町営住宅の提供についてお答えさせていただきます。

1点目、現在入居している被災者世帯数と入居者数についてお答えをさせていただきます。

令和6年4月末現在の被災世帯数は134世帯226人です。

次に、2点目、低減化事業に該当し、入居している区分①-1から①-4ごとの世帯数と②から⑧区分の世帯数についてお答えをさせていただきます。

まず、①-1を政令月収ゼロ円の区分と位置づけています。

①-2は、1円から4万円の区分となっています。

①-3は、4万1円から6万円の区分となっています。

①-4は、6万1円から8万円の区分となっています。

①から⑧を1区分から8区分としてお答えをさせていただきます。

政令月収ゼロ円の区分の該当が71世帯、1円から4万円の区分が21世帯、4万1円から6万円の区分が6世帯、6万1円から8万円の区分が4世帯、低減化事業に該当していない1区分が5世帯、2区分が5世帯、3区分が3世帯、4区分が5世帯、5区分が4世帯、6区分が5世帯、7区分が3世帯、8区分が2世帯、計134世帯となっております。

次に、3点目、被災世帯の年度別歳入額と歳出額についてお答えをさせていただきます。

平成27年度では、歳入が941万3,600円、歳出が1,342万844円。

平成28年度では、歳入が2,860万9,800円、歳出が1,921万2,792円。

平成29年度では、歳入が2,971万8,500円、歳出が1,830万5,058円。

平成30年度では、歳入が3,141万4,400円、歳出が1,950万5,201円。

令和元年度では、歳入が3,067万5,100円、歳出が2,054万8,468円。

令和2年度では、歳入が2,873万7,500円、歳出が2,132万5,020円。

令和3年度では、歳入が2,864万9,800円、歳出が5,164万1,476円。

令和4年度、歳入が2,690万6,700円、歳出が3,398万5,768円。

なお、歳出に関しましては、被災世帯と一般世帯を分けずに、宮城県住宅供給公社へ委託が主なものになりますので、被災世帯のみの歳出額は算定できず、被災世帯と一般世帯の総額ということになります。

次に、4点目、災害公営住宅家賃低廉化事業、20年間と同様の軽減事業を継続した場合、今後10年間の低減化事業における年度別負担見込額はについてお答えをさせていただきます。

低減化事業は、入居開始から10年間で国の補助制度が終了となるため、移行措置期間の制度同様の補助率とした場合は令和6年度の予算と同額となりますので、各年度ごとに478万2,000円となり、10年間では4,782万円となります。

次に、5点目、町営住宅建設整備費用総額における復興交付金と町負担額はについてお答えをさせていただきます。

町営住宅建設費用の総額は60億7,014万7,562円になります。内訳は、東日本大震災復興交付金が53億685万4,832円、地方債が7億2,780万円になります。町の負担は一般財源3,549万2,730円になります。

次に、6点目、令和5年度末の災害公営住宅維持管理基金額はについて回答させていただきます。

令和5年度末時点での決算予定額は20億6,712万2,000円となっております。

次に、7点目、軽減措置の継続を行う考えはないかについて回答をさせていただきます。

東日本大震災特別家賃低減事業対象の被災世帯につきましては、入居5年目までは家賃が低く抑えられ、入居6年目から10年目までは段階的に家賃が上昇する部分を町独自の減免制度で5年間減額しておりますが、現時点では継続せず、令和7年度末で終了する考えでございます。

以上、回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まず第1点、脳ドックについて再質問させていただきます。

初めに、脳ドック、やっと実施されることになりました。

私は、脳ドック及び検診助成実施について、2005年（平成17年）3月、さらに2009年（平成21年）3月に同様に求めています。その当時の町長の回答は、2005年のときは「医学的意義、

対処法の確立を見ながら検討していきたい」という回答でした。2009年（平成21年）の町長の回答では「多賀城市がこの4月から実施すると聞いている。今後、国、学会からの情報を参考に、対象者の範囲や助成額等検討していきたい」と話しておりました。多賀城市が実施して15年になっております。町としては、この15年間、どのような模索、検討されていたのか大いに疑問を持つものであります。

そこで、質問させていただきます。

まず、70歳までにした根拠について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） それでは、歌川議員の御質問に対し御回答させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、本町における脳ドックの目的は、脳血管の病的変化の早期発見もございますが、脳卒中を引き起こす原因として生活習慣の積み重ねがあると考えております。例えば、いつも聞かれるかと思いますが、高血圧や糖尿病、高脂血症などの生活習慣病につながり、これらの危険因子が脳卒中発生の要因と考えております。しかしながら、生活習慣病は目立った症状が現れないことがほとんどです。脳卒中や心臓病など大きな発作を起こしてから初めて気づく方が多いと思います。そのため、なかなか自身の問題として捉えられない。このことから、脳ドックは生活習慣を見直すきっかけづくりと考えております。

本町は、健康寿命が短く、日常生活に制限がある期間、いわゆる不健康寿命が長いというのはお聞きになっているかと思います。つまり働き盛りの方々に生活改善のきっかけとなればという位置づけで考えております。まずは働き盛りの40代から60代、70歳までの方に生活習慣の改善のきっかけづくりをしていただく事業として今回導入させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、働き盛り、70歳まで、70歳以上で働いている方も多々いると思うんですけども、その中で言われた、生活習慣の積み重ねが原因だと、そして生活習慣の見直しが必要なんだということで、それぞれの就労と生活習慣の見直しという2つの理由を挙げました。

一つは、75歳で結構就労されている方も、シルバー人材センターなんかにもいらっしゃると思います。

もう一つは、生活習慣の積み重ね、見直しについては、70歳以上の方は生活習慣の見直しなんかしてもどうしようもないという意味での捉え方をしているのかどうか、その点、伺いたい

と思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 国では、特定健診といたしまして、今おっしゃった40歳から74歳の方を中心に考えております。我々もその事業にのっとなってやっておりますので、75歳以上からどうのこうのでは全然考えておりません。実際、住民健診でも75歳以上の方が受診されておるのは事実でございますので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ちょっと見にくいかもしれませんが、これは厚生労働省が3年に一度調査している患者調査というのがあるんです。これを見てお分かりのように、脳血管疾患の患者数が、70歳以上は男性で69.5%、女性で78.1%、80歳になると全体の……、すいません。2020年、令和3年度の調査で、脳血管障害になった方が173万2,000人ということで、その中で男性は70歳以上で69.5%、女性が78%、そして80歳以上になると男性が30.4%、女性が45.2%、要するに70歳以上の方が脳疾患の7割を占めているそうです。

となると、働き盛りとか生活習慣の見直しだけではなくて、厚生労働省の調査によってそれぞれの医師団体は脳ドックは2年から3年に一度やったほうがいいということですが、一応5年刻みでやっておりますけれども、その点、厚労省の調査でも70歳以上が7割ということであるので、そういうことを鑑みれば、75歳、80歳までを対象にすることも必要ではないか、そして疾病の予防と医療費の抑制にもつながるのではないかと思います、その点、それを踏まえた実施の考えはないかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 歌川議員のお話、ありがとうございます。確かにそちらの事業については承知しております。

ただ、歌川議員も分かっているかと思いますが、令和2年度になります、町の健康寿命というのが県で下から2番目に短い。男性は78.34歳（県平均80.5歳）、女性は80.61歳（県平均84.17歳）です。これの原因としては、日頃の生活習慣における、要は先ほど言った高血圧、糖尿病、こういったものが積み重なって結局長寿にいかないのではないかと、ということで我々は考えております。

その一石として脳ドック事業というのができましたので、まずその部分を中心に考えていきたいと考えておりますので、その辺を御理解していただければありがたいかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町長の答弁では、75歳以上の高齢者も助成対象にということでの答弁の中で、近隣の市町村を注視して検討していきたいということではありますが、県内で70歳以上でやっている自治体というのはゼロです。なので、注視する余地はないんです。これは町独自で発展的に進んでいかないとできない事業です。

そこで、伺いたいと思います。

例えば、高齢者がもっともっと元気でというか、生活習慣を改善しながら長寿を全うしてほしいという考えで、例えば75歳、せめて80歳までした場合の費用というのは、私が75歳以上と言ったので多分試算されているかと思いますが、例えば75歳と80歳の方を対象にした場合、新たな助成事業の中で追加した場合どのぐらいの費用増加が見込まれるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 我々は予算上3割、70歳まで3割ということで計算しておりますが、これは今年度始まったばかりでして、町としてどのぐらいやられるかというのはまだ分かりません。ほかの自治体も確認すると8%とか5%とか、多くても20%とか、ちょっと分かりませんので、数値では御回答できないということで御了解をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私は、当初の町の考えで75歳と80歳のそれぞれ5歳刻みで約3割の方が受診するとすれば、令和6年5月1日か4月末の町の年齢人口を見ますと75歳は319人、80歳が222名、それぞれ3割掛けすると合わせて163人なので、163万円ちょびつとで済むんです。そして、今言ったように実際にそれだけの方が受けられるかどうかというのも未知数です。これはあくまでもかなり多く見込んだ数字ではないかと思いますが、こういうところを踏まえれば、すぐにでも変更して実施できるのではないかと思います、改めて年齢を拡大する考えはないか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今の御質問についてお答えいたします。

確かにおっしゃられたとおり、金額として160万円、200万円もいかないというお話ですが、まずはできることから我々は実施しまして、質問のあったことについては、今後ほかの自治体とかそういったものを参考にして調査研究していきたいということでは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目の費用助成の現物給付ということではありますが、考えはないということでもあります。

そこで、伺いたいと思います。

既に、多賀城市は先ほど言いました。塩竈もやっているかと思います。それぞれ塩竈と多賀城の助成費用の負担の流れについて、分かるのであれば説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 塩竈市も多賀城市も指定された病院において現物給付ということになっております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 塩竈と多賀城は、それぞれ指定している病院、医療機関、それ以外のところを受診した場合は償還払いとなっているんですけども、指定医療機関はそういう実務に精通していると理解するべきであって、そういうところにセヶ浜町も乗って、多賀城と塩竈の指定されている医療機関を指定してやれば現物給付できるのではないかと思います。かえってそのほうが利用者が町も実務的に、償還払いだと利用者は役場に二度来なければいけないんですよ。そして役場の職員も二度対応しなければいけないんですよ。そういう無駄なことは、せっかくデジタル化とかDXだかなんだかそういう時代なので、そういうところも鑑みながら、多賀城、塩竈と協議しながらそういう考えをすべきではないかなと思います。そういう考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今年から始めたということで、今どうなのでしょう、受診する方というのは、病院そのものはあるでしょうけれども、どの先生がよくて、見立てがよくてとか、あそこの機械は最新鋭だとか、いろいろなバリエーションがあるので、仙台も含めた医療圏を考えたときに、その辺は皆さんが情報をいろいろと調べて、ネット社会ですから、あそこがいいよということで、今回初めての制度で、逆に受診者の側に立って、今回は病院の限定とか指定とかではなくて、フリーにさせていただいたということでございます。

これから、確かに事務の手間はかかるんですけども、利用者はどういう動向なのか、傾向なのかということも含めてデータを蓄積してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目に移ります。

2点目の1については、確認している、剪定について協議を行いたいということです。

2点目について、歩行者の安全確保のために歩道に覆いかぶさる枝葉の剪定について伺いたいと思います。

一つは、ここの対応する区間の地権者というのは何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 3名になっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今後は薬王堂なんかも含めて開発業者が今後事業展開するんだということでありました。

そこで、5月21日に高枝ばさみで一定のところは剪定したということではありますが、この剪定については……、戻ります。

その地権者が3人というのは、名前も住所も分かっているということで理解してよろしいですね。ということで、5月21日に剪定したときは地権者の許可を得ての剪定ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） そちらに関しましては、一応お断りをさせてもらって、はさんでおります。邪魔になっている部分だけ刈りますよと断っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私は、今回、大木囲貝塚から下りてくるところを地区の方から言われたので。ところが、東宮浜に抜ける港湾道路も結構広いんですね。なので、ぜひ見ていただいて、ついでに役場の入り口も見ていただければと思います。

今後のこの区間の管理方法、3件もいるということだと薬王堂の開発地権者だけではないと理解するので、そこの関係で、この区間の今後の管理の方法はどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの枝払いに関しましては、土地所有者で伐採するように依頼しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 依頼しているということは、いつまでやるとか、今後の確認書みたいなもの、何年に一度とかそういうことまでの対応はしてもらっているのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 文書ではなく、口頭でお願いしております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 例えば、今のところは傘を持てば引っかかるんですよ。頭はそのままでもいいんですけども、傘を持つと大体引っかかるんです。今の時点でもかなり支障なので、現状から若干はよくなったけれども、生ものですので、伸びるんです。担当課がやった以上に剪定というのはいつ頃どのようにやるのか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 開発事業の本格着手が7月ぐらいを予定しておりますので、7月頃から剪定の着手に入るということで伺っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 頑張りましょう。

次に移ります。

3点目、町営住宅の軽減の延長について伺いたいと思います。

1点目、2点目、3点目については了解しました。

4点目、継続した場合の年度別負担ということですが、10年間で4,782万円、私はこの倍はかかるのかなと思って計算したんですけども、よかった。約5,000万円あれば10年間はさらに継続できるという状況を確認させていただきました。

5番目、町営住宅建設費用における復興交付金と町負担分ということですが、

約60億7,000万円ですが、今回の町営住宅というのは、普通の一般住宅だと2分の1、詳しくは45%ぐらいなんですけれども、一応2分の1にします。ところが、災害復興公営住宅というのは約87%が交付されたものです。要するに町の負担分は約13%近くだけで済むんです。本来は半分負担しなければならないんです。そのお金というのは金額にして33億4,052万5,000円、これを本来負担しなければいけないんですけども7億7,000万円で済んでいるんです。その分は当然基金として積まれていると理解するものでありますが、そういうことでよろしいですよ、担当課長。基金はどっちなんだか知らないけれども、そういうことです。そこで、6番目と付随して、基金が約20億6,712万円もあるということですが、

町営住宅の家賃の基本的な算出方法というのは、建設費と起債の償還部分に充当するのと、償還が終われば維持管理に係る費用を捻出するために家賃というのが設定されているんです。本来なら60億円のうち30億円が返済に係るお金で、本来利用者が負担するお金なんです、単純に計算すると。ところが、今回は単純に7億7,000万円だけ町が負担すればいいんですよ、そ

れ以外は交付金で充当されるので。そうすると7億7,000万円の借金を払えばいいだけなのに、今は20億6,700万円も基金に積まれている。これは使い勝手があるのではないですか。その中の僅か5,000万円、10年間で5,000万円を出すだけで、それも町が負担するんじゃないんですよ、国が負担してくれているんです。それを入居者の方に、御苦労さまね、これからもこの住宅に長く住み続けてくださいというために使うお金ではないかなと思います、建設に係る負担を軽減されている災害公営住宅、町営住宅、それに伴って国から応分の交付金 coming、この金を使わないことはない、使わないはずがないと思います。そういうところを利用して、活用して、入居者のさらなる軽減措置、10年間延長する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 基金に積立てしている金に関しましては、長寿命化、維持修繕といった部分で今後多く支出を考えております。そちらに充てるということもありません、今のところ家賃に回せないということで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私がさっき言ったでしょう。家賃は、借金の払いと今後借金が終わったら維持管理のお金のために算定したのが家賃なんです、利用者負担だから。今後の修繕に充てるのは、借金を返済して、徴収する入居者の家賃でいいんです、さらに20億円の一部を使えば。新たな住宅というのは交付税と町の起債で充当して、そこから入居されている、40年後になるかどうかはあれだけども、その方たちがその起債分を負担すればいいんですよ。基金をあえて修繕に回す必要はないんです。低減のために使ってくださいというお金なんです、これは。その点、改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 町営住宅の家賃というのは、住宅法によって低廉、相場より安く抑えられているんですけども、それは低廉化だったり低減化の補助があるから常に安く低く抑えているという考えなので、ここからさらなる減免だったりといったことは難しいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど説明しましたけれども、これは町営住宅建設に係る復興交付金と一般公営住宅交付金の比較です。上が現在の国から交付金として来ているお金15億4,000万円、本来の2分の1で負担した場合、交付されるお金は8億6,000万円です。低減で約6億4,000万円が、8年で6億4,000万円も町が起債の返済をしなくても済むようになっているんです。

最後に、町が平成26年あたりから町営住宅を建設するに当たって、私はこういうことを当局に改善を求めました。そのときの町の対応としては、被災された方々が長年住み慣れた地域でコミュニティーを継続してもらうことを前提として、その地域に、被災されたところに地域の人のための町営住宅を造るんだという当初の説明でありました。

そのときに、私はこういうことを指摘しました。町営住宅を建設するときに、例えば入居時に40歳代の夫婦、子供2人、例えば小学校高学年、中学生と高校生、どちらかが2人いた場合、10年後にこの子供たちは就労するんですよ。そうすると夫婦だけの所得と、子供が七ヶ浜に在住して就労した場合、4人が就労することになるんです。そうすると約3倍近くの所得になるんです。そうすると家賃がどんと上がって評価対象になったりとかそういうことがあるんです。私は、あなたたちが言っている地域にコミュニティーをつくって、そこに町営住宅を建てて、そこは周りが被災しているんだから借家なんかないよと、そこから出た人はどこに行くの、同じ町内だったら遠山、境山、湊浜、謡でしょうと、コミュニティーが崩れるんじゃないですかと、だから10年だけじゃなくて、15年、20年、家賃をずっとしなさいと。

2つ目は、1LDKは将来的に入居募集に一定の支障を来すので2LDK以上にしなさい、すべきではないか、このことも提案しました。現状を見ると結局は、若人の独り暮らしは入居させないので、65歳以上の方なので、若人で独り暮らしの人がここにサーフィンをしたくて来た場合も入居できないという矛盾が生まれるんですよ。

そういうことも含めれば、せっかく造った町営住宅に後年住み続けてもらうためには、家賃の評価の心配なく住み続けられるような減免措置も講じていかないと出ていかざるを得ないんですよ。そういうことを鑑みると、軽減措置の延長、あとは超過分については軽減措置をこの前されましたので、それについては一定評価するものですがけれども、そういう点を踏まえて、20億円のお金、借金6億円を払わなくてもいいお金、ぜひ前向きに検討していただければと、まだ余裕はあります。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思いますが、毎度という形になるとは思いますけれども、家賃の計算の中には、改築、大きな改造の資本費分も入っているということをおっしゃられなかったので、その部分をどのように見積もるかで全然違ったものになります。建築時の倍ぐらい必要になってくる場合があったりそういったこともありますので、家賃を一定期間維持するために国では低廉化事業として町に交付をしているということでございますので、それを使って家賃の軽減を延長することは今のところは考えておりません。

当然ながら、それを例えば崩したとしても、改築に当たるときに一般財源を出さなくてはならないわけですから、そのときには町税ということになりますので、今の段階ではそういったことは念頭にありませんので、答えとさせていただきたいと思います。（「終わろうかなと思ったんだけど」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 確かに修繕だけではなくて、先ほどの3のところで令和3年度の支出が5,160万円、このときは災害復旧部分も入ってのお金かなと思います。通年だと2,000万円から3,000万円だったのが、令和3年度で5,000万円ということなので、公営住宅に伴う復旧事業費が重なったのかなと思いますけれども、それにしても僅か2,500万円です。長期的に見ていけば、家賃を積みますので、その分も考えて、共に頑張りましょう。終わります。

○議長（安倍敏彦君） これにて一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。午後2時20分より再開いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第3 議案第34号 特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第34号特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 議案第34号特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。1ページです。

提案理由は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料1 ページの新旧対照表を御覧ください。

同第2条中の「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものについては、対象施設の取得期限と指定事業者指定された期間をそれぞれ2年延長するものであり、そのほかについては文言の整理となりますので、読み上げは割愛させていただきます。

議案書の2 ページを御覧ください。

この条例は、附則のとおり、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和6年4月1日から適用となります。

以上が説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっとお聞きします。

この中で、指定事業者または法第40条第1項に規定する指定法人、この指定事業者と指定法人の違い、役割、それを教えてください。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 指定事業者につきましては、県の産業振興事務所で指定された事業者でございます。内容につきましては、東日本大震災で離職された方々の雇用の機会の確保に寄与する事業者となっております。（「もう一度」の声あり）県の振興事務所から指定された事業所でございます。

第40条でございますが、こちらにつきましては特定復興産業集積区域内に本店がある法人となっております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに御質問。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、七ヶ浜町内にはこれに該当する事業所というのは何件あるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） お答えします。1法人でございます。1事業者でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第35号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改改正する条例についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第35号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は3ページをお開きください。3ページです。

提案理由は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

この条例による減免は、国の財政支援を活用しておりまして、毎年国の支援措置延長の決定を受けて1年ずつ延長してきたものであります。

今回の改正も令和5年度末までとしていた減免措置の期間を令和6年度末まで延長しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、別冊の議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料3ページを御覧ください。3ページです。新旧対照表になります。

第1条中「令和5年度分」とあるのを「令和6年度分」に改める改正は、減免措置の期間を令和6年度まで延長するものであります。

同じく第2条、1つ飛ばしていただきまして、このページの最後の行ですが、「令和5年度

分」とあるのを「令和6年度分」に改める改正、それから次のページを御覧いただきまして、令和6年3月31日、令和4年度相当分、令和4年度末、令和5年4月以後とありますのをそれぞれ1年ずつ改める改正は、いずれも減免措置の期間を延長する改正であります。

続きまして、3ページにお戻りいただきまして、先ほど飛ばした箇所ですが、下のほうです。

第2条中「含む」を「含み、平成26年までに当該指示が解除された地域に係る世帯を除く」に改める改正は、令和5年度におきまして半額減免としていた当該世帯について、減免措置が終了となるものであります。これは、このたびの国の財政支援措置のルールに沿った改正であり、国では被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、激変緩和措置を講じながら見直しを行うこととしておりまして、来年度以降も財政支援措置が延長される場合に、段階的に対象世帯が縮小されていくことになります。

次の4ページを御覧ください。

第2条第1号の「平成26年度までに」を「平成27年度までに」に、「令和4年度相当分」を「令和5年度相当分」に改める改正は、平成27年度までに避難指示が解除された地域に係る対象世帯について、令和6年度分の国民健康保険税を半額減免とするものであり、こちらも国のルールに沿った改正であります。

第3条の改正につきましては、介護保険料の減免の規定になりますが、第2条の国民健康保険税の減免規定の改正と同様でありますので、御説明を割愛させていただきます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書4ページを御覧ください。

議案書4ページになります。

施行期日ですが、附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行し、今年度分の国民健康保険税及び介護保険料を対象とするため、令和6年4月1日に遡及しての適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） この対象となる、要するに半額、例えば改正案のところで半額になる世帯とか全額世帯とかというのは、町内には何世帯ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） まず、対象となっている方、今回半額になる方という意味でよろしいでしょうか。今回半額に該当する方はいらっしゃいません。ただ、国保税につきましては、令和5年度において半額だった方が令和6年度から対象から外れるという方がお一人いら

っしゃいます。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 七ヶ浜町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第36号七ヶ浜町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第36号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

提案理由にもありますとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の6ページをお開きください。

改正内容は、いずれも保育士及び保育従事者の配置基準の見直しによる改正であります。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に、7ページを御覧ください、第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に、8ページを御覧ください、第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に、9ページをお開きください、第47条第2項第3号中「20人」を

「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものです。

議案書に戻りまして、6ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 言葉尻というのかどうか、確認なんですけれども、なぜ「おおむね」という言葉が前についているんですか。「おおむね」ということはプラス・マイナスがあるということですか。

○議長（安倍敏彦君） どの辺のことでしょうか、具体的に。

○10番（遠藤喜二君） 人数の前に皆「おおむね」がついているじゃないですか。おおむね20人とか15人とか、その「おおむね」、人間だったら「おおむね」を使わないような気がするんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの「おおむね20人」ということでありますけれども、今回の改正には含まれておりませんが、保育事業所が安全に見られる範囲ということで「おおむね」という言葉を使っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） いや、安全に見られる範囲であれば、そういう言葉を使えばいいんじゃないですか。「おおむね」というと数に対する見方だと思うんですよ。今のだと安全に対する見方ですよ。全然意味が違うんじゃないですか。私の語意の取り方が違うんですかね。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

例えば25名、それを前後してもいいですよと、理由があればオーバーしたりそういったことがありますよと、それを法律用語として「おおむね」という言葉を使っていいですよということで、「おおむね」という言葉を使わせていただいたということでございます。「おおむね」を使った場合は、そこを基準に若干はみ出したり何だりする可能性がある、それを法律上は認めますよということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 私はプラス・マイナスと言ったじゃないですか。はい、そうですと言っ

てもらえば何ということはないです。余計な何か安全とかいろいろな言葉を言うからおかしくなっちゃうんです。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。

今回の基準改正に至った経緯について、どの程度、町として理解されているのかという点と、当局として今後当該事業所において期待される点についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今回の改正は、保育士の配置につきまして、より安心安全に保育ができる状態、状況にするということで、国で配置基準の見直しをかけたものであります。

今回の家庭的保育事業所の設備に関する基準を定める条例の改正につきましては、今のところ町内に該当する事業所がございませんので、保育に関しては影響がないものと考えております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第37号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第37号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明いたします。

議案書は7ページを御覧ください。議案書7ページになります。

広域連合の規約変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定によりまして、広域連合を構成する全ての地方公共団体において議会の議決を経ることとされていることからお諮りするものであります。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によりまして、現行の被保険者証が廃止され、その施行期日が議案書記載のとおり令和5年政令第374号により令和6年12月2日に定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、別冊の議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料10ページの新旧対照表を御覧ください。

変更箇所は、別表第1の2か所になります。いずれも「被保険者証及び資格証明書」の文言を「資格確認書等」に改めるものであります。これは、法改正に伴い、現行の被保険者証と資格証明書が廃止となり、新たに資格確認書の交付事務が発生することによるものであります。

資格確認書は、いわゆるマイナ保険証、マイナンバーカードを保険証として使うもの、こちらをお持ちでない方に交付されるものであります。現行の被保険者証の代わりとなるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書の8ページを御覧ください。議案書8ページです。

附則にございますとおり、この規約の施行期日は、政令の規定に合わせ、令和6年12月2日からとなります。

以上、変更内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。歌川議員。

○10番（歌川 渡君） 質疑というか、お願いというか、この規約の変更等については、各議員の手元にある七ヶ浜町例規集には記載されていない条文であります。そこで、なぜ地方自治法第291条等々によって宮城県後期高齢者医療広域連合の規約を各市町村の議会で議決しなければならないのか、構成する市町村と後期高齢者医療広域連合との関わりについて説明いただけないでしょうか。新たに構成された新人議員もいることなので、そのところを、なぜなのか説明をすることが必要ではないかということです。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 広域連合の規約の変更につきましては、先ほど申し上げました

が、地方自治法の規定によりまして、構成する全ての地方公共団体においてそれぞれの議会の議決を経ることとされております。

もうちょっとちゃんと言いますと、全ての構成市町村の協議により規約変更を行う、その協議については各構成市町村の議会の議決を経なければならないという地方自治法の規定になっております。全ての地方公共団体において議会の議決を経た上で、うちの町、うちの市、うちの村では異存ないですという返事を広域連合に差し上げまして、あとは広域連合でまた別途議決を採るという流れとなります。これは地方自治法の規定による所定の手続でありますので、そのようなやり方になります。広域連合の条例規則等であればまた違う流れになるんですが、規約については法律上そのような手続を踏まねばならないということになっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに御質疑ありますか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 簡単なところになるんですが、改正前だと「被保険者証及び資格証明書の引渡し」が改正案だと「資格確認書等の引渡し」となっているんですが、この「等」というのは何を含むものなのかお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 改正後の規定で「資格確認書等」とある「等」についての御質問でよろしいでしょうか。広域連合に確認しましたところ、引渡しにつきましては、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証が含まれるということでございます。

一方の返還の受付につきましては、現行の被保険者証が廃止になって、返還を受けるのが少なくとも1回あるのではないかということで被保険者証、その後は被保険者証が廃止されますので、資格情報のお知らせの返還の受付ということになります。

また、返還の受付については、限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、こちらが想定されております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 御異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第38号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第38号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,834万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,134万3,000円に定めようとするものであります。

第2条では地方債を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

第2表は、地方債の補正、1件分の変更であります。七ヶ浜国際村改修事業については、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修事業へ追加の財源として1億4,290万円を追加し2億6,890万円に変更するものであります。

今回の補正する主なものとしましては、定額減税による町税の減収とその補填としての特例交付金の補正、湊浜地区における交通安全対策用地購入事業、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事への追加、物価高騰対応重点支援給付金支給事業、児童手当法改正に伴う児童手当への追加、不妊検査費及び不妊治療費助成事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などであります。

歳入について説明いたします。15ページをお開きください。

1款町税1項町民税1目個人7,499万5,000円の減額につきましては、令和6年度税制改正に伴う定額減税による減収分として現年課税分個人を減額するもので、特別徴収として5,296万8,000円を減額、普通徴収分として2,202万7,000円を減額するものであります。

9款地方特例交付金1項1目7,499万5,000円の補正につきましては、定額減税による減収分が減収補填特例交付金として国から補填されるものであります。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金5,065万1,000円は、令和6年10月から開始される児童手当拡充分に充てるもので、拡充内容としましては、所得制限の撤廃、高校生までの支給延長、第3子以降の支給額を3万円に引き上げるなどであります。

2 目衛生費国庫負担金92万3,000円は、新型コロナウイルス予防接種に伴い、健康被害を受けられた方のうち国が認定した方に対する給付金に充てるものであります。

14款 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 2 億2,108万6,000円は、国のデフレ完全脱却のための総合経済支援対策における給付金・定額減税一体支援枠の財源として交付されるもので、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみの課税世帯並びに低所得者の子育て世帯への支援給付金事業、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への調整給付事業へ充てるものであります。

2 目民生費国庫補助金474万8,000円は、児童手当制度改正に伴う郵便料やシステム改修などの事務費に充てるものであります。

15款県支出金 1 項県負担金 2 目民生費県負担金17万7,000円は、国庫負担金同様、児童手当拡充分へ充てるものであります。

16ページをお開きください。

15款 2 項県補助金 2 目民生費県補助金130万円は、不妊検査費助成事業及び不妊治療費助成事業の財源として交付されるものです。

16款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入713万7,000円は、湊浜地区交通安全対策用地購入で取得した町有地の一部を県道改良事業用地として宮城県へ売払いするものであります。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金7,290万1,000円は、財源調整のために繰り入れるものであります。

20款諸収入 4 項雑入 3 目雑入3,652万円は、ワクチン生産体制等緊急整備基金からの助成金で、新型コロナウイルスワクチン接種費用に充てるものであります。

21款町債 1 項町債 2 目総務債 1 億4,290万円は、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修事業の財源として追加するものであります。

17ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

初めに、職員の人件費については、職員の異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費12節委託料66万円は、児童手当の制度改正に伴う給与システム改修のための委託料であります。

2款1項5目財産管理費14節工事請負費214万7,000円は、教育長室及び教育総務課事務室のエアコンが故障したことによるエアコンの取替えのための更新工事費用であります。

16節公有財産購入費1,620万円及び21節補償補填及び賠償金3,382万8,000円は、湊浜地区交通安全対策に係る用地購入及び移転補償金として土地開発基金より買い戻すためのものであります。

2款6項4目七ヶ浜国際村運営費14節工事請負費1億5,000万円は、七ヶ浜国際村舞台照明改修工事への追加で、2か年度にわたる工事費の支払いを令和6年度支払いにまとめたもので、令和6年3月会議の補正予算で減額した分を令和6年度支払い分に追加したものであります。

18ページをお開きください。

3款1項10目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費追加分2億2,108万6,000円は、歳入でも説明いたしました、国のデフレ完全脱却のための総合経済支援対策における物価高騰対応支援として給付金支給を行うものであります。

内容としましては、低所得者支援分として令和6年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円を、低所得者の子育て世帯支援で住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への追加交付として、扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するものです。給付金の総額は6,000万円となります。

住民税非課税世帯は300世帯、住民税均等割のみ課税世帯は150世帯、子育て世帯への追加交付は220世帯、児童数は300人と予定しております。

また、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の家庭の調整給付分は1億5,400万円で、対象者を3,200人と見込んでおります。残りの708万6,000円は、事務費、人件費であります。

3款2項2目児童措置費5,508万8,000円は、歳入でも説明いたしました、令和6年10月から開始される児童手当の拡充分の追加とそれに伴う事務費であります。

19ページをお開きください。

6目子育て支援推進事業費220万円は、不妊検査費及び不妊治療費に対し助成することで、不妊治療に取り組みやすい環境をつくり、妊娠、出生につなげるためのもので、令和6年度より事業を実施するものであります。

不妊検査費助成事業は、検査に係る費用として医療機関に支払った額に対し1組の夫婦につき上限6万円を助成するもので、10組分として不妊検査費助成金60万円を計上しており、うち

30万円は町独自の上乗せ分になります。

また、不妊治療費助成事業は、保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療に係る費用として医療機関に支払った額に対し治療1回当たり上限8万円を助成するもので、20人分として不妊治療費助成金160万円を計上しており、うち60万円は町独自の上乗せ分になります。

4款1項2目予防費12節委託料5,296万5,000円は、新型コロナウイルス予防接種委託料で4,400人を予定しております。

次のページをお開きください。

19節扶助費92万3000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金で、予防接種により被害を受けられたと国が認定した方に対する給付金であります。

6款1項3目農業振興費17万3,000円は、イノシシ捕獲のための費用で、宮城県猟友会への活動謝金、活動保険料などの費用であります。

9款1項4目防災費14節工事請負費38万5,000円は、地区からの要望がありました菖蒲田浜地区避難所非常用予備発電装置設置に伴う電源切替え工事であります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点お願いたします。ページは18ページでございます。

3款民生費1項社会福祉費10目、物価高騰対応重点支援給付金支援事業の中で、18節負担金補助及び交付金2億1,400万円についてお伺いたします。

まず、定額減税の対象者についてお伺いしたいと思います。

例えば、今年、令和6年度の4月の時点で亡くなられた方は対象になるのか、反対に4月1日の時点で生まれた方は対象になるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 調整給付金のお話でよろしかったでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 定額減税の給付される対象者はどういう人なのかというのを伺いたいんですけども、例えば今年4月1日で亡くなられた方は給付対象になるのか、ならないのか、反対に、4月1日時点で生まれた方は給付対象になるのか、ならないのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの制度につきましては、前年の所得を確認させていただくものになりますので、今年度お亡くなりになられた方につきましては対象になりません。

今年度生まれた方につきましては、基準が調整給付金に関しましては1月1日の所得で確認させていただきまして、今年6月3日が事務作業の基準日と考えております。生まれた方に関しましては対象にしております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私の調べたのとちょっと違うなと思っております。再度私も調べてみます。3問しかないのです。

その中で、調整給付金のことについてでございます。

5月29日の全員協議会資料を見ますと、定額減税可能額が令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税所得割を上回る場合、上回る額を1万円単位で切り上げて算出した額を支給するとなっております。定額減税に関しましては、1か月でどうかの形ではなくて、その金額に達するまで何か月間か振り分けて減税になると考えているんですけども、切り上げて算出する対象者をどの時点で決めて支給するのか、その部分をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、所得税に関しましては令和6年度の推計の所得税ということで確認させていただいております。1月1日時点で確認させていただいております。また、住民税に関しましては、1月1日時点で住所のある市町村税の課税ということになりますので、その時点で減税し切れない方に対してその市町村で支給させていただくというものになります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、この資料を見ますと3ページの（3）のところに申請受付期限となっているんです。これに関しましては、（2）の①に対しての申請期限と捉えていいのか、それとも①②共々申請をしなければ給付されないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

実際に、例えば②に該当しないとすると、いつ頃、給付金額が振り込まれるかどうか分かりませんが、支給されるのか、その月、何年の何月に支給されますとかということが決まっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 低所得者への支援と調整給付金は、それぞれ対象の方を今後抽

出させていただきます、7月下旬頃に対象と思われる方に通知を送らせていただきます。

それで8月下旬頃を目安に対象の方に振込みをさせていただくという予定で考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 6点について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 3点お願いします。

○13番（仁田秀和君） まず1点目は、17ページの2款1項5目14節、庁舎内エアコン更新工事について伺います。

説明では、教育長室及び教育総務課室のエアコン故障により更新するものだということでございました。

まずエアコンというものなんですけれども、夏期や冬期においては必要であって、職場環境の整備を考えると熱中症対策等々でも必要だと思います。特に冬期間においては、そもそも庁舎自体が老朽化などによって劣化が進んでおり、隙間風などでエアコンの効果というものが半減しているのではないかと感じます。

今回計上されているのはエアコンの更新工事ですが、更新工事に当たり、効果の検証というものは十分されているのか、電気代もかかりますので、その費用対効果について、庁舎の改修などについてもどのように協議されたのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今回更新します教育長室と教育総務課のエアコンにつきましては、3月議会の後に故障が判明しまして、今回予算を計上させていただいたものであります。今後、暑い時期になりますので、急ぎ設置の準備をして取り組んでいきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） もう一度。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 設置する部分につきましては、省エネというか、効率的な機器をつけるような形で検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 検証。平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げますけれども、庁舎の古さについては当然ながらあと何年もつんだらうかということで、エアコンなんかは六、七年から10年はもつのではないかということで、果たして今新しくすることがどうなのかということは検討させていただきました。ただ、この暑さに対応するためにはどうしても必要だということ、効率はどうかということなんですけれども、大きさについては検証させていただきました。ただ、隙間がどうかということについては、今まで使っていた能力と同じだということ、今までの

暑さ対策、寒さ対策にはなるのではないかとということで、この機種を選ばせていただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回計上されているところから、庁舎の改修であったりそういった協議の回答はいただけないのかなというのは想定しておりましたが、そういった部分も考えますと費用対効果というものは、電気代も高騰していますので、そういったところも十分に考える必要があるのかなと、その上で庁舎の改修というものが必要ではなかったのかなということを考えます。これについては、暑さ対策ということで、熱中症対策ということで、早急に対応されるものということで、十分に職員のことも配慮されることを期待申し上げる次第でございます。次に、2点目です。

17ページの2款1項5目16節及び21節、湊浜地区交通安全対策事業について伺います。

説明の際には、用地購入、移転補償金として、また買い戻すためということでございました。

先般の全協においてその経緯と今後の予定について説明をいただきましたが、今後の予定などについて、県からどのように周知などについて通知等連絡があったのか、当事業の住民周知について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 県の工事はこれからの発注になるんですけども、時期的には、県は今年度で予算を盛っておりますので、工事の順に発注ということは考えているんですけども、まだ用地交渉の段階でありまして、まだ発注には至ってないという状況でありますので、工程的にはまだはっきり説明ができない部分があります。

住民への説明に関しましては、発注の段階になったら、地域の方々に説明を県で、一緒に私どもも入って説明したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 用地交渉はこれからということで、今後住民周知されることを期待申し上げる次第でございます。

次に、3点目、同じく17ページの2款6項4目14節、国際村の舞台照明工事の追加です。

地方債等々説明をいただきまして、さらに、当初の際に、工事内容、設計、そこに至る試算などについても説明をいただきました。その際には賛成という立場で可決させていただいております。

予定どおりということで今後進められると思いますが、物価高騰も進んでおりますので、今

回の補正額として十分に対応できるということで理解してよろしいのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） こちらは3月議会で議決していただきまして、今粛々と進めているところなんです、物価高騰も踏まえて、この予算額で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員、何問でしょうか。

○7番（佐藤直美君） 4問です。

○議長（安倍敏彦君） 3問お願いします

○7番（佐藤直美君） まず1問目、17ページになります。2款6項4目1節報酬に関してです。

人事異動等々で恐らく追加ということですが、どのような事業に従事する会計年度任用職員の報酬となっているのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） 会計年度任用職員の報酬でございますが、昨年まで再任用の職員でございます、こちらは任用替えといえますか、そういう対応になっております。

以上です。（「任用、今言ったのもう一回」の声あり）再任用職員から会計年度任用職員に任用替えになったということです。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、国際村のスタッフというか、職員、再任用の方等々十分なスタッフの人数で回っていて、この方は同じような事業を今後も今までと同じように従事していくのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） そうですね。これからも国際村スタッフとしてやっていくのでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。2問目は、次は19ページになります。

まずは児童手当の追加、3款2項2目19節扶助費、これは拡充分ということで、説明では十分に説明していただけたんですが、この対象者、随分増えるかと思うんですが、対象者の増加分の説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 増加分につきましては、説明にもありました所得制限の撤廃

と高校生までの引上げ、第3子以降の支給額の拡充になりますが、新たな受給対象児童といたしまして、高校生500名、所得超過20名ほどを見込んでおります。第3子を現在250名と見込んでおまして、全体では2,352名の支給児童になると見込んでおります。

高校生500人分ですけれども、こちらの1万円も支給になりますので、そちらの4か月分といたしまして200万円ほどですか、所得超過の分といたしまして20人1万円の4か月分、第3子以降につきましては250人、こちらは単純に3万円の支給と見込んでおりますので、掛ける4か月分の300万円、およそこの金額を見込んでおります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問目に移ります。

同ページ、3款2項6目18節負担金補助及び交付金の不妊検査費助成金と不妊治療費助成金に関してになります。

全協の説明で「法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること」という説明をいただきました。事実婚関係にある夫婦というところは、どのように町としては判断というか、判定というか、決めるのかというところの御説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 対象者の事実婚関係につきましては、県から事実婚に関する何点か確認する部分が必要として出てきておりますので、例えば結婚はしてないけれども一緒に暮らしているとか、世帯の生計を一緒にしているとか、そういったところを事実婚と認めるかどうかというところの県の基準を参考にいたしまして判定するというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、県の基準といいますとそれぞれ日本全国津々浦々あるかと思うんですが、宮城県の基準ですと同性婚の事実婚を認めると記載されているかどうかお伺いいたします。同性婚というか、同性のパートナーだったり性転換したりとか、そういったものは記載があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そちらは確認しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 例えばそういった方々が窓口に来て問合せがあった場合はどのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今のところ基準に沿って対象になるかどうかというところを見させていただくようになりますので、そういったところは今後県に確認して対応していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。佐藤信輝議員、何問でしょうか。

○3番（佐藤信輝君） 2問お伺いします。

20ページ、6款1項3目7節、鳥獣対策、イノシシ対策と説明がありましたが、その対策の内容と、成果があったのかどうかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今回の補正予算に計上させていただいた内容につきましては、宮城県猟友会に捕獲をお願いしているものに伴う費用となります。

昨年11月に町内でイノシシが目撃されておりまして、半年以上経過しておりますが、箱わなによる捕獲を対策として行っておりまして、町内5か所に増設して設置しておりますが、現時点では捕獲できていないという状況にあります。

この費用につきましては、猟友会塩釜支部に登録している4名の方への活動に伴う謝金と餌代、活動に伴う保険料ということで今回補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 今後も箱わなで捕獲するのでいくんでしょうか、変更など考えていますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 対策の方法といたしましては、猟友会メンバーの猟銃でというのがあるんですが、七ヶ浜町内は住宅地に接しているということで、射撃での捕獲は難しいということで、地域特性の中では箱わながベストだということで、猟友会と協議をいたして取り組んでいるところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問、2問目、同じ20ページ、9款1項4目14節、菖蒲田浜地区避難所電源切替え工事なんですけど、これの内容をお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 災害時、停電等になった場合、電気の供給を外にある発電機に切り替える工事でございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょうか。

○12番（歌川 渡君） 1点だけになります。

ページが19ページ、3款2項6目18節負担金補助及び交付金の中の不妊治療費助成金20人等々ありました。そこで、3年間の事業ということですがけれども、過去にも令和3年度で同じような事業をやっております。全協の説明では少子化対策の一つであるということでもあります。

そこで、今回20人を対象にしてということで計上しておりますが、令和3年度での実績、件数から見て、不妊治療に成功して出産したケースというのは何件ぐらい実績的にあるのかどうか。それを見込んでの今回の20人ということで計上しているかと思えますけれども、その点、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず令和3年度の実績を申し上げます。申請人数13名のうち妊娠された方が8名という実績でございます。それを基に今回20名ほど見込んでおります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私はこの事業そのものに反対するものではありませんが、七ヶ浜町の合計特殊出生率を見ますと、子供ができない人に対して不妊治療で子供を授かって産み育てるということ自体はいいことだと思うんですけれども、七ヶ浜は平成30年度から令和4年度までの県または国の合計特殊出生率から見るとかなり低いということで、少子化対策及び子育て支援推進事業の中でこういう方たちに対する合計特殊出生率を上げるための施策というのはほかに検討したことがあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今回の不妊検査費及び不妊治療費の助成につきまして、これ以外にということでございますか。（「これも大事だけれども、もっとほかにあるんじゃないの」の声あり）これ以外に少子化対策としては、出生につながる少子化対策としては今のところはなかったと認識しております。

今回、宮城県で緊急的に少子化対策事業として打ち出しましたが、それに上乗せをすることによって、より妊娠、出産につなげるという目的で今回少子化対策として事業を出させていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 県は県の事業として3か年やるということかと思えます。そこで、例えば令和4年度（2022年度）の県の合計特殊出生率は1.09です、七ヶ浜の場合だと同年1.05。要

するに、県は1.09でこういうことをやらなければいけない、しかしそれ以上に七ヶ浜は合計特殊出生率が低い。これだけでは、県に乗っていただけでは、前者が一般質問された何だか表明自治体にだんだん近づいていくのかもしれないけれども、そういうことを考えると、これだけではない、担当課としての事業というのは進展する必要があるのかなと思ったんですけれども、新年度事業の中で新たな事業というのは、今の時点、今後も模索していくような考えはあるのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 担当課長が申しあげましたけれども、今の段階では新たな事業の展開ということはありません。ただ、今後、来年度の予算編成に当たって、何か有効な手だてが出てくれば、そういったものを来年度予算なり何なりに計上するという事は十分考えられると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。なければ、残りの3問、仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 18ページでございます。3款1項10目18節について伺います。

原資として、デフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応の給付金や定額減税一体の措置が交付金により国から示されたものと理解しております。自治体の役割としては、今回計上されました低所得者支援及び定額減税に係る調整給付金でございます。

定額減税については6月から適用されるということで、メディアにおいても様々な報道がされております。その中で、自治体の役割については調整給付金の対象者の抽出であったり、本町においても急ピッチでその辺の作業が進められるものと理解しております。

全協では8月下旬に1回目の支給を予定されていると説明をいただきましたが、改めて、12節のシステム改修も含めまして、町の役割、作業及び今後の住民周知などの予定につきまして、改めて説明を求めます。また、作業について課題などがあれば併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） これからシステムの改修をさせていただきますと、国からの所得税等の算定ツールのシステムに調整給付金の対象者を入れ込みまして、町で改修するシステムと連動させて、給付申請するための通知の用意とかさせていただきますと予定しております。

それが大体7月下旬を見込んでおりまして、その後8月、住民の方に確認書という形で送らせていただきまして、内容等を確認させていただいた上で8月下旬を目安に支給させていただきたいと考えております。

課題としましては、どうしても対象者が多くなってきておりますので、その辺、ミスのない

ような形で支給させていただきたいと考えております。

また、住民への周知でございますが、今後、ホームページ等で分かりやすく御説明させていただくということと、あとは広報、また対象者への御案内の通知、そういったものも含めて漏れのないような形で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 課題と言いましたのは、報道を中心に見たものですが、抽出作業が大変になっているのかなど。システム会社と一緒にやっていくということですが、その辺の人的問題であったりそういった課題についてはどういったことが想定されるのか、何か想定されるものがあれば、そういったものがクリアされて予定どおりに進行できるものと理解してよろしいのか、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 給付の作業に関しましては、当課、長寿社会課で行いますけれども、対象者の抽出であったりというところでは税務課との共同で、庁内連携でさせていただくということで、できるだけ早く支給できるような形に持っていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 連携で十分なのかというところでございます。通常業務もございまして、そちらに関して人的補完というか、そういった考えについて、国からどういったことが示されているとか、町の考えについて、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

一番心配になるのは、漏れが出るのではないかと、こう急がせられますと漏れが出るということで、確認作業にかなりの人手が必要になってきます。それで、税務課と連携してやるという回答を申し上げましたけれども、それだけでは足りなくなるのではないかとということで、総務の人員なんかも派遣できないかということも検討しておりますし、あるいは途中、必要であれば会計年度任用職員を臨時にあれでできるか、あるいはなかなか確保できないという部分もありますので、その辺は派遣ができるか、そういったものもいろいろ検討しながらやっていくしかないのではないかと考えています。ただ、人手がかかるということと漏れがある、時点時点での捉え方に錯誤が出たりするのではないかとという心配がありますので、それに対応する職員の体制というのがなかなか取りにくいということでもあります。実際に最初に手当とする部分については何とかできると思うんですけれども、その後にそういった作業が出てきた場合にはどん

どんどん人手が取られるということで、ほかの事業にも影響出てくるのではないかと心配しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○13番（仁田秀和君） 質問は終わりましたが、そういった漏れがないように人員配置をして、しっかりと整備していくということで理解しました。

それでは、2問目は20ページです。6款1項3目11節、鳥獣対策について伺います。

前者も質問ございましたが、説明ではイノシシの捕獲のため、県猟友会に御協力をいただいているということでございます。猟友会の皆様には御協力いただいていることに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

町の対策として、箱わなを設置してさらに御協力をいただくということで、実際にイノシシの捕獲に向けて取り組んでいるということですが、なかなか成果が見られていないのが現状であるということでございます。

これは人づてに聞いたことなので、この場で話すことが適切なのかわかりませんが、イノシシについては車と衝突している事例があるということでございます。実際に町民の方にも被害が出ているという状況でございます。これは人的被害が出ないうちの対策が求められているというわけでございます。

現状、箱わなを設置していくということでございますが、猟友会の方であったりそういった専門家のアドバイスをいただき、できるだけ早い捕獲といった、ほかの対策は考えておられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきました対策でございますが、ほかの対策もいろいろ県猟友会の支部長とお話をさせていただきましたが、この対策については、松島、利府についても同じように箱わなということで、住宅地に接するエリアについてはまずは箱わなということで、これ以外に、山にわなそのものを設置するというやり方があるんですが、これは仮に人であるとかほかの動物に危険だということで、まずはわなに入れて、その後に猟銃で処分するというやり方がベストだということで、このやり方と。4月、連休以降も目撃情報がございますので、わなの設置場所を目撃があった場所周辺に何か所か移動させていただいておりますので、引き続きそのような対応で捕獲したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね。聞いているとなかなか後追いになっているかなというところ

ろで、専門家といったのはそういった生態に詳しい専門家であったりとか、そういったアドバイスをいただくというの必要なのかなと考えますけれども、今回は猟友会への謝金ということで、これには含まれてないのかなと思いますけれども、猟友会の中にもそういった知識をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、それが今は適切として、箱わなで今後もやっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 猟友会の支部長がそういった資格をお持ちの方で、広く七ヶ浜以外、利府、松島、熊の捕獲なんかも専門的にやられている方ですので、その方から現時点で七ヶ浜でのやり方はこれがベストだということで、なかなか実績が上がっていないところですが、引き続き粘り強く、早期の対策ということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） しつこくなりますけれども、箱わなというものの、国際村の付近ですか、あそこら辺に設置されてあるのが、いたずらなのか何なのか、閉まっていたというのを近所の方に聞きまして、いたずらですかね、そういったこともあり得るのかなと。こういう事例は耳に入っていると思うんですけども、そういったところの対策については十分に取られているのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 議員おっしゃるように、いたずらではなくて、ほかのタヌキであるとかキツネのいたずら、箱わなに餌をまいていまして、これは何度か写真でも確認しているんですが、タヌキがいたずらをして、箱わなをつっているワイヤーを切っているんです。その影響で遮断されると。これはほかの場所で何か所かございまして、猟友会メンバーと職員が2日に1回は見回りをしまして、餌の補充とかもしておりますので、引き続き、いたずらというか、わなが閉まっていれば上げるという対応を続けていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 最後、3点目です。同じく20ページの9款1項4目14節、こちらについても前者の御質問がございました。

菖蒲田浜地区避難所電源切替え工事についてでございます。

災害時の電源を切り替える工事で、説明では、地区から要望があり、電源切替え工事ということでございます。

避難所ということで、いつ起こるか分からない災害に備えるために早急な対応が求められる

ものと思いますが、今回計上された経緯については地区の要望であるということですが、町としまして、その後、調査などはされたのか、電源切替え工事だけで十分ということで理解しているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 菖蒲田だけでよろしいでしょうか。（「調査されたのであれば全地区」の声あり）全地区はまだしておりません。

今回の菖蒲田の場合は、発電機を地区で用意していただいたということで、菖蒲田を先行して工事をさせていただくというところがございます。以上でございます。（「調査はしたの、してないの」の声あり）全地区の調査ということでよろしいですか。菖蒲田の調査でよろしいですか。（「今回計上されたのは菖蒲田」の声あり）菖蒲田は、現地に行きまして、電気事業者と立ち会いまして調査を行ってございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） それでは、残り1問、佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 同じく20ページ、9款1項4目14節工事請負費です。

こちらに関して、違う観点から質問させていただきます。

こちらは地区からの要望で計上されているという説明がありましたが、どのような申請を踏んでここまで至ったのか、様々一般質問等々で避難所の問題であったり公民館のシートの問題、ガラスが壊れてしまうのではないかと、それぞれ地区の避難所でいろいろな問題を抱えています。このように菖蒲田では申請して計上されるという結果でしたので、どのようなステップを踏んでこの金額が計上されたのかというところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず要望書が今年4月1日に上がってまいりました。菖蒲田浜の区長のお名前で要望書を頂きました。それで、災害時に使用するものだということがございます。通常時ではございませんので、地区避難所ではなくて、地区公民分館でやるところになりますと生涯学習課のエリアになります。災害時に使うということになりますと防災対策室のエリアになるというくくりでございます。それで防災対策室で受付をしまして、要望書を上司に上げたというところがございます。以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 再度確認します。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。開始時間は午後4時からといたします。

午後3時52分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第8に入る前に、先ほどの8番熊谷議員の質問に対して、改めて説明をするということですので、よろしくお願いします。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 先ほど熊谷議員から、調整給付金の4月以降に生まれた方の対象要件について御質問いただいたわけなんですけれども、支給要件等を改めて確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第39号 令和6年度七ヶ浜町健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第39号令和6年度七ヶ浜町健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第39号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は21ページを御覧ください。議案書21ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,295万3,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書26ページをお開き願います。26ページです。

5款1項1目一般会計繰入金53万7,000円は、後ほど歳出で御説明いたします加入者情報のお知らせに係る電算処理委託料の財源となるものです。

8款1項1目社会保障税番号制度システム整備費補助金341万6,000円は、後ほど歳出で御説明しますマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及び加入者情報のお知らせに係る郵送料の財源となるもので、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費11節通信運搬費55万6,000円は、加入者情報のお知らせを送付するための郵送料であります。これは、全ての保険者から加入者の方々へ個人番号下4桁を含む加入者情報を通知することとされたことから送付するものであります。これにより、加入者の方々が御自身のマイナンバーと御自身の個人情報が適切にひもついていることを改めて確認いただけるようにするものであります。

12節電算委託料339万7,000円は、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、新たに資格確認書を交付するための機能を搭載するなどのシステム改修分が286万円、加入者情報の送付に係る電算処理委託料が53万7,000円であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第40号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第40号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は28ページを御覧ください。28ページです。

第2条は、収益的支出について、事業費用の既決予定額に133万7,000円を増額し4億6,235万4000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。30ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項3目業務費5節委託料133万7,000円を増額については、令和6年定例会3月会議の補正で追加しました債務負担行為、水道料金調定収納システム改修業務委託について計上したものです。契約額の133万7,000円を増額したものでございます。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第41号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第41号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書31ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入について事業収益の既決予定額に4万9,000円を増額し5億5,924万2,000円に、収益的支出について事業費用の既決予定額に14万5,000円を増額し5億5,712万6,000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。34ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目その他補助金1節その他補助金4万9,000円増額については、公益社団法人宮城県建設センターからの下水道事業普及啓発支援助成金でマンホールカード印刷費に充当するものでございます。充当率は100%でございます。

35ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項3目汚水ポンプ場費6節保険料12万5,000円増額と6目総係費19節保険料1万4,000円増額については、下水道事業の企業会計移行に伴う共済保険料の整理でございます。

1款1項5目業務費2節印刷製本費6,000円増額は、マンホールカード印刷費に不足が生じることから追加するものでございます。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、報告第1号専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 報告第1号専決処分による七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例の内容について説明いたします。

議案書36ページを御覧ください。36ページです。

改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として令和6年4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の改正が必要になったものであり、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものでございます。

今回の主な改正は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の規定の新設、固定資産税の土地に係る負担調整措置等について現行措置等を3年延長する改正、そのほかは関係法の施行に伴う文言の修正並びに引用条項の項番号ずれなどの改正となっております。

今回の改正の概要につきましては、別冊の議案参考資料に基づき、条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ説明いたします。

それでは、別冊の議案参考資料の11ページの新旧対照表を御覧ください。

条例第51条、町民税の減免、第2項については、文言の整理と職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、条例第56条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第1項については、関係法令の改正により引用条項を改正するものでございます。

次に、議案参考資料13ページを御覧ください。

条例第71条、固定資産税の減免、第2項については、文言の整理と職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、議案参考資料の17ページを御覧ください。

条例附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除については、個人住民税所得割額から減税額を控除する定額減税の規定を追加するものです。

定額減税につきましては、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の

計4万円の減税が行われます。

個人住民税においては、所得割額から納税者控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を控除するようになります。

次に、条例附則第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例につきましては、納税通知書に記載すべき各納期の減税後の納付額について規定したものでございます。

次に、議案参考資料の20ページを御覧ください。

条例附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例につきましては、公的年金等の所得者の減税額について規定したものでございます。

次に、議案参考資料の26ページを御覧ください。

条例附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除については、令和7年度における同一生計配偶者の減税額について規定したものでございます。

次に、議案参考資料の27ページを御覧ください。

条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村税条例で定めるものでございます。いわゆる「わがまち特例」と言われるものになります。

第14項から28ページの第19項までの引用条項の番号ずれを改正しまして、第14項から第20項を1項ずつ繰り下げ、新たに第14項を追加するものでございます。

なお、追加する第14項につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例を定める特例割合を7分の6と規定するものでございます。

次に、第21項を削り、第22項から第23項までの引用条項の項番号ずれを改正し、新たに24項を追加するものでございます。

追加する第24項につきましては、滞在快適性等向上区域において、道路等の公共施設と併せて民地のオープンスペース化等を行った場合に、課税標準の特例で定める特例割合を2分の1と規定するものでございます。

次に、第24項から第25項までの引用条項の項番号ずれを改正し、第24項から第27項を1項ずつ繰り下げるものでございます。

次に、条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、31ページの第8項から32ページの第13項までの引用条項の項番号ずれを改正しまして、第3項から第14項を1項ずつ繰り下げ、新たに3項を追加す

るものでございます。

なお、追加する第3項につきましては、所有者より減免措置に係る申告の提出がなかった場合でも、管理者等から提出があれば職権により減額措置を適用できるようにする規定を追加するものでございます。

次に、議案参考資料の34ページを御覧ください。

条例附則第11条から37ページ、第13条については、固定資産税の土地に係る負担調整措置等について現行措置を3年延長する改正となります。

次に、議案書48ページを御覧ください。議案書の48ページです。

この条例の施行期日は、原則、令和6年4月1日からとなっておりますが、附則第1条第1号から第2号については各号に掲げる日からの施行となります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切り、報告について終了いたします。

日程第12 報告第2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 報告第2号専決処分による七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書49ページを御覧ください。49ページです。

改正の理由につきましては、報告第1号と同様で、関係法律等が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものでございます。

改正内容につきましては、条文の読み上げは割愛し、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料44ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例附則第3項を削り、第4項から第5項までの引用条項の項番号ずれを改正し、第4項から第5項を1項ずつ繰り上げ、新たに第5項を追加するものでございます。

追加する第5項は、滞在快適性等向上区域において、道路等の公共施設と併せて民地のオープンスペース化等を行った場合に、課税標準の条例で定める特例割合を2分の1と規定するものでございます。

次に、附則第6項については、関係法令の引用条項の項ずれに伴う改正でございます。

附則第8項から47ページ、第13項までは評価替えに係る適用年度の更新及び固定資産税同様に土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長するものでございます。そのほかはいずれも関係法令の引用条項の項ずれによる改正でございます。

議案書51ページにお戻りください。

この条例の施行期日は、付表第1項のとおり、令和6年4月1日でございます。

以上、主な内容の報告、説明となります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第13 報告第3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、報告第3号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 報告第3号専決処分による七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は53ページになります。53ページです。

改正の理由につきましては、このたびの税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたものであります。

改正の内容は、課税限度額の引上げと、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準額の引上げであります。

それでは、別冊の議案参考資料にて御説明いたします。

議案参考資料50ページを御覧ください。議案参考資料50ページになります。

新旧対照表です。

第2条及び第23条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものです。

次のページをお開きください。

第23条第1項第2号及び第3号の改正は、軽減判定所得の算定において被保険者等の人数に乘ずる金額を引き上げるものであり、第2号は5割軽減について「29万円」を「29万5,000円」に、第3号は2割軽減について「53万5,000円」を「54万5,000円」に引き上げ、いずれも改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書55ページを御覧ください。議案書55ページです。

附則第1項のとおり、この条例の施行期日は令和6年4月11日からであり、附則第2項のとおり、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用となります。

以上、改正内容の報告、説明となります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第14 報告第4号 令和5年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、報告第4号令和5年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 報告第4号令和5年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書の56、57ページを御覧ください。

今回報告いたします繰越事業は、令和6年定例会3月会議、議案第20号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）で議決いただいた繰越明許費12事業でございます。

翌年度に繰り越した額は1億6,837万1,417円で、財源のうち未収入特定財源は社会保障税番号制度システム整備事業に充当する社会保障税番号制度システム整備費補助金や学校給食食材

費高騰対応事業、水道料金減免に係る水道事業補助、物価高騰対応重点支援給付金支給事業等に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの8,503万417円で、一般財源は8,334万1,000円であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切り、報告について終了いたします。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもちまして、本定例会6月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日6月6日から12月27日までの205日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日6月6日から12月27日までの205日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時34分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員